

平生町告示第46号

令和4年第10回平生町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和4年11月30日

平生町長 浅本 邦裕

- 1 期 日 令和4年12月13日  
2 場 所 平生町議会議場
- 

○開会日に応招した議員

中村 一幸君	中丸 和則君
中村 武央君	中本 敦子さん
赤松 義生君	河藤 泰明君
岩本ひろ子さん	細田留美子さん
河内山宏充君	平岡 正一君
村中 仁司君	中川 裕之君

---

○応招しなかった議員

---

---

令和4年 第10回(定例)平生町議会会議録(第1日)

令和4年12月13日(火曜日)

---

議事日程(第1号)

令和4年12月13日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 発委第3号 平生町議会会議規則の一部を改正する規則
- 日程第6 議案第49号 令和4年度平生町一般会計補正予算
- 日程第7 議案第50号 令和4年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第8 議案第51号 令和4年度平生町下水道事業特別会計補正予算
- 日程第9 議案第52号 令和4年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算
- 日程第10 議案第53号 令和4年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計補正予算
- 日程第11 議案第54号 令和4年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第12 議案第55号 令和4年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算
- 日程第13 議案第56号 平生町個人情報保護法施行条例
- 日程第14 議案第57号 平生町情報公開・個人情報保護審査会条例
- 日程第15 議案第58号 平生町情報公開条例及び平生町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第59号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第60号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 日程第18 議案第61号 平生町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第19 議案第62号 町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第20 議案第63号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第21 議案第64号 平生町下水道事業の設置等に関する条例
- 日程第22 議案第65号 工事請負契約の締結について(変更)

令和3年災害 第18-101号

農道平生中央地区線道路災害復旧工事

日程第23 一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑

日程第24 委員会付託

---

本日の会議に付した事件

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 行政報告

日程第5 発委第3号 平生町議会会議規則の一部を改正する規則

日程第6 議案第49号 令和4年度平生町一般会計補正予算

日程第7 議案第50号 令和4年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算

日程第8 議案第51号 令和4年度平生町下水道事業特別会計補正予算

日程第9 議案第52号 令和4年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算

日程第10 議案第53号 令和4年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計補正予算

日程第11 議案第54号 令和4年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算

日程第12 議案第55号 令和4年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算

日程第13 議案第56号 平生町個人情報保護法施行条例

日程第14 議案第57号 平生町情報公開・個人情報保護審査会条例

日程第15 議案第58号 平生町情報公開条例及び平生町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例

日程第16 議案第59号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

日程第17 議案第60号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

日程第18 議案第61号 平生町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

日程第19 議案第62号 町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第20 議案第63号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第21 議案第64号 平生町下水道事業の設置等に関する条例

日程第22 議案第65号 工事請負契約の締結について（変更）

令和3年災害 第18-101号

農道平生中央地区線道路災害復旧工事

日程第23 一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑

日程第24 委員会付託

---

出席議員（12名）

1番 中村 一幸君	2番 中丸 和則君
3番 中村 武央君	5番 中本 敦子さん
6番 赤松 義生君	7番 河藤 泰明君
8番 岩本ひろ子さん	9番 細田留美子さん
10番 河内山宏充君	11番 平岡 正一君
12番 村中 仁司君	13番 中川 裕之君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

局長 重歳 征二君                      書記 加村 直子さん

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	浅本 邦裕君	副町長	高木 哲夫君
教育長	清時 崇文君	会計管理者	田坂 孝友君
総務課長	中尾 和正君	地域振興課長	星出 一明君
デジタル推進課長兼新庁舎業務担当課長			横田 佳幸君
町民福祉課長	淵上万理子さん	税務課長	池田 真治君
健康保険課長	金岡 泰史君	産業課長	吉岡 文博君
建設課長	友田 隆君	環境政策室長	山本 和也君
教育次長兼学校教育課長			河島 建君
社会教育課長兼社会体育班長事務取扱			三村 直子さん
総務課財務班長	山本 順一君		

---

午前9時00分開会・開議

○議長（中川 裕之君） ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより令和4年第10回平生町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

### 日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（中川 裕之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において中丸和則議員、中村武央議員を指名いたします。

---

### 日程第2. 会期の決定

○議長（中川 裕之君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から12月21日までの9日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は9日間と決しました。

---

### 日程第3. 諸般の報告

○議長（中川 裕之君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

お手元に配付しております議会日誌のほか、議員派遣報告並びに地方自治法第121条第1項の規定による本定例会における議案等の説明のため出席を求めた者の報告をもって、諸般の報告といたします。

---

### 日程第4. 行政報告

○議長（中川 裕之君） 日程第4、行政報告を行います。

町長に行政報告を求めます。浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 議員の皆さん、おはようございます。

光陰矢の如しと申しますが、月日の流れるのは早いものでもう師走の半ば、令和4年も残すところ半月余りとなりました。

今年、開催いたしました議会は定例会、臨時会合わせまして10回となっております。昨年の13回には及びませんが、その時々の課題に適時取り組んでこられたのは、議員の皆さまの多大なる御理解と御協力のおかげだと感じております。改めて感謝申し上げたいと思います。

さて、令和4年を振り返ってみますと今年も新型コロナウイルス感染との闘いの1年でありました。年明けは穏やかなものであったと記憶しておりますが、年明け早々、これまでにないレベルでの急激な感染拡大、第6波が始まりました。

夏には第6波を上回る大流行、第7波が起り、特に8月には新規感染者が20万人を超える

日が続きました。8月19日をピークに減少に転じましたが、10月上旬を底に再び増加傾向となり、11月後半には10万人を超えるなど、第8波の感染拡大が始まっている状況となっています。2月24日には、ロシアが隣国ウクライナに軍事侵攻するという驚くべきニュースが世界を駆け巡りました。この軍事侵攻は現在進行形であり、エネルギー問題や食糧問題など世界中に多くの影響を与えています。我が国においても食料品や電気料金の引上げをはじめとする物価の高騰は、家計を直撃する深刻な問題となっています。現在、物価高騰対策を目的とした諸事業に取り組んでおりますが、新型コロナウイルス感染対策と同様に先が見えない状況となっております。

さきの臨時会におきましても述べさせていただきましたが、先月の町長選挙におきまして2期目の当選を果たすことができました。改めて、議会の皆様の御支援に心から感謝申し上げます。12月11日から2期目の任期が始まっておりますが、改めてその重責に身の引き締まる思いがいたしております。立候補に際しまして、町民の皆様にお示した、「みんながいきいきできるまちづくり」「みんなが健やかに暮らせるまちづくり」「みんなが満足できるまちづくり」「みんながつながるまちづくり」の4項目に全身全霊をかけて精進してまいる所存でございますので、これまで同様、御指導御鞭撻を賜りますようよろしくお願いいたします。

そうした中、令和4年第10回平生町議会定例会を開催いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、御多忙中にもかかわらず全員の御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

それでは行政報告に入る前に、国の動向について触れてみたいと思います。

我が国経済の状況は、11月の月例経済報告によると「景気は緩やかに持ち直している」とされ、先行きについては、「ウィズコロナのもとで、各種政策の効果もあり景気が持ち直していくことが期待されるが、世界的な金融引締め等が続く中で、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっており、物価上昇、供給面での制約、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある」とされています。

今月2日には、一般会計の総額が2兆8,222億円となる第2次補正予算が参院本会議で可決、成立いたしました。このことにより政府の「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」が実行段階に移行し、電気料金等を抑える負担軽減策が来年1月使用分から始まることとなります。

また、ガソリンなどの価格を抑える燃油補助金も計上されており、これらにより家計負担の軽減を図るとともに予備費に新型コロナ対応、物価高対応分の積み増しに加えて、ウクライナ危機に対応した新たな枠組みが創設されています。

次に、本町における新年度に向けた取組をスタートさせましたので、そのことに少し触れてみ

たいと思います。

去る12月5日に開催された課長会議において、令和5年度予算編成方針を各課に対して詳しく説明したところであります。

本町の財政状況は、令和3年度一般会計決算においては、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は前年度に比べて6.7ポイント改善されたところですが、依然として依存財源に頼らなければならない状況にあり、国の動向に左右される不安定な状況であることを認識しているところであります。

また、財政の健全化を示す健全化判断比率である実質公債費比率、将来負担比率はともに前年度から改善されていますが、庁舎の外構整備や公共施設の老朽化対策、一部事務組合の施設更新、さらにはDX関連経費や国道188号柳井・平生バイパスの地元負担事業などにより、今後、大幅な改善は見込めないと推測しているところであります。

依然として新型コロナウイルスによる影響が見通せない中、生産年齢人口の減少による税収減、高齢者人口の増加による義務的経費の増加など非常に厳しい財政運営を余儀なくされる状況ではありますが、第五次総合計画に位置付けた基本目標の施策を展開するとともに、特に少子化対策を着実に推進し、希望に満ちた次世代につながる予算編成を求めたところであります。

なお、具体的な予算編成にあたっては、今後の国や県の動向を注視し、的確な情報収集を行い、対応に遺漏なきよう努めてまいりたいと考えております。

それでは、9月定例会以降の諸般のことについて、行政報告として触れてみたいと思います。

まずは、新型コロナウイルスワクチン接種事業の進捗状況について報告いたします。本町の新型コロナウイルスワクチン接種は、昨年4月に75歳以上の高齢者を対象とした優先接種の実施によりスタートいたしました。12月1日現在で1回目の接種を終えた人数は9,587人、2回目の接種を終えた人数は9,533人、3回目の接種を終えた人数は8,269人で、3回目の接種率は86.84%となっております。

9月14日に開催された厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会でオミクロン株対応ワクチン接種の方針が示されことを受け、1回目、2回目の初回接種を完了した12歳以上の全ての住民を対象にオミクロン株対応の2価ワクチンの追加接種を行ってまいりました。

追加接種につきましては、まず、1医療機関において4回目接種対象者のうち未接種であった者を対象にオミクロン株対応ワクチンへ切り替えて接種することから始めました。その後順次初回接種あるいは3回目が終了した方について6医療機関による個別接種や集団接種を実施してまいりました。4回目接種については5,718人が接種を終えており、接種率は69.84%となっております。10月21日からは、接種間隔が5か月から3か月へ短縮されたことから、11月上旬に5回目の接種が可能となる方へ接種券を発送し、順次接種を行っているところであります。

ります。

また、従来株対応ワクチンではありますが、5歳から11歳までの3回目の接種を10月15日と11月19日に実施し、生後6か月から4歳までの接種については県内医療機関での接種について対象者へ案内を送付しているところです。

次に観光振興について報告いたします。10月8日、土曜日に、町観光協会主催による大星山サイクルフェスタが3年ぶりに開催されました。当日は突き抜けるような青空のもと、全国各地から平生町にお越しいただいたサイクリストの皆さん約150人によりヒルクライムが行われました。他にも、町内の飲食店を巡るたベリングサイクルや、特設バルーンコースの中を子供たちが駆け巡るキッズバイク体験など多彩な催しも行われました。コロナ前と全く同じというわけにはいかないまでも、これまでの我慢を少しだけ忘れることのできる久々の時間であったと感じております。

次に、オリーブの収穫、搾油体験イベントについて報告いたします。植樹から3年が経過し、少しではありますが、阿田多オリーブパークのオリーブが収穫可能な状況になったことから、10月22日、土曜日に、住民を対象とした収穫、搾油体験を実施いたしました。

当日収穫されたオリーブからは、本当にわずかなオイルしかできませんでしたが、平生産オリーブの最初の一滴を住民の皆さんと一緒に絞ることができたことは、喜びもひとしおでございます。参加された皆様も楽しいひと時を過ごすとともに次への希望を体験することができたと感じております。今年はわずかなオリーブの収穫でございましたが、これから収穫量が増していけば新たな特産品になるものと期待しているところでございます。

次に産業まつりについて報告いたします。昨年、一昨年とオンラインで開催いたしました産業まつりでございますが、今年度は体育館周辺、特産品センター周辺、漁協周辺の3つのブースで、屋外イベントとして3年ぶりに開催することができました。今回は久々のイベント開催ということで実行委員会の皆様方には御苦労が多かったと思いますが、好天にも恵まれ、その苦労をはねのけるほどの盛況ぶりであったと感じております。テレビ局の取材もあり、平生の元気のアピールになったものと考えております。私も各ブースを見て回らせていただきましたが、皆様の楽しそうな顔を拝見していると、早く平穏な日常が戻ってきて欲しいと願うばかりでございました。まつりの夜には商工会のはからいにより、花火が打ち上げられました。澄み切った空気の中での晩秋の花火も良いですが、来年には夏の夜空に大輪の花火を咲かせる花火大会が行われることを心待ちにしたいものでございます。

最後に、人権の取組について御報告いたします。山口地方務局周南支局管内の地域人権啓発活動活性化事業として、人権意識の普及高揚を図ることを目的とした「人権週間のつどいinひらお」を去る12月4日、日曜日に平生町武道館において開催いたしました。新型コロナウイルス



ス感染症感染拡大の影響により令和2年度開催予定が今年度となったもので、本町での開催は平成21年以来、実に13年ぶりの開催となりました。

つどいでは中学生の人権作文コンテスト周南地区大会の表彰や作文の朗読のほか、北京・ロンドンパラリンピック競泳日本代表の伊藤真波さんを講師に迎え「あきらめない心」と題した講演会を行いました。バイクの事故で右腕を失った女の子が、夢をあきらめずに看護師になられたお話やバイオリンの演奏を披露されるなど、障がいを受入れ何事にも前向きに頑張っておられる生き方に感動させられました。

また、会場には平生・佐賀両小学校の人権の花運動の活動記録を展示し、子供たちの人権思想の輪が広がる様子をうかがうことができるなど、所期の目的を達成できたものと考えております。

以上で、行政報告を終わります。

.....

○議長（中川 裕之君） 次に教育長に教育行政に関する報告を求めます。清時教育長。

○教育長（清時 崇文君） それでは、9月定例議会以降の教育行政における進捗状況及び経過について、御報告申し上げます。

まず、総合教育会議についてです。地方公共団体の長及び教育委員会により構成されるこの総合教育会議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正によりまして、平成27年から開催しているもので、今年度も「教育条件の整備など重点的に講ずべき施策について」を議題に本会議の招集を求め、11月4日に会場を平生中学校として開催しています。

今年度は、会議の前にオンライン英会話の授業を参観し、子供たちの活動に実際に触れて開催されました。議題の中では、本年度の重点推進事業の中から、学力向上の推進、学びの支援、支援員等の配置、地域で支える子育て環境、スポーツの推進と振興をテーマに活発な意見交換が行われ、有意義な会議となりました。

次に、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価についてです。先ほど総合教育会議で触れました、地方教育行政の組織及び運営に関する法律では「教育委員会は、毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を行い、その結果に対する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表しなければならない」とされています。

このことから、今年度も、令和3年度に取り組みました主要な施策を対象に点検評価を行いました。今回は、点検・評価結果の教育行政への早期の反映・活用を目指して、作業の着手を従前より2か月早め、8月から教育委員会事務局による自己評価と併せて、教育行政評価委員から評価をいただけるように進めてまいりました。評価結果につきましては、この12月定例会最終日の全員協議会において御報告をすべく準備をしているところでございます。

続きまして、本年度平生小学校が県教委の指定を受け実践研究をしています、令和4年度授業力向上実践研究について御報告いたします。この実践研究は、昨年度大幅な改定を行いました、

平生町授業スタンダードを基盤として、主体的・対話的で深い学びの充実に向けた授業改善をテーマに、町内小中学校全てに広げて取り組んでいるもので、平生小学校におきましては、10月5日に3年生、国語、11月2日に6年生、道徳、11月30日には2年生、算数、これを授業公開し、町内の教員はもとより、県内他市町の小中学校の教員、学校運営協議会委員など、各回とも50名を超える参加者を得て、授業力向上の取組の活性化を図ったところでございます。今後は、平生町授業スタンダードをさらに見直し、町内小中学校全体で、子供が主体的に学びを深める授業の在り方について、その授業改善に取り組んでいくこととしております。

続きまして、社会教育関連の行事についてです。

まず、10月16日に3年ぶりに開催となりましたファミリースポーツ・レクリエーション大会でございます。新型コロナウイルス感染対策として規模を縮小し、午前半日開催に変更するとともに、競技種目を工夫しての開催となりましたが、天候にも恵まれて多くの家族連れでにぎわい、約400人の参加がございました。

また、11月5日・6日には体育館・武道館において、これも3年ぶりに秋の文化行事、生涯学習表彰式、総合文化展、ふれあいコンサート、町民音楽祭、バザーが入場制限や会場内での食事制限など、新型コロナウイルス感染症対策を講じた上で開催をしています。この文化行事に加えて、これまでは青少年健全育成推進大会で行ってございました表彰や少年の主張コンクールの優秀作文の発表も合同で開催をいたしました。2日間で延べ1,000人の来場者があり、多くの皆さんに平生町の文化・芸術に触れていただくことができました。

なお、11月13日に、これも3年ぶりの開催に向けて準備を進めておりました駅伝競走大会は、24チームの申し込みがございましたが、雨天のため残念ながら中止となりました。

次に、中学校の部活動改革についてです。10月13日に今年度2回目の平生町地域部活動検討委員会を開催しました。ここでは、7月に児童生徒、保護者、部活動指導員、教員を対象に行ったアンケート結果と組織づくり・種目別検討部会の報告に加え、広報を通じた理解促進に向けて、広報ひらおへの掲載記事について協議をし、11月の広報により町民の皆様部に部活動の地域移行の現状についてお知らせしたところです。地域移行については、地域の受皿や新たな組織の検討、指導者の確保、会費の在り方など、課題は山積しておりますが、今後も継続的に検討委員会や部会を開催し進めてまいりたいと考えております。

以上をもちまして、教育行政の報告を終わります。

.....

○議長（中川 裕之君） これをもって行政報告を終わります。

---

#### 日程第5. 発委第3号

○議長（中川 裕之君） 日程第5、発委第3号「平生町議会会議規則の一部を改正する規則」についての件を議題といたします。

河藤議会運営委員会委員長に提案理由の説明を求めます。河藤議会運営委員会委員長。

○議会運営委員会委員長（河藤 泰明君） それでは、発委第3号「平生町議会会議規則の一部を改正する規則」につきまして提案理由の御説明を申し上げます。規則の改正の目的は、新庁舎整備に合わせて新たな議場システムが導入されました。このシステムには採決機能が備わっており、この採決機能を活用し、起立としている表決を電子採決システムにより表決をとることができるよう、規定の整備を図るものであります。各議員におかれましては、本提出議案に御賛同賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（中川 裕之君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより提出議案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

続きまして討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 以上で討論を終わります。

これより採決に入ります。

発委第3号「平生町議会会議規則の一部を改正する規則」は起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中川 裕之君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第6. 議案第49号

日程第7. 議案第50号

日程第8. 議案第51号

日程第9. 議案第52号

日程第10. 議案第53号

日程第11. 議案第54号

日程第12. 議案第55号

日程第13. 議案第56号

日程第14. 議案第57号

日程第15. 議案第58号

日程第16. 議案第59号

日程第17. 議案第60号

日程第18. 議案第61号

日程第19. 議案第62号

日程第20. 議案第63号

日程第21. 議案第64号

日程第22. 議案第65号

○議長（中川 裕之君） 日程第6、議案第49号「令和4年度平生町一般会計補正予算」から日程第22、議案第65号「令和3年度災害第18-101号農道平生中央地区線道路災害復旧工事の工事請負契約の変更契約の締結について」までの件を一括議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） それでは、本定例会に御提案申し上げます議案は、予算7件、条例9件、事件1件でございます。

議案第49号「令和4年度平生町一般会計補正予算」であります。今回の補正額は3,588万6,000円を追加いたしまして、予算総額は63億6,320万8,000円となるものであります。

初めに、今回の補正予算における、給料、職員手当、共済費、退職手当などの人件費につきましては、主には人事異動や給与改定に伴い補正をいたすものでありますことから、各費目についての説明は省略させていただきます。

また、会計年度任用職員にかかる人件費等につきましても、主には実績に基づく調整分について補正をいたすものでありますので、同様に省略させていただきます。

まず、歳出の主なものより申し上げます。歳出につきましては13ページからであります。

13ページから14ページにかけての一般管理費では、委託料の職員採用試験に要する経費を増額補正いたしております。

14ページの財産管理費では、公用車のガソリン価格及び庁舎の電気料金の高騰に伴い増額補正をいたすほか、財政基金への積立金を計上いたしております。

地域交流センター運営費においても、施設の電気料金の高騰に伴い増額補正をいたしております。

18ページの社会福祉総務費では、福祉タクシー助成券の交付件数増加に基づく今後の所要見込みにより増額補正をいたすほか、国保被保険者負担軽減対策費の確定などにより国民健康保険

事業勘定特別会計への繰出金を補正いたすものであります。

また、老人福祉総務費では、養護老人ホームへの新規入所者を見込み、老人保護措置費を増額補正いたすものであります。

障害者福祉費では、障害福祉サービス費におきまして主に生活介護や自立訓練等のサービス利用が増加していることから、今後の所要見込みにより増額補正をいたすものであります。

18ページから19ページにかけての高齢者保健対策費では、介護保険事業勘定特別会計、後期高齢者医療事業特別会計への繰出金を補正いたすものであります。

19ページの児童環境づくり推進事業費では、福祉センターの空調機更新経費を入札減により減額補正いたすほか、児童クラブで使用します掃除機、福祉センターで使用します空気清浄機などの購入に要する経費を備品購入費に計上いたしております。

20ページの保育所運営費では、法人保育園保育の委託料を今後の所要見込みにより増額補正いたすほか、寄附金を活用させていただき、園児のテーブルと椅子の購入に要する経費を備品購入費に計上いたしております。

中央児童館運営費では、需用費の修繕料において、施設や遊具の補修等に要する経費を計上いたしております。

21ページの母子衛生費では、寄附金を活用させていただき、身長計付体重計などの購入に要する経費を備品購入費に計上いたしております。

22ページの予防費では、1回目から3回目までの新型コロナウイルスワクチン接種に要した経費の精算に伴う補正をいたすものであります。

健康づくり推進事業費では、寄附金を活用させていただき、栄養指導に使用する備品の購入に要する経費を備品購入費に計上いたしております。

23ページの清掃費では、周東環境衛生組合への負担金を計上しており、主には電気料金の高騰に伴う増額によるものであります。

23ページから24ページにかけての農業振興費では、阿多田オリーブパークで使用します農業用資材の購入に要する経費を計上いたしております。

25ページの漁港建設事業費では、漁業集落環境整備事業特別会計への繰出金を補正いたしております。

28ページの下水道整備費では、下水道事業特別会計への繰出金を補正いたしております。

消防施設費では、日本消防協会から消防団災害活動車の交付を受けることとなりましたので、車両の運搬や登録等に要する経費を計上いたすものであります。

29ページの小学校費の学校管理費及び30ページの中学校費の学校管理費では、電気料金の高騰に伴う増額補正をいたしております。

32ページの図書館費では、寄附金を活用させていただき、図書の購入に要する経費を備品購入費に計上いたしております。

33ページから34ページにかけての災害復旧費では、単独事業といたしまして、農業用施設及び土木施設の復旧に要する経費を修繕料にそれぞれ計上いたしております。

また、林業用施設補助災害復旧費では、令和3年度の台風における被災箇所の追加工事に要する経費を計上いたしております。

34ページの諸支出金では、上水道企業費において田布施・平生水道企業団への負担金及び補助金を増額補正いたしており、主には電気料金の高騰に伴う増額であります。

また、渡船事業費では、共同運航事業における県補助金の確定に伴い減額補正をいたすものであります。

続きまして、歳入について、御説明申し上げます。前に戻りまして、8ページからでございます。

個人町民税につきましては、給与所得などが当初の見込みを上回ったことから、現年課税分を増額補正いたすものであります。固定資産税では、主に償却資産における設備投資の増加により、当初の見込を上回ったことから、現年課税分を増額補正いたすものであります。

9ページから11ページにかけての国庫支出金や県支出金につきましては、歳出で御説明しました各事業の特定財源であり、確定や見込みにより増額又は減額をいたすものであります。

11ページの寄附金につきましては、明治安田生命保険相互会社から私の地元応援募金としていただきました寄附金を子育て支援や地域住民の健康増進のための備品の購入に、眞工金属からいただきました寄附金を図書の購入に活用させていただくこととし、それぞれ充当いたすものであります。

雑入につきましては、山口県市町村振興協会から交付されます地域づくり推進事業助成金を計上し、交通安全対策費及び地域振興費にそれぞれ充当しております。

また、新型コロナウイルスワクチン接種対策費の過年度分の精算に伴います国からの負担金を計上いたしております。

12ページの町債では、災害復旧債におきまして林業用施設の補助災害復旧工事にかかる起債発行額を計上いたしております。

前に戻りまして、5ページには地方債の補正を計上いたしております。

なお、35ページから39ページに給与費明細書を、40ページには地方債に関する調書を添付しておりますので、それぞれ御参考に供していただきたいと存じます。

また、人件費を計上いたしております特別会計におきましても、各特別会計末尾に給与費明細書を添付しておりますので、御参考に供していただきたいと存じます。

以上で、議案第49号「令和4年度平生町一般会計補正予算」の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第50号「平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算」について御説明申し上げます。今回の補正額は105万7,000円を減額いたしまして、予算総額は17億1,277万6,000円となるものであります。

歳出につきましては、7ページであります。総務管理費の一般管理費では、人事異動と給与改定に伴い人件費を補正いたすほか、制度改正に伴うシステム保守管理の委託料を増額し、予備費と合わせまして会計全体として減額の補正となるものであります。

前に戻りまして、6ページの歳入では、保険給付費等交付金にシステム保守管理にかかる経費の相当額を計上いたしております。

また、一般会計繰入金におきまして人件費分の増額補正をいたすほか、その他一般会計繰入金では国保負担軽減対策費の確定による減額補正をいたすものであります。

続きまして、議案第51号「平生町下水道事業特別会計補正予算」について御説明申し上げます。今回の補正額は183万8,000円を減額いたしまして、予算総額は7億6,985万8,000円となるものであります。

歳出につきましては、9ページからであります。下水道管理費では、人事異動に伴い人件費を補正いたすほか、受益者負担金納期前納付報奨金の確定見込みによる減額、電気料金の高騰に伴う増額について補正をいたすものであります。

また、過年度に生じた使用料の還付金を増額補正いたすほか、公課費では消費税の納付金額の確定による減額補正をいたすものであります。

下水道整備費では、人事異動と給与改定に伴い人件費を補正いたすほか、委託料の確定見込みに伴う工事請負費への振り替えをいたすものであります。

また、県事業であります流域下水道事業負担金において、事業費の増加に伴う増額の補正をいたしております。

なお、公債費では確定見込みに伴う利子の補正をいたすものであります。

戻りまして7ページの歳入でございますが、受益者負担金及び下水道使用料につきましては、確定見込みにより減額するものであります。

また、一般会計からの繰入金におきまして会計運営の財源調整をいたすほか、下水道事業債におきましては起債対象事業の見直し等に伴い増額補正いたすものであります。

前に戻りまして、4ページには地方債の補正を計上いたしております。

なお、14ページに地方債に関する調書を添付しております。

続きまして、議案第52号「平生町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算」について御説明

申し上げます。今回の補正額は40万3,000円を増額いたしまして、予算総額は1億2,266万5,000円となるものであります。

歳出につきましては、8ページからであります。漁業集落排水施設管理費では、給与改定に伴い人件費を補正いたすほか、佐賀地区浄化センターにおける電気料金の高騰に伴う増額について補正をいたすものであります。

また、公課費では消費税の納付金額の確定による減額補正を、公債費では確定見込みに伴う利子の補正をいたすものであります。

戻りまして7ページの歳入では、一般会計からの繰入金におきまして会計運営の財源調整をいたすほか、雑入においては過年度分の消費税還付金の確定による増額補正、漁業集落排水事業債においては起債対象工事の見直しに係る増額補正をいたすものであります。

前に戻りまして、4ページには地方債の補正を計上いたしております。

なお、12ページに地方債に関する調書を添付しております。

続きまして、議案第53号「熊南地域介護認定審査会事業特別会計補正予算」について御説明申し上げます。今回の補正額は2万円を減額いたしまして、予算総額は2,442万円となるものであります。

人事異動と給与改定に伴い人件費を補正いたすものであり、構成団体からの負担金、他会計からの繰入金により財源調整いたすものであります。

続きまして、議案第54号「平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算」について御説明申し上げます。今回の補正額は7万1,000円を減額いたしまして、予算総額は14億3,007万2,000円となるものであります。

人事異動と給与改定に伴い人件費を補正いたすものであり、熊南地域介護認定審査会事業特別会計への繰出金も含めまして、一般会計からの繰入金により財源調整いたすものであります。

続きまして、議案第55号「平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算」について御説明申し上げます。今回の補正額は1万9,000円を減額いたしまして、予算総額は2億8,880万1,000円となるものであります。

人事異動と給与改定に伴い人件費を補正いたすものであり、一般会計からの繰入金により財源調整いたすほか、過年度における保険料還付金を歳入歳出ともに増額補正いたしております。

議案第56号「平生町個人情報保護法施行条例」について御説明申し上げます。

本条例につきましては、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により改正された個人情報の保護に関する法律が、令和5年4月1日から施行されることに伴い、同法において条例で定めることとされている事項を制定するものであります。

また、この法律の施行に伴い、国、地方公共団体、民間等における個人情報の保護に関する規



律が一元化され、法律と同一の趣旨の条例を存置することが許容されないことから、平生町個人情報保護条例を本条例の附則において併せて廃止いたすものであります。施行日につきましては、法律の施行日といたします。

続きまして、議案第57号「平生町情報公開・個人情報保護審査会条例」について御説明申し上げます。

本条例につきましては、議案第56号で説明いたしました、平生町個人情報保護条例の廃止に伴い、同条例に規定されておりました平生町個人情報保護審査会の設置根拠がなくなるため、制定するものであります。

本町では、個人情報保護審査会と情報公開審査会をそれぞれ別に設置している状況であります。国は、情報公開制度及び個人情報保護制度について、情報公開・個人情報保護審査会設置法により、情報公開・個人情報保護審査会として設置していることに見習い、本町においても、このたび、平生町情報公開・個人情報保護審査会として設置するものであります。

なお、附則において、この条例の制定に伴い必要となる、平生町情報公開条例及び平生町報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正を行うものであります。施行日につきましては、議案第56号と同じく改正個人情報の保護に関する法律の施行日といたします。

続きまして、議案第58号「平生町情報公開条例及び平生町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。

本条例につきましては、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、所要の改正をいたすものであります。

平生町情報公開条例の一部改正の内容につきましては、国は、改正後の個人情報の保護に関する法律では、保有個人情報のうち不開示とする情報は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律と同様のものとし、整合性を図ることとしております。本町におきましても、国と同様に整合性を図るため、平生町情報公開条例に規定されております不開示情報を行政機関の保有する情報の公開に関する法律の規定内容と合わせるものであります。

平生町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正の内容につきましては、議案第56号によります、平生町個人情報保護条例の廃止に伴い、当該条例を引用していた用語を整理するものであります。こちら、施行日につきましては、個人情報の保護に関する法律の施行日といたします。

続きまして、議案第59号「職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。本条例につきましては、地方公務員法の改正に伴い、所要の改正をいたすものであります。改正の内容といたしましては、定年の引上げ、管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制の導入などです。施行日につきましては、令和5年4月1日といた

します。

続きまして、議案第60号「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」について御説明申し上げます。

本条例につきましては、地方公務員法の改正に伴い、関係する条例について所要の改正等をいたすものであります。改正の内容といたしましては、管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制の導入、再任用制度の廃止に伴い、関係する規定を整理いたすものであります。施行日につきましては、令和5年4月1日といたします。

続きまして、議案第61号「平生町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例」、並びに議案第62号「町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例」について、一括して御説明申し上げます。

両条例につきましては、特別職の職員の給与に関する法律の改正に準じまして、所要の改正をいたすものであります。改正の内容といたしましては、期末手当について、年間の支給月数を現行の3.25月分から3.3月分へ0.05月分引き上げたすものであります。施行日につきましては、公布の日からとした上で、適用は令和4年4月1日からといたします。

続きまして、議案第63号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。

本条例につきましては、本年度の山口県人事委員会勧告に準じまして、所要の改正をいたすものであります。改正の内容といたしましては、月例給の水準を平均して0.32%引き上げるものに加えまして、勤勉手当について、年間の支給月数を現行の1.9月分から2.0月分へ0.1月分引き上げたすものであります。令和4年度における4月からの年間給与につきましては、情勢適応の原則に基づき、民間との実質的な均衡が図られるように4月から増額とし、12月にその差額を支給する予定であります。施行日につきましては、公布の日からとした上で、適用は令和4年4月1日からといたします。

続きまして、議案第64号「平生町下水道事業の設置等に関する条例」について御説明申し上げます。

本条例につきましては、下水道事業に地方公営企業法の財務規定等を適用し、公営企業会計に移行するにあたり制定するものであります。内容といたしましては、地方公営企業法の規定に基づき、公共下水道事業と漁業集落環境整備事業をあわせた下水道事業の設置、経営の基本等を定めたものであります。

また、この条例の施行に伴い、現行の平生町下水道事業特別会計条例及び平生町漁業集落環境整備事業特別会計条例を本条例の附則において併せて廃止いたすものであります。施行日につきましては、令和5年4月1日といたします。

続きまして、議案第65号「工事請負契約の締結について」御説明申し上げます。

令和4年第1回平生町議会臨時会、議案第3号で議決をいただいた工事請負契約を変更するため、議会の議決を求めるものでございます。契約の目的であります工事名は、令和3年災害第18-101号農道平生中央地区線道路災害復旧工事であります。契約の金額を9,368万2,600円から125万1,800円を減じて9,243万800円に変更するものであります。減額につきましては、現地精査による排水工の復旧延長の減及び土砂設置場における交通誘導員を減じたことによるものであります。

以上をもちまして、本日御提案申し上げます議案につきましても提案理由説明を終わらせていただきます。

なお、説明不足の点もあろうかと思っておりますので、皆様方の御質問によりまして、私並びに説明出席者によりお答えをいたしたいと存じます。

御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（中川 裕之君） これをもって提案理由の説明を終わります。

ここで、暫時休憩いたします。再開を10時5分といたします。

午前9時55分休憩

.....

午前10時6分再開

○議長（中川 裕之君） 再開いたします。

### 日程第23. 一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑

○議長（中川 裕之君） 日程第23、一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑に入ります。

まず、一般質問を行います。

質問の通告順により順次発言を許します。河藤泰明議員。

○議員（7番 河藤 泰明君） それでは質問させていただきます。

今回大きく、ぬくもりある平生町について、2点質問させていただきます。

まずは、ぬくもりある平生町のマイナンバーカードについてお尋ねをしたいと思います。

国が行っているマイナポイントや、平生町では専用の申請窓口を設置し、マイナンバーカード取得の手続きやマイナポイント取得のための申請のお手伝いをしてくれています。休日に行ったり、出先の会場含めて、職員の方々の努力で11月末の時点で申請率も取得率もともに全国平均を上回ることができています。このことに対して、職員の皆さんにはお礼を申し上げたいと思います。

しかし、これからさらに申請率や取得率を上げることは非常に難しい状況だと思います。申請をしていらっしゃる方の多くはマイナンバーカードに対する不安をお持ちなんだと思います。この不安を解消し、皆さんに取得してもらうことで、マイナンバーカードによるメリット、今後と将来にわたるメリットを最大限に受けるため、町民がメリットを受けるために、「町民皆マイナンバーカードの町」を宣言し、進めていくことはできませんでしょうか。町長、お尋ねいたします。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

マイナンバー制度は行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平公正な社会を実現する社会基盤となります。国はデジタル社会の早期実現を目指しており、マイナンバーカードは各種行政手続きのオンライン申請、健康保険証としての利用、民間の各種オンライン取引など日常生活の中で利用できるシーンが広がっており、今後も利用して行える手続き等も増加する予定です。

そのような中、本町のマイナンバーカードの交付率は本年8月末現在で、42.3%で、全国平均の47.4%と比較して5.1ポイント下回っておりましたので、9月以降、町内の各地地域交流センター、商業施設、イベントに職員が出向いて出張申請サポートを行い、11月末現在の交付率は56.3%で、全国平均の53.9%と比較して、2.4ポイント上回ることができました。申請率では、63.94%となり、デジタル田園都市国家構想交付金の受給要件も満たしております。マイナポイントの申込み対象は本年12月末までにマイナンバーカードを申請した方になりますので、引き続き出張申請サポートに取り組んでまいります。

ただし、議員御指摘のとおり、まだ申請をしていない方はマイナンバーを人に見られたり、マイナンバーカード紛失したら悪用されるのではないかと、預貯金額や医療情報等の個人情報を国に監視されたり流出する危険があるのではないかとマイナンバーカードに対して不安を感じている方が多くいらっしゃるため、これからさらに交付率を上げることは非常に難しい状況と考えております。そのため1人でも多くの方にマイナンバーカードの申請をしていただくため、マイナンバーカードの正しい情報と安全対策等について様々な機会を捉えて、広報、周知してまいりたいと考えております。

また、今後、交付時に窓口に来庁することが困難な方に対して、郵便で受け取りが可能となる申請時来庁方式にも取り組んでまいりたいと考えております。

国が22年度末までに全国民への普及を目指しており、本町といたしましても行政サービスの向上により住民の利便性を高め、町民皆マイナンバーカードの町を目指すことは異論はなく、宣言することも一つの手だてとは思いますが、ひとまず、マイナンバーカードの普及とともに活用による各種サービスが提供できる環境整備に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 河藤泰明議員。

○議員（7番 河藤 泰明君） 宣言を今の答えではしていただけないということですが、様々な本当課題があります。町長おっしゃられたとおり、まずもってこの制度、とても分かりにくい。これが不安を招いている主な原因だと思っています。

では、何を不安に感じてらっしゃるのか。まず、先ほどもありましたけれども情報漏えい、個人情報流出ではないでしょうか。何でもこれ1枚、マイナンバーカード1枚でできるようになるということから、「そんなに様々な個人情報が入っちゃうカードを失くしたら大変じゃ」と、「恐ろしゅうて金庫にしまっちゃかんやいけん」なんていう人もいらっしゃるようで、金庫にしまってしまったのでは全くこの意味がありません。

マイナンバーカードのICチップに入っている個人情報はカードに書いてあることしか入っていません。拾われて使われたらどうするんかという不安も、それ以上の情報を引き出したり、他人が電子申請を不正に使用する場合には4桁の暗証番号がなければ不可能ですし、暗証番号を複数回間違えればロックもかかります。紛失の届出をしていけばICチップ自体が壊れる仕組みにもなっているようです。

私、銀行員時代のお客様にキャッシュカード自体に油性マジックで暗証番号を書かれていた方がいらっしゃいました。ご本人がそのようなことをしたり、不特定多数の方に暗証番号を教えるいたりすると防ぎようがありませんけど、また、健康保険証へのひもづけですが、現状では読み取る機器は持っても最後の設定をしていないため利用できない病院や薬局が多いのは事実です。これも来春には大幅に解消の見込みということですし、2か月前、10月からですかね、保険証、紙の保険証を使うよりもマイナンバーカードを使うほうが診療報酬の加算が低く、紙の保険証のほうが割高になっています。

現時点においても、お薬手帳との連携により飲み合わせのよくない薬を出すことを防げたり、二重に必要な薬を出すことを防げたりと医療費の改善も期待できます。今後、電子カルテとの連携が進めば、医療の質の向上、これも見込まれます。適切な治療を受けることにもつながっていきます。

また、公金受取銀行口座のひもづけについても、僕たちが通常銀行口座から現金を引き出すとき、ATMではキャッシュカードだけだと引き出せません。暗証番号が必要です。窓口でも同様に口座番号だけでは引き出せません。

以前にコロナの給付金るとき、役場が書類を準備、封入をして発送し、それを受け取った町民が必要事項を記入し、必要書類をコピー、添付し、返送、それをまた役場で一つ一つ手作業で確認をし、時間と労力、紙や印刷代、郵送費、人件費など多額の経費が必要になりました。今後、

みんながひもづけすることで、必要なときにはより早く登録した公金受取口座で給付金を受け取ることができます。どこかの回し者みたいなことを言っているようにも思いますが、本当に便利なんです。利用者が運転免許証やキャッシュカードと同じ程度の管理ができてさえいれば金庫に入れる必要はありません。

また、マイナンバーカードは顔写真も記載されていることから単体で身分証明書として使用できます。以前はパスポートを身分証明書として使用できましたが、現住所——現在は現住所の記載がなくなったため使用できません。運転免許証をお持ちでない方でもマイナンバーカードがあれば、それ単体で身分証明書として使えます。

また、話は全く違うような気がしますが、今後、様々な情報のひもづけが進めば、例えば、災害発生時の避難所などでの活用も考えられています。避難者の確認にマイナンバーカードを使用することにより人数の把握、その中で年齢層の割合や性別、必要な薬は何か、赤ちゃんはいるのかなど瞬時に正確に分かり、必要な物資の種類や数を受け取れることも可能になります。

役場はデジタル化が進んで冷たい世の中になると感じておられる方がいらっしゃるかもしれませんが、このように機械やAIでできることは機械やAIにやらせてもらって、それによってできる時間、それと経費、これを使って人には人にしかできないぬくもりのある仕事、行政運営を進めることができると思います。私たちの生活を便利にする可能性がマイナンバーカードにはあります。

そこで再度、町長に質問です。

今のところ、国のマイナポイントには期限もありますし、平生町として継続して取得してもらうための事業を展開し、将来のぬくもりある平生町のために「町民皆マイナンバーカードの町」を宣言をし、デジタル化を進め、人と人がつながるぬくもりのある平生町を実現していただけないでしょうか。再度お尋ねいたします。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

国はデジタル社会の早期実現を目指しておりまして、マイナンバーカードを利用して行える手続きも今後増えてまいります。今御説明されたとおり現時点ではマイナンバーカードを保険証として使用するための医療機関等の整備が整っていない状況ですが、マイナンバーカードを使用したほうが医療費の窓口負担が安くなったり、公金受取口座のひもづけにより給付金等の申請を簡略化できたりすることで住民の利便性が向上します。

運転免許証を持ってない方にとっては単独で身分証明書となりますし、今後は様々な場面での活用が進むと期待されております。議員の御質問のとおりマイナンバーカード取得に当たって不安に感じておられる方に対しましても、その払拭を図ることが使命であると認識をしております。

ので、先ほど答弁でも申し上げましたようにその取組を強化してまいります。

併せて本町では、その他の活用促進を目指して、行政改革推進計画に実施項目におきまして、マイナンバーカードへの独自機能の搭載を掲げております。現在、自治体情報システムの標準化や行政手続のオンライン化なども進めていることから、その動向を踏まえながら窓口の円滑化や住民の利便性の向上につながるカードの活用方法を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 河藤泰明議員。

○議員（7番 河藤 泰明君） 宣言はしていただけないようではございますけれども、いろんな施策をしていただけるということでよろしくお願ひしたいと思います。

では、次の質問に移りたいと思います。

ぬくもりのある平生町の安心・安全について質問をいたします。

10月の22日、23日と山口県の消防学校で総務省消防庁による消防団員ドローン操作研修が行われ、平生町消防団からは13名の団員が参加をいたしました。

この研修では、ドローンの仕組みや操作方法から関連する法律まで、安全にドローンを飛行させるための基礎知識の座学や操縦技量の取得のための実機を使った実技訓練が行われました。実技訓練は基本操作に加え夜間の飛行、また災害現場や捜索現場での飛行を想定し、指揮者、操縦者、補助者などに分かれ、組織立って連携をし、行方不明者の捜索などを複数回実施をいたしました。参加者は実践で本当に役立つ研修であったと実感していると思います。それと同時に同じように参加者はさらなる研修、技量の取得が必要だと感じたと思います。

町長はこの分野のプロフェッショナルですから、これから僕が何を言うかはお分かりだと思いますが、そうです、今後起きてほしくありませんが、災害が発生したり、行方不明者の捜索が必要になったときにドローンが非常に有効なんです。

しかし、今回のような研修は単発では不十分です。単発で終わらず、いざというときにドローンを活用し、町民の安心・安全につなげるためには今回の研修に対するフォローアップ研修の実施、またさらに高度な研修実施や免許取得へ向けての研修や助成など継続的に行うことが必要だと思います。

また、現場で安全に効果的に飛行させるには技術の向上が不可欠です。団員のドローン操縦技術の向上や連携強化訓練などに使用することを目的にドローンを取得し、消防団へ配備することはできませんか。

研修や助成、ドローンの配備はできないか、町長にお尋ねいたします。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

災害対応におけるドローンの活用につきましては、近年全国各地で頻発化している大規模な水害や昨年7月に発生した熱海市土石流災害において、その有効性を改めて確認されたところでございます。

また、大規模災害に限らず常時発生する火災や捜索、救助に対してもドローンの俯瞰的視点からの情報収集は非常に有効であることから、消防庁において消防関係機関におけるドローン活用の推進が図られております。

このたび本町消防団員が参加いたしましたドローン操作研修は、消防団員にドローンによる情報収集技能を習得してもらい、消防団の災害対応能力の高度化を図るため、消防庁が実施する消防団災害対応高度化推進事業の先駆けとして、山口県がモデル実証となったものでございます。定員約50名のところ、本町の消防団13名が参加をいたしました。

本事業は消防庁において令和4年度第2次補正予算に計上されたもので、現在実施に向けた要望調査が行われている状況ですが、令和6年度以降の実施については不明となっていることから、今後も継続して実施するよう要望し、団員の免許取得につなげていきたいと考えております。

また、先月開催されました平生町消防団幹部会においても、操作研修に参加された分団から、災害や火災発生時の情報収集や行方不明者の捜索にドローンが非常に有効であることから、同様の御意見を伺っております。

来年度からというわけにはいきませんが、本町の消防団における災害対応能力の高度化を図るためにドローンの活用について前向きに検討し、将来的には消防団員がドローンによる情報収集を行えるよう配備したいと考えております。ドローンの有効性については、本当私も消防にいたときから、これはどこも必要だなということで、今、常備消防では約60%のところまで配備されているそうでございますので、消防団につきましても、一刻も早くドローンの技術を身につけて活躍をしていただきたいなというふうに思っております。今後ともよろしく申し上げます。

○議長（中川 裕之君） 河藤泰明議員。

○議員（7番 河藤 泰明君） 町長もドローンもお持ちで、ドローンの有効性というのは本当に一番、この中でも一番御存じではないかと思えます。国の動向も見ながら適時、適宜配備などをしていくというふうに答弁いただいたというふうに思っています。

確かに、まずは広域ですね。もちろん、そういった事業は国・県・市・町の順で整備をされていくとは思いますが。

大規模の災害発生時には状況調査や捜索は早いにこしたことはありません。周辺各自治体も災害発生時には同じような状況の中ですから、国や県の順番を待っていたら守れるものも守れなくなってしまう可能性があります。

ドローンなら2次災害のおそれがある場所も人が足を踏み入れずに上空から状況の確認ができ



ます。過去の行方不明者の捜索でも発見された方がいた場所、捜索をされた方、何人も、何度もその場所を通っていたけど見過ごしてしまっていたことが過去にありました。そのような場所でも、ドローンに赤外線カメラ等をつけることで早期に発見できたかもしれません。このように回避できる危険は回避をし、不安で待つ時間を短くすることができれば、これこそ町民の安心につながると思います。

自分も消防団員ですが、出動時には平静を装って、家族にちょっと行ってくると言っておきます。それを快く送り出してくれる家族も場合によっては不安な気持ちを抱いているかもしれません。そんなとき、「大丈夫、2期目の浅本町長がドローンを買ってくれたけえ、危ない場所に入らんでええ」とか「大丈夫、2期目の浅本町長がドローンに赤外線カメラつけてくれたけえ、すぐ見つかる」と、不安が和らぐとは思いませんか。

ぬくもりのある平生町の安心・安全のため、ぜひとも前向きに進めていただきたいと思います。

今回2点についてお尋ねをしましたが、現在続いている低賃金の中で、物価高騰により平生町だけでなく全国規模で冬の季節以上の寒い厳しい日常にあります。財政も厳しい。でも平生町だけは温かい行政と温かい町民のつながりにより、ぬくもりのある平生町にしていけたらと思います。そのためには町長、さらに厳しい難しい決断が必要になってくると思います。そんな中でも温かい心、これだけは決して忘れないでほしいと思います。

平生町長は一人ですけれども、町長は一人ではありません。副町長もいらっしゃいます。職員の方々もいらっしゃる。そして私たち町民もいることを忘れないでください。みんなでこの難局を乗り越えていきましょう。

ドローンの本格的な配備については国の動向等ですけれども、やっぱり操縦技術、これに関しては実機が必要になってきます。そんな高価なものでもなく、今のドローン、安価でいい物たくさんありますので、訓練用に数機、安価の物で結構ですので数機購入をしていただいで、消防団にそういう訓練の機会をつくっていただければと思いますが、町長いかがでしょうか。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 先ほども申し上げましたとおり、これからはやっぱりドローンで災害対応に——一番手っ取り早く災害地に行けますし、そこから情報、画像等を送ってもらえますので、早く指示が出せる状態になるとも思いますので、ぜひとも早急に1機入れて訓練をしてもらいながら、今後、4分団ありますので、分団には1機ずつできるようにしていきたいと思いますが、まずもって1機まず入れて、皆さんで練習をしていただいで活用できるようになったときには、分団に1機ずつ入れていきたいなというふうな構想を持っております。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 終わりですか。（河藤泰明議員「はい」と呼ぶ）

.....

○議長（中川 裕之君） 岩本ひろ子議員。

○議員（8番 岩本ひろ子さん） このたび、浅本町長さんには2期目の当選おめでとうございませう。今回は、12月議会は2期目の初めての議会です。これからも町政どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは質問に入らせていただきます。

町長の未来図についてですが、町政2期目にあたり、これからの公約は「夢と活気にあふれる幸せのまちづくり」を掲げておられますが、それを実現するには、やはり若者が安定した収入を得るための働く場が必要だと思ひます。それには企業誘致を行い、多くの働く場として環境づくりを整えていくべきと思ひます。

そこで、平生町には税関のある港があります。それを生かした海や港の開発、企業誘致などは考えられないでしょうか。

また、企業に来てもらひ財源確保にも必要と思ひます。これらの点は、どのように町長はお考えなのかお願ひいたします。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

私は、このたび町政2期目の舵取りを担わせていただくことにあたり、夢と活気にあふれる幸せの町をつくることを町民の皆様にお約束をさせていただいたところでございまして、そのためには、議員御指摘のように働く場の確保は必要不可欠であると認識をいたしております。そのことは公約として定めております、移住定住の促進や地場産業の発展にも大きく関わるものでございまして、新たな企業誘致を含め本町産業の発展に引き続き尽力してまいり所存でございませう。

御質問は、本町の強みである海や国際貿易港を生かした産業や企業誘致ができないかとのこととございませうが、かつて本町で活気があった造船業については、その不況はひまだ継続している状況とございまして、国際貿易による輸入につきましても歴史的な円安の影響によりまして伸び悩んでいる状況とございませう。

現在、この国際貿易港を生かした産業振興については、庁内関係部署において定期的な協議を行っているとございませう。港の規模や設備、平生港の立地などにおいて課題も多く、なかなか成果に結びついていないというのが実情とございませう。とはいえ、何とかこれらの打開策を見出すべく、今後も協議検討を重ねてまいりたいと考えております。

一方で、近年の企業の新たな立地の考え方の変化によりまして、サテライトオフィスの設置や本社機能の移転など企業ニーズも多様化していると感じております。町といたしましても、山口県企業誘致推進連絡協議会のITサテライトオフィス部会に加入し、町の情報発信等を行い、県

と一体となって企業誘致活動を行っております。

また、本社移転等や先端設備導入による町税の特例措置や本町独自の半島振興法による優遇措置についても積極的にPRしていくことで企業誘致の推進を図ってまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、今後とも情報収集に努め、県企業立地推進課と連携を図り、企業誘致の推進を行ってまいりたいというふうに考えておりますし、そのための体制整備についても行ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 岩本ひろ子議員。

○議員（8番 岩本ひろ子さん） 公約には地場産業の発展による相互の経済活性化とあります。

こうして県と連携取っておられるようですが、港についてのことがあまりありませんでしたので、この点についてお考えを伺いたしたところです。

以前は水産学校や船のドックや造船所等がありましたし、また、海王丸が来航したこともあります。もう少し町のある海を利用できることがあると思いますので、企業誘致には当町でのいろいろな課題もあり時間がかかると思いますので、少しずつ前に進める計画を立てて取り組んでいくことはできないでしょうか。お伺いいたします。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

本当、平生町には海があり国際港もあります。これを活用する手は確かに必要かと思えますし、そこは検討してまいりたいと思えますが、ただ、御承知のとおりここから——ここに荷揚げしたとしても、交通網が高速までの距離が長い。これじゃあ、なかなかすぐに、例えば、大阪、福岡にも届けることが難しい。こういうような状況もありますので、それらをどう克服していくかというのも考えながら、また、そういう海と港もですね、俗に言う輸入船だけじゃなくて、例えば、クルーズ船じゃないですけど、そういう見学とかされる裕福な方たち、海外のですね、そういう方もぜひ立ち寄っていただいて、日本の山口県のこういうすばらしい景色、こういうものを見てもらう機会があれば、ぜひとも、働きかけしていきたいなというふうに思っていますし、また、どんな活動の仕方があるかも勉強させてもらって、いろんな全国、いろんなところに港はあると思いますので、どういう使い方をしているかも含めてよくよく勉強し、検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 岩本ひろ子議員。

○議員（8番 岩本ひろ子さん） ぜひ、御検討のほどよろしく願いいたします。

それでは2番目の質問に入らせていただきます。

人と動物との共生について、2点ほどお伺いいたします。

まず、当町での野良猫のトラブルの現状について、どのようになっているのか。また、その対処法はどのようにされているのか、お伺いいたします。

野良猫の現状ですが、野良猫は、ふん尿や臭い、公園の花壇、砂場や畑を荒らしたり、ごみを散乱させるなど様々なトラブルが発生していることを耳にしております。こうした問題を解決するために地域猫活動というのがあります。これは猫が好きな人も嫌いな人もそして猫自身も共生できる環境を目指して、飼い主のいない猫をこれ以上増やさず、今いる猫がその生を全うするまで地域で見守っていく町民と行政が一体となった活動です。当町でも、今後このような取組をしていくことはいかがでしょうか。お伺いいたします。

また、2点目に、野良猫の不妊去勢手術の助成費の助成についてです。

野良猫の不妊去勢手術をした場合、その費用の一部を助成していくのはできないのでしょうか。命を大切にしながらトラブルを減らすことが求められていると思いますので、申し上げたように取組について町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えをいたします。

猫は人にとって身近な動物で、ペットとしても人気の高い動物ではございますが、一方、この猫に関する苦情も町には寄せられております。苦情の件数といたしましては、令和3年度は2件、令和4年度は8件といった状況であり、内容は「猫が家の周りにふんをして困る」「夜中に鳴き声がうるさい」「倉庫で子供を産み住み着いて困っている」といったようなものでございます。

町といたしましても苦情が入った場合、まず現地調査を行います。その原因のほとんどが庭先に餌を置いたままにしていることにより不特定多数の猫が住み着く。そしてその猫が繁殖し頭数が急激に増えるといった悪循環から起こるものでございます。

議員が御指摘されました地域猫活動であります。環境省もこの活動を推奨しており、全国の成功事例もあることから、猫の命を大切にしながらトラブルをなくしていくよい方法だと思います。この地域猫活動は地域のボランティアが野良猫を捕獲して不妊去勢手術をした後に元の場所に戻すといった、Trap、Neuter、Returnを行い、元いた場所で特定のボランティアによる給餌、給水や、尿とか、ふんの掃除をきちんとして、一代限りの猫の管理をする活動でございます。

そして、この活動の給餌やふん尿掃除は、毎日で継続的に行う必要があります。気が向いたらやればよいといった性格のものでもございませんため、責任が持てるボランティアグループの存在と猫が好きでない人を含めた地域の理解が必要不可欠となります。このことから、この活動においては行政指導だけではなく、責任を持って活動していくボランティアグループが中心となり、

趣旨を理解された地域が主体的に取り組んでこそ成果が出るものと思います。そういった基盤を固めた地域からの要望があれば、町としても応援をしていきたいというふうに思いますが、現状ではクリアしなくてはならない課題が多くあると判断しております。

今後につきましても、御提案いただいた内容を含め猫に関するトラブルを減らしていくためにも、全国の事例を参考にしながら検討を続けていきたいというふうに考えております。

それから野良猫の不妊去勢手術でございますが、この手術に係る助成制度であります。県内においても不幸な猫を減らす目的で助成制度を実施している市町もいくつかあります。本町においては野良猫の問題について、その対策を柳井環境保健所とも協議しながら進めておりますが、そういった場においても野良猫の不妊去勢手術の助成制度は地域一体となった地域猫活動といったような野良猫を少なくしていくという活動とセットで実施していかないと十分な成果を得ることができないであろうとの見解であります。

こういったことから、まずは猫をはじめとする生き物と人間が共に暮らしていくためには人間の意識を変えなければならないとの考えにより、特に今年度からは啓発チラシの回数を増やしての啓発活動や苦情発生時の原因者への訪問を通じて町民の皆様の理解を求めているところでございます。

今後につきましても、不幸な猫を増やさないためにも無責任に野良猫に餌をやらないといった啓発を継続し、町民の皆さんにも実践していただくことで野良猫に関するトラブルは少なくしていきたいと考えております。

動物愛護の観点から、町ができることは何があるかを研究しながら検討もしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 岩本ひろ子議員。

○議員（8番 岩本ひろ子さん） 野良猫と飼い猫は区別が難しいのは分かりますが、野良猫はなかなか人には慣れないので、餌を入れてゲージで捕獲するしかないかと思いますが、町内でも実際野良猫を去勢に病院へ連れていかれた方もありますし、そのまま捕獲して、そのまま病院に連れていけば、先生もわかられて、処置してもらうことができ、その後は耳に印をしているそうです。先生より証明書を出していただいた場合に限り、町でも助成をしていけばと思います。

そこで財源ですが、ふるさと納税や寄附やクラウドファンディングなどの窓口を設けていくのはいかがでしょうか。お伺いいたします。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） そのようなことも含めて今後検討していきたいなと思っております。先ほど申しました不妊去勢手術につきましても、できること、例えば、どういう猫かというまず定

義づけをして、飼い猫はもう当然対象にはならないでしょうし、地域猫、またはさっき言った、そういう何て言うんですか、ボランティアグループ、こういうところが行うものについて何ができるのかなというのも含めて、先ほどもおっしゃられましたとおり、いろんな制度も研究しながら不幸な猫を出さないように一生懸命頑張ってます。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 岩本ひろ子議員。

○議員（8番 岩本ひろ子さん） 最初はお金がかかってくるんですが、野良猫の数が減ってくれば、助成することが軽減されると見込まれます。周南市や岩国市では既に取り組んでおられ、住民とのトラブルも少なくなり、これらの取組について、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひますので、要望して質問を終わらせていただきます。

.....

○議長（中川 裕之君） 中本敦子議員。

○議員（5番 中本 敦子さん） 通告書のとおり質問します。

1問目は行政と町民とのコミュニケーションのあり方を考える。2問目は平生町のPRと発信の工夫についてです。

1問目の行政と町民とのコミュニケーションのあり方について考えるんですが、職員の気構えと責任感についてです。職員の皆さんが毎日山積みされた仕事に奮闘されていることもよく理解しています。一方、町民も日常生活をしていく中でいろいろな問題に遭遇し、不安不満を抱きながら生活しています。そのとき自分で判断できない場合は、家族、友達、地域、職場など徐々に範囲を広げ、解決の場を求めています。そして最後には、言うても仕方ないと諦める人もいますが、行政の窓口を訪ねているのが実情ではないでしょうか。

以前とは違い、今、職員はどの課でも優しく親切に要件に耳を傾け、頷きながら話を聞いていただける対応は、町民は感謝しています。問題点はその後です。話は聞いてくれたが、その後どうなったのか、なしのつぶて、回答なし、このような対応に対して苦情が多いようです。町民は結果がどうであれ、報告を待っている。町民の気持ちを理解してほしいのです。町民の声、要望、お願ひに対し、窓口対応する職員はできる、できない、検討する、後日連絡するなど意思表示をしてほしい。

検討課題には優先順序を考えた上で、どのぐらい検討にかかる、おおよそいつ頃になるなど、返答すれば町民との理解がより深まるのではないのでしょうか。検討した報告は簡単でよいと思います。町民に届ける習慣が必要ではないのでしょうか。

私は、行政と町民が一体となり、情報を共有するコミュニケーションこそがよい信頼関係となり、平生町発展の基盤づくりで住みよいまちづくりの一步と思うのですが。

2番目の報告・連絡・相談についてです。

この件については、私は何度も質問しています。しかし、町民の声は今も続いています。通告書でも町民の声を書きましたが、町民は「一体町民の声はどこまで届いているのか」「上司に本当に届いているのか」「時間稼ぎで職員のやる気が感じられんのか」、このような声に対して、私は町民に不信感を持たれないためにも、報告・連絡・相談の重要性と敏速かつ的確な対応が必要と思うのですが。

3つ目は、人事異動の基本方針です。

人事権は町長にありますので何も言うことはありませんが、資質の向上を目指して伺います。

4月から新年度スタートとなります。業務がスムーズに遂行できるよう、管理工夫についてお尋ねします。今年4月、窓口で異動のため業務内容がうまく理解できず、再度足を運んだケース、また、内容の理解ができず最初から説明する状況で、無駄時間発生の際の町民の声がありました。

専門職を育てるのか、誰でもどこでもできる多能工化人材を育てるのか、苦心するところだと思われませんが、無理、むら、無駄の発生しない、町民に迷惑のかからない、トラブルを最小限度に抑える異動方針を伺います。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

まず初めに、町民の要望に対して、町として実施可能か否かについて、きちんとお答えすることは当然のことだというふうに思っております。

私も町長になったときから職員に言っておるんですけど、要望に対してすぐにできるものはすぐにやれと、すぐに実施できないものについては検討をし、その結果、できることになった場合は実施し、できなかったとなった場合はその理由を説明し、理解を求めるということをお願いしております。今おっしゃったようなことがあるとしたら、私が言っているのが守られていないということになるので、もう一度よく職員に確認をさせていただきます。

検討するということなのでそれが1年も2年もかかったのでは意味がないので、検討することになった場合には、その検討にどの程度の時間を要するかについて、まず要望をお聞きした時点でお答えするのは難しいと思いますが、要望をお聞きしてから、例えば1週間を目途にその時点での状況を報告するといったルールを定めまして、適時適切に双方のコミュニケーションを図ってまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

それから、人事異動でございますけど、人事異動の基本方針につきましては、職員の特性や能力に合った業務を配分する適材適所をはじめ、業務を通じた職員の能力開発、キャリア形成、組織の活性化などの観点があるかと思えます。

本町では、それらの観点を踏まえながら、まずは採用時から若年層に位置する職員については、

比較的短い期間において、各所属を異動させ、様々な経験を詰め、幅広い知識を習得し、柔軟な対応のできる職員を育てながら、その職員の特性や能力を見極めていくことが肝要であるというふうに考えております。

その後、中堅職員や班長職となる断層にかけて、その職員の適材適所となる業務に配置していく、段階的な過程を踏むことで、組織の円滑な運営を実現していきたいというふうに考えております。

人事異動に際しては、引継書によって業務を引継ぎが実施されていると認識しておりますが、町民の方からの要望案件の申し送りがなされていなかったことから、御迷惑をおかけしたものと存じます。このことは、町民の皆様と信頼関係を失いかねない問題であり、また職員の意識の在り方の問題でもあると考えます。

町民の方からの要望に関しては、可能な限り異動前に処理すべきと考えますが、やむを得ず年度をまたぐ場合においては、引継事項への記載はもとより、しっかり後任者へ申し送るよう、職員に対して周知徹底を図ってまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 中本敦子議員。

○議員（5番 中本 敦子さん） ありがとうございます。今、地域では子や孫のために地域の保全に頑張りたいと意欲を燃やす町民も増えてまいりました。町民も諦めの感もありましたが、その声はだんだん少なくなってきております。

職員から知らない住民に声をかけることはあまりないでしょうから、やはり町民が役場に足を運び、職員と接触することで信頼関係ができると思われしますので、コミュニティ協議会、協力団体もあります。行政に関わる皆さんと一緒に一歩ずつ確実に前進できたらと思います。

そういう町民も増えてきておりますので、本当の思いを理解してほしいのですが、いかがでしょうか。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 要望者もしくはいろいろな方たちがお願いごと、いろんなことで役場を訪れる方がいらっしゃいます。これは親切丁寧はどういうことをお願いされたのか、これも含めて丁寧な対応をしていただく必要があるというふうに思っておりますし、今も挨拶ぐらいはせえよという話もさせてもらっております。

来られた方が——私もたまにあるんですけど、皆さん違う仕事をやっていて、前まで来られている、でも誰も気がつかないで、私が「おいおい」と言ったこともあります。確かに仕事をやっていて皆さんどっかに行ったりとか電話中とか、そういう場合に訪ねて来られたときが本当——その課でなくても、周りの者が声かけをするというような対応も私は必要だと思っておりますし、



そのように職員にお願いをするというふうに思っております。

何よりも町民のみなとコミュニケーション、これが一番の私は対策だというふうに思っておりますので、町民の方々の御意見や御要望、これをしっかりと聞いて、コミュニケーションを図ってまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 中本敦子議員。

○議員（5番 中本 敦子さん） 町長さん、ありがとうございます。人づくりというか、人が財産としますので、やっぱり人が力を出したら、何事にもみんなで協力すれば力は2倍にも3倍にもなるとしますので、そういうふうに平生町がなれば、また平生町も躍進できるかなと期待しておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、2問目に移らせていただきます。平生町のPRと発信の工夫についてです。

産業まつりから学んだこと、当日のことを思い出しながら少し述べさせていただきます。

11月27日、ひらお産業まつりが3会場で開催されました。県漁協平生支店で開催された会場には佐賀の海岸を通って行き、駐車場係が役場の今年入った新人職員と産業課の男性2人でした。元気よく挨拶され、会場まで大分歩かないといけない、重くなるほど買物はできないなど思っていると、「気をつけて行ってください。楽しんで来てくださいよ」と声をかけられ、思わず足が軽くなりました。

防波堤に海を眺めて座っている女性がいました。よく見ると知った人で、「魚を買いに行きたかった。足が悪く無理なようで、娘だけ一人行かせてここで待っている」と言うので、「それは残念。悪かったね」との声かけに「海を眺めるのも気持ちよく楽しい」と言われましたので、私もほっとしてイベント会場を目指しました。

どの出店者も来場者も活気があり、大きな生けすから魚を取り出し魚をさばく様子、活気ある売買の様子、魚市場の様子を肌で感じる生の風景は、一つの風物詩として子供たちにも見せたいなど思いました。安かったので重たいほど魚を買い、駐車場に着くと係の人が一人だったので、「どうしたの」と尋ねると、「トイレに行っています」との元気な声でした。

特産品センターに行くのと完売したところもあり、ここも盛況でした。うどんコーナーは完売したのでうどん玉を急遽買いに行き、補充したがもうないに対応に追われていました。この会場で出会った友達から、「町長さんに体育館で出会った。元気じゃったよ。安心したよ」と言われ、周りの人たちも「はようよくなってよかった」と喜んでいました。「まつりが気になるんじゃないね」とも言われていました。

体育館に行くと、外では駐車場に警察のパトカー、消防署、自衛隊など試乗会もあり、子供たち親子が喜んでおりました。販売はもう売るものがない、忙しかったというところもあり、ここ

も盛況でした。

体育館の企業コーナーでは、カナエ技研の前に行くと若い男性3人が「カナエ技研です。こんなものを作っています」と商品を見せる。「どこにあるの」と聞くと「金物屋の裏にあります」と生き生きPRされる。若者たちに感動していると、「ものづくりは楽しいですよ。ものづくりですよ」という声に、こんな若い子が頑張っているんだとエールを送りたくくなりました。

平生港のパネルを見ていると、やはり若い男の子が「知っていますか」と声をかけるので、「田名にあるんでしょう」と言うと、「ありがとうございます。田名はよいところです。国際貿易港があります。全国でも貿易港はそんなにはありません。何とかもつと利用することはできないのかと僕たちも考えています」ここでも若い男性が夢を持って頑張っている姿にうれしさを感じました。

柳井紙工では、「あめをどうぞ」と勧められましたので足を止め、ここでも対応するのは若い人で男女合せて4人です。「もう退職しているかもしれませんが、何々さん御存じですか」と尋ねると、「そのような名前の人はいません」、するともう一人の人が「創業者ではないか」、「いや、創業者ではないと思います。山口県特産加工開発コンクールで最優秀になったとき、パッケージのデザインを考え助言してくれた人で、私より若い人で、住んでいるのは柳井と思うよ」と言うと、「今、柳井の特産品としてメジャーになっている商品のラベルも、当時一緒になって考えていただきましたので懐かしく思っただけです」と言うと、もう一人の人が「その人は今うちの顧問をされている何々さんと思う。元気ですよ。今日も午前中ここに来ました」。いらんことを尋ね、時間を取らせたのでお礼を言うと、「いいえ、僕たちもよかったです。顧問に出会ったとき伝えます」とみんな笑顔で対応してくれました。

眞工金属の前に行くと「うちの会社知っていますか」、どこでも若い男性3人の積極的な対応に「知っている。曾根にあるよね」と言うと、「従業員は70人ぐらいです。一部ですがこんな商品を作っています」終始元気のある自信に満ちたはつらつとした対応でした。

こんな人たちがいる、会社はまだまだ伸びるのではないか。平生町も若い人を主にして、まだまだ飛躍できるのではないかとうれしい気持ちになりました。ほかにも回りましたが、これぐらいでちょっと話は終わります。

いつも産業まつりは友達と一緒に参加し、楽しんでいましたが、今回は一人で会場を回り、いつもとは違う視点で考え、学ばせていただきました。

参加企業の窓口職員は若者対応で活力ある説明とユーモアで好印象で、私的にはポイントが随分上がりました。そして、平生町のよさを若者がまだいるんだという生き生きした平生町を再発見しました。平生町のPRと発信に大いになったと思っています。

平生町の産業まつりから学んだことですが、平生町のPRと発信に大いになったと思いますの

で、これだけではないと思いますが、PRと発信についての思いをお聞かせください。

○議長（中川 裕之君） ここで暫時休憩いたします。

再開を11時20分といたします。

午前11時11分休憩

.....

午前11時21分再開

○議長（中川 裕之君） 再開いたします。

浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えをいたします。

ひらお産業まつりは町内の産業間の連携、並びに産業活性化を図り、町内外にアピールしていくことを目的として、平成24年度から町内産業の代表者で構成する実行委員会の主催で開催されており、令和4年度で11回目の開催を迎えたところでございます。この間、実行委員会におきましては、来場者に対していかに楽しんでいただけるか、また町内各産業の取組を知っていたりいただけるかなどを念頭に協議を重ねられ、開催方法の検討などを行ってこられました。

また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けるようになってからは産業まつり専用ホームページの開設や動画制作公開におけるオンライン開催などにもいち早く取り組んでこられました。

去る11月27日に開催されました第11回ひらお産業まつりにつきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、密集を防ぐ観点から、例年開催していた一部イベントの見合わせなど、若干の規模縮小による開催と聞いておりましたが、3年ぶりの通常開催であったこともあり、町内企業のPR、農産物や水産物及び加工品などの販売、飲食の提供、家族で楽しめるアトラクションなど天候にも恵まれ大盛況であったと感じているところでございます。

産業まつりの開催に向けたPRでございますが、町広報紙やホームページの掲載はもちろんのこと、町外からも産業まつりにお越しいただきたいとの思いから、例年周辺地域への新聞折込や情報誌及びタブロイド紙への掲載など、積極的な広報にも取り組んでおります。今回は産業まつりの公式ホームページでの広報にも取り組まれており、町外からも多くの来場者があったのではと感じております。

議員も産業まつりに御参加いただいたとのことで大変ありがとうございます。オンライン開催の際には、メールを通じていろいろと参加者の御意見もいただきましたが、まさに今いただきましたような意見こそが今後の産業まつりのスキルアップにつながるものであると感じております。早速、内容を実行委員会へフィードバックさせていただくとともに、町におきましても、実行委員会の事務局としてしっかりサポートしてまいりたいと考えております。私といたしましても来年度の産業まつりが来場者に楽しんでいただけるよりよいまつりとなることを期待しております。

また、町の広報でございますが、行政の広報というのはなかなか皆さん見ていただけないことが多いんですけども、今回アナザーワークスさんと複業、主副の副じゃなくて、複数の複、複業クラウドというのがあります、こちらに民間企業、今大手が多いんですけど、複業させたいという要望がかなりあるそうで、これもうちに手を挙げてみたいということで、町のDX及び広報についてですね、そういう人材をぜひ来ていただきたいというふうをお願いをしているところでございます。やはり民間企業の広報というのは、町と違っていてかなり進んでいたり、いろいろな発想もあるので、これらを生かして町の広報もPRを兼ねて一生懸命やっていきたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 中本敦子議員。

○議員（5番 中本 敦子さん） 今の町長のお話から前向きな姿勢が見られて、またよりよくなるんだろうなと感じました。まつりは11月27日だけでは、一日ではありません。前後があつて、担当事務局は大変な労力を使われたと思いますが、いい結果に出てよかったなと思います。お疲れさまでした。

この中から若者たちの——本当全部イケメンに見えるんですね。（笑声）あの人たちの声を結集して、異業種の交流もすると、また平生町のためのいい案が出るんじゃないかなというような発想もちょっと一瞬しました。

以上です。関係者の皆様、お疲れさまでした。以上で終わります。

.....

○議長（中川 裕之君） 細田留美子議員。

○議員（9番 細田留美子さん） それでは、通告しています職員の育児休業取得についての質問をいたします。

国において、妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のための法律の改正がありました。これに対応して平生町でも条例、規約を改正したところです。内容は、育児休業取得の回数を増やすこと、育児参加のための休暇の対象期間を増やすこと、そして育児休業を取得しやすい勤務環境の整備など、家庭と仕事の両立支援のための改正です。

山口県では、育児休業については女性の取得率が約96%であるのに対して、男性は約5%と大きな差が見られます。平生町においても、男性の育休の取得が進んでいないのが現状だと思われます。

そこで、まず育児休業についての町の基本的な考え方をお聞かせください。

次に、国や県では男女共同参画社会基本法が成立して以来、男性の育児休業取得の推進に力を入れていきます。平生町の実態は変化しているのでしょうか。問題意識を持ち、課題として取り組

まれているのか。そして、その結果はどうなのか。現状を質問いたします。

以上2つ、育休についての町の基本的な考え方と男性の育休取得の実態と課題について、まず質問いたします。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えをいたします。

少子高齢化が進み、生産年齢人口の減少が続く我が国においては、誰もが個性や能力を十分に発揮できる社会を実現することが一層重要な課題となっております。育児休業制度は出産、育児等により職員の離職を防ぎ、希望に応じて男女共に仕事と育児等の両立を支援する方策の一つと認識をしております。育児休業制度に関連して、昨年から国家公務員につきましては、男性職員による育児の促進や女性職員の活動促進をさらに進める方策として、人事院から国家公務員の育児休業法改正についての意見の申出が出され、妊娠、出産、育児等と仕事の両立のための支援措置が講じられております。

また、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正も行われる中、本町におきましても本年10月までに国の措置に準じた所要の措置を講じるため、条例規則の改正を行ってまいりました。主な内容としましては、育児休業の取得回数制限の緩和として育児休業を原則2回までとし、さらにこの出生後8週間以内に2回まで取得することとなったほか、不妊治療のための休暇の新設や育児参加のための休暇期間の拡大など、職員が取得しやすい環境作りのための整備をいたしたところでございます。

本町の男性職員の育児休業取得の現状につきましては、残念ながら実績がございませんが、出産、育児に関連する短期の休暇である妻の出産時の休暇——3日間でございますが——においては令和2年に1名、令和3年度に2名、本年度にも2名が取得し、育児参加のための休暇5日間においては、令和2年に1名が取得した実績がございます。

そのことから課題の一つとしては、長期の休業が取得しにくい状況にあると考えられ、その原因としては経済的な事情のほか、送り出す職員の業務負担などが考えられます。町といたしましても所属長に対して、業務に支障の出ないように業務分担の見直しを行うとともに、育休代替の職員の確保を図るなど、周囲の職員のモチベーションにも配慮してまいりたいというふう考えております。

また、男性の対象職員に対しましては、子の出産が予定される場合など機会を捉えて周知するなど、効果的に取組、このたびの育児休業制度の改正を含めて育児休業制度の浸透を図ってまいりたいというふう考えております。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 細田留美子議員。

○議員（9番 細田留美子さん） 今、国の方針に沿って平生町の条例規則を改正した、育休の取得者は残念ながらいない、そういった現状として業務の分担や人的な配置、その他も必要だというお話でした。

まず、取りたいのに取れなかったという方のアンケート調査をこの前新聞で見ました。その中で、どうして取れなかったのかと言うと、上司、同僚のそれをどう思うかという意識の問題、そして、給料の問題とか、いろいろとあるのですけれども、まずは上司の意識の問題がいます。トップのほうからしっかり育休を取るようにというところを町長にやってほしいと思います。

第5次の山口県男女共同参画基本計画によりますと、1日の家事育児の時間が女性446分に対して、男性が103分と女性の4分の1です。このような現状では、職場で女性が力を発揮できませんし、子供を生む気にもなれません。国や県が育児支援に力を入れているのは、先ほど町長も申されましたように、少子化対策であり、経済対策でもあるからです。

県の目標は、男性の育休の取得を現在の5%から令和6年には17%になるように取組を進めています。具体的には、育メンや育ボスの普及促進、県の入札案件に評価の項目を加えるなどです。

平生町は第4次男女共同参画プランに、「男性も女性も育児休業や介護休業を積極的に取得し、仕事と家庭を調和させながらゆとりと生きがいを持って働ける職場づくりを目指している」と書いてあります。役場は町内のリーダー的存在です。まず、役場から始めて、平生町全体にそれを及ぼし、平生町に活気を呼び込むために町としてできる取組はどうあるべきかお答えください。

また、県の調査では30代の子育て世代の男性の週の就業時間が60時間以上の人が平均の2倍となっています。普通6.4%ぐらいの方が就業時間60時間以上なんですけれど、30代の子育て世代は12.4%と高いということです。平生町ではどうなっているのでしょうか。

以上、育休の取得の推進をてこに町内の活性化の取組はできないか。

また、子育て世代の30代の男性の残業時間も多くないかを質問いたします。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えします。

なかなか難しい話ではございますが、昔は本当に男性は働いて、女性は育児も含めて家庭を守るような考え方があったんですが、今の若い者はそんな考えを持っている人はほとんどいません。やっぱり一緒に子育てもしたいし、そういう家の中の仕事もしたいという男性がだんだんだんだん増えてきております。だから、昔、私らのような年の人間とは全く発想は変わってきております。

その中で、育児休業を取るか取らないかというのは本人さんの気持ちになるんだろうと思いま

すが、私は取りたい人はかなりいるんじゃないかなというふうに思っています。だけど、先ほども言いましたように、私どもの町って職員が120人ぐらいしかいないようなちっちゃなところですので、1人抜けたらこの課、この係はやっていけるんだろうかみたいなことを考える職員が結構いらっしゃるんじゃないかな。だから、そこをどのようにやっていくかというのが私たちの仕事で、いなくてもちゃんと回るようにしてあげるということを考えておかないと、多分育休を取るという男性の職員は少ないだろうなど。したがって、先ほども言いました、そういう環境を整備していくのがまずもって初めかなというふうに思っておりますし、逆に女性は全員取っているわけですので、これは男性も取れるわけですから、これからは増えていくというふうには私は思っておりますが、第一がやっぱり、先ほど申し上げましたとおり環境を整備していくということが一番必要ではないかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 細田留美子議員。

○議員（9番 細田留美子さん） 今、町長がおっしゃったように、女性は取れるのに男性は取れていない、これは大きな問題です。意識の問題なのか、環境の問題なのか。環境の問題としたら、女性はなぜ取れるのかという辺りもしっかりと考えて環境整備をしていただきたいと思います。

2021年に世界経済フォーラムが発表した男女格差指数において、日本は156か国中120位に甘んじています。この指数は4つの領域で表わされています。日本では、教育や健康については男女平等がほぼ達成されていますが、経済領域においては女性活躍が遅れています。さらに、政治領域での男女格差が著しいことで120位となっています。

男女共同参画は、重要かつ確固たる政府の方針です。国際社会でも共有された規範でもあります。日本がこの先、発展していくにはどうしても女性の力が必要です。そのためにできることを地方から始めることには大きな意義があると考えます。

男性の育児休暇の取得の推進をはじめ、男女が生き生きと活躍できるまちづくりが町の大きな務めです。町長は男女共同参画については理解がある方だと思っております。平生町の発展のためにも男性の協力が大切になります。そういった土壌を行政から積極的に作っていただきたいことをお願いして、この質問を終わります。

次の質問に移ります。次の質問は佐賀小学校の今後の在り方についてです。

これまで佐賀地区の活性化や佐賀小学校の存続に向けて、子連れ世代を優遇した住宅の建設や小規模特認校制度の導入など力を入れてきたところです。議会としても先進地視察やいろんな調査をして研究して取り上げてきました。その結果、一定の成果を上げてきましたが、現在は佐賀小学校では2年生を除いていずれの学年も一桁の人数となっています。残念ながら、過疎化、少子化の流れが止められないのが現状だと思われまます。これからの見通しをどのように考えておら

れるのか、まず質問いたします。

○議長（中川 裕之君） 清時教育長。

○教育長（清時 崇文君） 佐賀小学校の今後の在り方についての御質問にお答えをいたします。

佐賀小学校には現在47名の児童が在籍しておりまして、そのうち10名が小規模特認校制度を利用して、佐賀小学校校区外から通学をしています。この小規模特認校制度は、地域とともにある学校づくり、これを目指して佐賀小学校を地域の核として位置づけ、存続をさせること。そして、少人数を生かしたきめ細かな指導や地域の特色ある教育活動など、学校の一層の活性化を図ることを目的に平成28年度からスタートしたものでございまして、全児童生徒数に占める本制度利用者の割合はスタート時から16%から20%で推移をしております。一定の効果は上げられているというふうに捉えております。

現状にありましては、5年後においても40名程度の児童の在籍は維持できるものと予測をしております。引き続き特色ある佐賀小学校づくりに努めてまいりたいと、このように考えております。

○議長（中川 裕之君） 細田留美子議員。

○議員（9番 細田留美子さん） お答えありがとうございました。

佐賀小学校においては、ずっと人数がある程度見込まれているというお話でした。平生小学校においては、今408人の生徒がおりますけれど、それが来年度は400人を切り、少しずつ減って行って、令和9年度には350人ぐらいになる予定でございます。

佐賀の保護者から、平生小校区からは佐賀小学校に通学できるのに、なぜその逆はできないのかという声を聞きました。特認校の制度というのはそういったものですので説明いたしましたが、そうした保護者の思いもどのように考えられているのでしょうか。

平生には町内に2つの小学校、佐賀小学校、平生小学校、そして1つのフリースクールがあります。佐賀小学校のよさ、平生小学校のよさ、それぞれを比べて我が子にふさわしい学校が選べるのは平生に住んでよかったと言える大きな理由となります。子供の教育には、保護者は大きな関心があります。そのために引っ越しをする人もいるのですから。今は小学校が2つあることを最大限に生かしていただきたいと考えます。現在の校区を撤廃して、保護者や子供が選べるようにできないか、お尋ねいたします。

○議長（中川 裕之君） 清時教育長。

○教育長（清時 崇文君） 町内の小学校の就学先の決定、自由に選べるようにという御質問だったと思います。そのことについてお答えいたします。

まず、通学区域の話なんですけれども、就学先の指定が恣意的に行われたり、いたずらに不公平感を与えたりすることがないように、こうしたことを目的に地理的条件、あるいは歴史的経緯、



住民感情等の実態を踏まえながら、この通学区域は定められているものでございます。その就学先の決定については、現在、通常、町教委が学齢簿を作成して、そして、就学時健康診断を経て、保護者に就学先の指定を通知し、このとき保護者から就学指定の変更申立てがあれば就学指定校変更に関する取扱要領、これに照らして就学先を決定をしております、併せて佐賀小学校にあっては先ほどの小規模特認校制度を利用した就学ができることとしているところでございます。

佐賀小学校を地域の核として位置づけ、存続させることや学校の一層の活性化を目指して本町で取り入れているこの小規模特認校制度は、平成15年の学校教育法施行規則の一部を改正する省令について、この通知によりまして、教育委員会の判断で学校選択制の導入ができることが明記されて以降、全国的に導入された学校選択制の1つでございまして、学校選択制には佐賀小の特認校制以外にも、町内どこに住んでいても行きたい学校に行ける自由選択制などいくつか種類がございます。この学校選択制について、文科省は学校選択制に関する主な意見等の整理、これを平成21年に行っていますけれども、そこでは、実施している多くの自治体が学校選択制の導入の目的として特色がある学校づくりを挙げる中で、「保護者には学校を選択する場合、選択した学校に対して参加や協力をしていく責任も表裏の関係として期待されていること」「学校の自由選択にあっては保護者の学校選択の判断基準は必ずしもその学校の教育活動の特色や教育方針を抛り所にせず、友人関係や学校の立地条件、そして、生徒指導上の問題のあるなしなどが優先されてしまいがちで、学校の教育活動への参加意識が高まらない傾向があること」、また「学校の自由選択を行っている中で少子化が進むと、少子化により地域の子供数自体が減少している学校ほど選ばれなくなり、児童数の減少に拍車をかける場合があること」、こうした記載がございまして、また、学校側、各学校が抱える課題を解決していくための手段として、その学校が置かれている地域の特色をどのように生かしていくか、どのような工夫を行っていくか、そうしたことが重要である、こうした旨が述べられています。

こうした視点と町内小学校の実態とを鑑み、町教委では特認校制を継続することとし、町内2校のどちらでも選択できる自由選択制を取り入れることは現状では考えておらず、佐賀小学校区の児童の平生小への就学については、これまで同様、保護者から就学指定の変更申立てがある場合に就学指定校変更に関する取扱要領に照らして判断をしていくこととしています。

また、小規模校にあっては、児童数が少ないゆえに互いに考えを出し合い、学び合い、高め合うとする気持ちが育ちにくいであるとか、幅広い人間関係や社会性が育ちにくいであるとか、こうしたことがデメリットとして取り上げられる、このことについては町教委としても認識をしておりますけれども、こうした視点からの佐賀小学校区の児童の平生小への就学については、就学指定校変更に関する取扱要領の認定基準には該当するものではないと、このように考えています。

こうしたデメリットへの対応については、町教委では小規模校の生徒個々に応じたきめ細かな

指導を行うことができることや個々の特性をお互いによく理解でき、人間関係が深まりやすいという社会性の面、さらには、少人数の教職員構成であり、共通理解が図りやすく、小回りの利く運営ができる学校運営の面、こうしたことなどを、これらメリットを最大限生かすように取組を進めているところでございまして、デメリットを最小限にするために、全校学年こうしたことをまたいだ活動、あるいは学習の場の設定や伝え合い、学び合いの場の充実のための美祢市立於福小学校との遠隔合同授業、ボランティアの日、あるいは「いってみようのぞいてみよう佐賀小学校」、読書リレーなど、地域と一体となった取組の実施、またPTAの方々による地域の方へのありがとう新聞の発行など、児童が多く地域の方と出会い、つながり、一緒に活動できる場を児童、保護者、教職員全体で工夫し、設定し、取り組んでいるところでございまして、さらに、オンライン社会見学の活用など取組を広げていきたい、このように考えているところでございます。

町教委では、引き続き、適正な就学の下で、特色ある学校づくりに努めてまいりたいと、このように考えております。

○議長（中川 裕之君） 細田留美子議員。

○議員（9番 細田留美子さん） 学校を自由に選べないという、いろいろな規則といたしましうか、そういったものは確かに存在するとは思いますが、町教委の姿勢の中で選べることもできるわけですから、そういったことも一考していただきたい。佐賀小学校に行くのにはちょっと生徒数が少ないので、私たち平生に引っ越さんにかいけんかねという話も聞いておりますので、そういった親御さんの気持ちにも十分寄り添っていただきたいと思います。

長いスパンで考えるに、このたび佐賀小学校の今後を考えているうちに、町内の学校のあり方について考えるようになりました。現在、小中連携の流れや1人1台パソコンの導入など、教育のあり方は変革期を迎えています。平生町でも、学びの質の向上や地域との交流の活性化、教員の働き方改革などを目指して、新しい学校のあり方を実現していく時期に来ているのではないのでしょうか。

各校舎の老朽化とともに図書館や児童館の建て替えも待たれています。学校建設に係る補助金は校舎の大規模改修については国が3分の1補助しています。しかし、今年度から公共施設と併設する場合は、補助率が2分の1に引き上げられました。学校を核にした公共施設の複合化は建物の維持費軽減など、自治体にとっても利点が大きいです。実際に学校と図書館、児童館を併設している学校もあります。新しい校舎の形の模索が今、始まっています。今までと同じような、廊下がだーっとあって、教室がぱんぱんぱんとあるような学校のつくり方は今、一考——考え直す時期に来てるのではないかというお話もございまして。

平生町においても、将来的に小学校、中学校、そして図書館、児童館を併設した校舎への構想

はないか、考えはないか、最後にお伺いいたします。

○議長（中川 裕之君） 清時教育長。

○教育長（清時 崇文君） まず、小学校の就学先の決定につきまして、親の気持ちに寄り添うことが重要であるというお話をいただきましたけれども、そのとおりだというふうには思っています。そのとおりだと思っている中で、現状の就学指定校変更に係る取扱要領に照らして、適正に進めていきたいと考えています。

また、老朽化に伴って将来的な学校の施設のあり方についての御質問だと思いますけれども、短いスパンといたしますか、なかなか答えにくい御質問ではございますが、例えば先ほど申し上げましたように5年後であるとか、そうしたことでの施設というのを、今、町内に学校施設はバランスよく配置されていて、そして、資産経営の中心となる施設用途でもありますので、原則として現在の配置を維持していくということとすることであるとか、あるいは小中学校の教育環境を早期かつ効率的に改善して、そして長寿命化を推進するであるとか、そうしたことをまず基本として考えなければいけないというふうには考えています。

また、その先の施設ということになりますと、それこそなかなかお答えにくい話になりますけれども、少し話をさせていただきますと、今、全国的には小中一貫校へのシフトということについては——小中一貫ということについては、従来の小中学校段階にある9年間という大きなくくりで教育を行うために設置する学校、これを小中一貫校と申し上げますけれども、この設置の型には同じ敷地内で同一校舎で学ぶ施設一体型、同じ敷地内で別校舎で学ぶ施設併設型、そして、敷地は別ながらも連携して教育を行う施設分離型、こうしたものがございます。こうしたものがございますが、先ほど申し上げた点からも、現状では施設一体型であるとか施設併設型であるとか、こういった形での小中一貫校の建設というものは現状では考えておりません。

小中一貫教育については、平生町教育振興基本計画の基本方針であります「学びの連続性を重視した未来を担う人材の育成」というのがございますけれども、それに基づいているような施策を講じているところでございますが、今後は、まずは施設分離型の小中一貫校構想についても研究をし、さらに、学びの連続性を重視した取組を行ってまいりたいと、このように現状では考えているところでございます。

.....

○議長（中川 裕之君） 河内山宏充議員。

○議員（10番 河内山宏充君） それでは、4点にわたって一般質問をいたします。

最初のこども医療費の拡充についてと4点目の平生の伝統文化の保護と伝承については、先ほども町長選の公報として、公約を挙げられていらっしゃいました。今後、町長してどのような事業展開を図っていかれるかということでお尋ねをいたします。

2点目にお尋ねする平生町行政評価については、提案を含めて質問をさせていただきます。

3点目の自助・共助・公助とは一体何かという質問の事項のことについては、佐賀地区でいろいろと問題、皆さんのストレスになっていることを、県道のいわゆる雑草の繁茂対策、このことについて一体どういうふうな——どういようなありようなのかが本当ということはないんでしょうけれども、少しでも町民の皆さん方がよりよい生活をするための手段として、どのような具体的な行動があるのかということでお尋ねをいたします。

まず、1点目にお尋ねいたします。こども医療費の拡充についてです。

先ほども申し上げました、このことは町長選の選挙公約として町長掲げていらっしゃいましたので、候補者として訴えられたこと、これをどう町長として実現化、具体化されるかというようなことが今後の大きな課題でもあると思います。

まず、質問の要旨としては、その選挙公約、いわゆる後援会活動の中で「安心感を育む乳幼児から高校生までの医療費の無償化」ということを訴えていらっしゃいました。これは何回も申し上げますけれども、選挙公約の一つとして掲げておられました。次年度以降多分取り組まれるのではないだろうか私、私の勝手な推測です。多様化する住民ニーズに対応するため、どれだけの行政資源をこれに投入するか、いわゆる最大限かつ効率的かつ効果的に活用する行政運営がなされていくかという観点からお尋ねをするわけでございます。

ちょっと考えてみますと、不思議なことは、こども医療費の助成については、これ、タイミングというものがあるのかもしれませんが、相当なスピード展開で事業の拡充、拡大が図られていることです。例えば、今年に限って申し上げますと、令和4年度の新年の挨拶で、町長、少子化対策の一つとしてこどもの医療費無償化の拡充に取り組むということを言われていらっしゃいました。そのことは令和4年の8月から小学校1年生から中学校3年生までの診療費に対する助成制度に関わる所得制限なるものが撤廃をされていらっしゃいます。

そして、もう半年後には高校生までの無償化を進めるという選挙公約を訴えられていらっしゃいます。

私、これらの中で考える問題点は3つあるのではないかと考えます。これ私が勝手に考えることでございます。一つは、評価が全く追いつかず、この効果って言いますか、評価が全くされていないということですね、1点目。

2点目なんですけど、自治体間のひょっとして給付拡大競争に巻き込まれているのではないかと。このことについてなんですけど、ちょっと近隣の状況を確認してみますと、令和4年の10月からはお隣の柳井市ではスタートしていらっしゃいます。隣町の田布施町でもなんかそのようなことがあるような情報も私、受けておりますが、結局、あと、上関町はちょっと、周防大島町もちょっと不明でございまして、それぞれされていかれるのではないかと、これ私の

勝手な推測です。給付拡大競争に巻き込まれて、本当にこの事業のあり方というものがないがしろにされていくんじゃないかという危険性もあるのではないかと、私、勝手に思っております。

3点目なんですが、常々少子化対策の一つと言われますが、実は子供の数は増えていませんですよ。子育て対策の一つではないかと大まかに言えば——大まかに言えば少子化対策というのもそれは大きな枠の中では賛同をいたしますが、果たして本当にどうなのか。もう少し深掘りしてこれが少子化対策の一つとして本当に的確なのかどうなのか、少し議論してみる必要もあるのではないかと考えております。

また、私の経験、また私自身、また私が育ててきた子供を見ますと、これ、高校生までの無償化についてはかなり影響度合いが低いんじゃないか。つまり、あまり活用されることがないのではないかっていう、私自身の子育ての中で思います。その理由として、高校生になりますと体格が大人になりますので、ある程度の激しい運動にも対応します。いわゆる免疫力なるものも相当量にアップしております。

それと、いわゆるこの思春期の子供たち、親の言うことを聞かない世代ですね、一応。例えば、このころの子供たちに言うと、ちょっと熱があるとか言っても、行っちゃいきよって言って、私仕事に行くんですけども、子供は現実のところ行っていない。そうすると、本当の高校生までの医療費の無償化をどこまでするか。二、三日すればけろっとしているというような状態ですよ。制度自体としても、医療費の助成というのは、難病等は様々な制度で本当に必要な方には医療費の助成制度が制度としてありますので、いま一つ考えていかなきゃいけないんじゃないかと思ってお話をいたします。

度々申すようですけども、本町の行政が何をどれだけ行うのかではなくて、行政評価にも書いてありましたが、計画に掲げる町の姿にどのくらい近づいたのか、また、それぞれの事業がどのくらい平生のまちづくりに貢献したのかを評価し、その結果を次の事業の企画や実施、予算配分などに反映していく仕組みに沿った事業展開、拡大が必要だと私考えておりますので、今後の事業展開について目的、理由について、どう実践されていくかということでお尋ねをいたします。

以上です。

○議長（中川 裕之君） ここで、暫時休憩いたします。再開を午後1時といたします。

午後0時05分休憩

.....

午後1時01分再開

○議長（中川 裕之君） 再開いたします。

浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） こども医療費の拡充についてでございます。

こどもの医療費助成制度につきましては、平成29年8月に所得制限を設けて小学校1年生から3年生までを創設、平成31年4月に同じく所得制限を設けて6年生まで拡充しました。令和2年8月には、県との共同事業である乳幼児について町単独で所得制限を撤廃し、令和3年4月に所得制限を設けて中学校1年生から3年生まで拡充しました。そして、本年8月に小学校1年生から中学校3年生までの所得制限を撤廃いたしました。

人口減少、少子高齢化が進行している本町においては、社会情勢の変化を的確に捉え対応しなければならぬと考えており、特に少子化対策についてはスピード感を持って着実に取り組んでいく必要があります。

平成30年の町長就任時に掲げました3つの政策の一つに少子高齢化問題への取組がありました。具体的には、こども医療費助成制度の拡充であります。皆様の御理解をいただきながら推進してまいることができました。対象者からはありがたいことだという声も届いていることも事実でございます。

また、自治体間の給付拡大競争に巻き込まれているのではないかと御質問については、確かにその一面は否定できない部分はあろうかと思っております。しかしながら、定住構想を掲げながら持続可能なまちづくりを推進していく上で福祉、教育への投資は避けて通れないものだと認識しております。

現時点において、長引くコロナ禍と物価高騰の影響を受けている子育て世代にとりましては経済的負担が大きく、保護者の負担を軽減し、誰もが子供を安心して産み育てることができ、子育てしやすいまちづくりを推進することが喫緊の重要課題と位置づけをしているところであります。

当然、高校生までの完全無償化にあたりましては予算を伴いますので議会の御議決を得てのことにはなりますが、このたび私の選挙公約として掲げさせていただきました。とはいえ、18歳までの子供の医療費無償化は、本来、国が負担すべきで国が制度化し統一的に実施することで、全ての子供が等しく無料で医療を受けられるように機会を捉えて国に対して要望してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 河内山宏充議員。

○議員（10番 河内山宏充君） こども医療費の拡充について、過去の経緯からいろいろと御説明をいただきました。少子化対策としてスピード感を持って進めていきたいということは大枠では分かるんですが、2点ほど少しお尋ねをいたします。

ただいま長引くコロナ、経済負担、その中で子育てしやすいという環境をつくっていくということでは言われましたが、少し子供の定義はどうかということ、いかに考えていらっしゃるかどうかということです。

そうすると、子供の中には高等学歴を求めて大学、専門学校等に行く子供たちもいます。これはいわゆる被扶養者のままで進学を思うんですけれども、そうすると18歳以上でございまして子供という定義に入らないのかもしれませんが、要は本当に経済負担、また長引くコロナの中で子育てをしていく環境を整えるということであれば、18歳以上の大学生、4年制の学校、専門学校、その間の医療費の助成制度についても考える必要があるのではないかとこの御提案を1つ申し上げます。

もう1点は、国が負担すべき、それは確かにそうなんです。それは私もそう思います。ただ、いろいろと調べていっていますと国保のほうにペナルティーとなるものなどの制度が残っているのではないかとこのことを危惧しておりますので、その適用を受けている可能性があるかないか、今の制度も国保の療養費等の国庫負担のペナルティーがあるのかないのかだけを確認させていただきます。

以上、2点について確認させていただきます。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 先ほども高校生までという言い方をしていますけど、どこまでを定義するかというのはこれから詰めていく課題だというふうに思っておりますので、専門学校等も含めてどういう形がいいのかというのも、これはちゃんと整理をしたいと思います。

それから、ペナルティーの話ですけど、ペナルティーがあると私は聞いたことはないんですけれども、高校までやっている団体も確かにありますので、それらがどうなっているのかも含めてちょっと研究というか勉強をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 河内山宏充議員。

○議員（10番 河内山宏充君） それでは2点目に移ります。

2点目は提案も含めてお尋ねをいたします。そのことは平生町の行政評価についてということで、質問の要旨は2点ございます。

まず1点目、平生町行政評価を決算の附属資料として提出できないか。町長の所見をお尋ねをいたします。

2点目です。行政資源のより効果的な配分を促進するためには施策評価シートの中、6関係主要事業の項目の中に財務情報、予算、補正予算も含まれますけれども、そういった投入した予算を踏まえた分析が必要と考えますが、これは既に書式が決まっていますのでなかなかこの中に入れるというの難しい、A4の紙でございまして、ただ、これが施策評価シートですから別に事業評価シートなるものを新たに作ってやるということも、私、考えてはおるんですけれども、町長さんの所見をお尋ねいたします。

現状について申し上げます。この行政評価なんですけれども、令和4年の話なんですけど、この間、令和3年度を評価対象とする行政評価をいただきました。これを受け取ったのが9月定例会終了後の全員協議会で地域振興課のほうから提出されました。

平生町では、以前は12月議会が決算認定の議会だったんですけれども、9月議会で決算認定ということにしております。平生町のホームページ等を見ると、この行政評価は何のためにしているのかというようなことが書いてあるんですけども、やっぱり施策の評価は皆さん方に何をどれだけやったかという情報も必要だと思いますので、決算の附属資料として今後提出できないか、私、考えていますので、町長さんにその所見等も踏まえて、また財務情報も一緒にこの中に付け加えるべきではないか、また補足として事業評価シート等も作る必要があるのではないかと、という政策提案をさせていただいて所見をお尋ねいたします。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えをいたします。

令和3年度から第五次平生町総合計画に基づく取組を進めており、同計画に内包されている実行計画、総合戦略の進捗管理については、行政評価により毎年度、点検、検証を行い、その結果を改善策に結びつけることといたしております。また行政評価の結果に基づき計画の見直しを行い、社会の変化に迅速に対応することとしております。

この行政評価の狙いとしては、成果の見える化、情報公開、健全な財政運営に向けた事業の適正化、職員の意識改革の大きく4つの観点がございます。総合計画は5つの基本目標のもと39の施策があり、それぞれにつき成果指標を設定しており、このたび昨年度作成した同計画の1年目が終了したため、令和3年度を取組を対象とした評価を実施いたしました。

この結果につきましては、8月26日に開催いたしました平生町まちづくり協議会にて委員の皆様へ報告し、御確認もいただいたところです。また議会の皆様にも御報告をし、現在は町のホームページにて公表も行っております。

今年度から実施を始めた行政評価については、毎年、見直しを行い、改善を進めていきたいと考えております。

御質問いただきました平生町行政評価の決算の附属資料としての提出につきましては、作成スケジュールなども踏まえて検討してまいりたいと考えています。

また、行政資源のより効果的な配分を促進するためには施策評価シートにおいて関係主要事業の項に財務情報、投入した予算と配分した量を踏まえた分析が必要だとの御指摘についてお答えをいたします。

先ほど39の施策があると申しましたが、それぞれの施策の目的達成のために各事業を執り行



っており、その事業についてそれぞれの評価を事業評価シートにまとめております。その事業評価シートを施策単位で取りまとめたものが施策評価シートとなる構成となっております。

事業評価シートの中には、実施年度の予算額や実施年度以降の事業費の見込額などコストに関する項目も設けてあり、議員がおっしゃる財務情報も加味された内容となっております、コストも踏まえた評価を行っているところであります。

今後も行政評価によるPDCAサイクルを用いて第五次平生町総合計画に搭載している成果指標の達成に向けての取組を進めてまいり、自然豊かな活気あふれる幸せのまち平生の実現につなげてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 河内山宏充議員。

○議員（10番 河内山宏充君） 1点だけ確認をいたします。事業評価シートなるものがあるということで、その情報は公開をさせていただいているのでしょうか。それとも内部だけの資料ということで保持されていらっしゃるのでしょうか。そのことだけ1点、お尋ねをいたします。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 先ほども申しました事業評価シートにつきましては、今、内部だけの取扱いになっておりますが、今後、公表するかどうかも含めて検討してまいりたいというふうを考えております。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 河内山宏充議員。

○議員（10番 河内山宏充君） それでは3点目の質問にいきます。

質問事項は、自助・共助・公助とは一体何かということです。このことを質問するに至った経緯に若干先に触れます。

例に例えて一般質問の質問事項にも書いておりますが、県道光上関線の佐賀から尾国間の草刈りこのことを例に県道の雑草繁茂対策についてお尋ねをいたします。

一番の問題は、除草作業がなされていないので、黒羽根以東の集落の皆さん、住民、またこの道を利用する方、上関の方も含みます、柳井の方も含みます、利用される皆さんです。この県道には雑草の繁茂によって非常にストレスがあるということなんです。今も申し上げましたけれども、車道、歩道内の雑草繁茂ということです。

一番思うのが、県道の雑草については、本来、県の管理なので県土木へ言えばいいのでしょうか。直接に要望もずっとしてきてまいりました。一向に改善がなされないようなので、じゃあ雑草繁茂についてやるように町に言ってくださいという質問の仕方もあるでしょう。ただ、いろいろと皆さんのお力でやろうとしていることも含めて、一体本当にどうなっているのかということをお私、

お尋ねしたいんです。

まず、質問の要旨を申し上げます。

1点目です。平生町では快適な環境づくり推進条例を制定されています。これらの条例の範囲は県の管理下等にある施設については何もできないのでしょうかということを確認の意味でお尋ねをいたします。

2点目です。地元、町、県の関わりの中で、ある問題を解決する際の自助・共助・公助とは一体何かということをご尋ねをいたします。県道の雑草繁茂対策を例に、お尋ねを町長さんにさせていただくわけです。

もう少し現状をお話させていただきます。この県道利用者は歩行者と二輪、自転車ですね。自転車、車道を走る自転車もあります。自転車も歩行者も通っていい歩道なもので、今はほとんど歩道内を自転車で通るとい——これ、今までは子供たちだったんですけども、もう通学するような子供たちがいませんのでほとんどありません。あと車道は車が利用していると。

この県道の歩道内のことなんですけど、特に黒羽根から秋森間で雑草が繁茂して歩道上に覆いかぶさっているような状態です。ウォーキング愛好者の方も避けて通るような状態で、自転車は先ほども申し上げましたが、今は通るような状態ではありません。車道においてなんですけど、両側1メートル前後の高さで雑草が繁茂しています。海側の路肩には木が茂っている箇所が4か所、ガードケーブルには雑草が巻き付いている状態です。車両の通行には一部区間で左カーブ時に中央線側による傾向があります。これを私は何回も見んですけど、少し知り合いの方に聞くと、あまり左によると雑草で車のボディに傷がつくと、新しい車の方なんですけど、特にそのように言われました。それ以外は車で利用に全く支障はありません。あと景観だけです。

二輪車での利用はほとんど車道を走るような状態です。子供たちもそうしていたのかどうかはちょっと、私、確認を取っていないんですけども、今、ほとんどロードバイクの皆さんたちは車道を走っています、左側を。歩道の路側に雑草が繁茂しているので、かなり1メートルぐらい車道の中に入って車道を利用するというような状態です。行きも帰りもです。県道を行くとき、こっちから佐賀のほうへ行くときも、上関のほうから平生のほうへ帰ってくる時もかなりそういった車両があるので運転をするドライバーの皆さん方はかなり気を遣われる道ではないかと、これは私が勝手に思います。推測です。

それで、この問題、先ほども少し申し上げましたけれども、県へ度々地元としても要望を柳井土木建築事務所、道路維持のほうへ掛け合いましたが一向に進まない。今、まちづくりの中で佐賀には佐賀コミュニティ協議会という団体が設立されています。設立して、当初、佐賀地区の課題に関わるアンケート調査をいたしました。このときに環境面では県道の雑草繁茂に対する課題の指摘があり、これらを佐賀コミュニティ協議会でも対応していこうということで、一部ではあ

りますが、また短距離ではありますが草刈りを実施しておりました。一度、佐賀一尾国間の県道の歩道を刈ろうということにもなっていたようですけども、台風で延期で、雨で2回とも予備日とも天候不良により中止になりました。

聞くところによりますと、県道の草刈りについては令和4年の行政協力員会議にて、ある行政協力員さんから草刈りの要望の申出があったと思います。これは実際にその方に確認をいたしました。その返答は、建設課からその方へ回答の返事がありました。県はしませんということで。それで佐賀コミュニティ協議会のほうの環境防災部会でも検討をするようになりました。検討をするようになったきっかけは、地域振興課が佐賀コミュニティ協議会でやらないかという相談があったからです。実際、かなりの作業量なものですから、人も道具もかなり大がかりなものになります。

県へ行ったときの話なんですけど、道路維持ですね。県道の雑草の除去作業はしないということでした。来年度以降も予算の絡みがあって、行政の仕事だなというふうに思ったのは——来年度以降は未定ですと言われました。その一方で、あとはきらめきサポート支援事業の説明をずっと受けてまいったようです。

結局、お話した中で刈った草は道路維持が処分しようということになりまして、このたび佐賀コミュニティ協議会のほうでは、ある程度歩道内を刈って集めれば歩道内は済むということで、歩道内の除草作業はしようということになって、年明けの3月にやるようです。

しかし、これ、歩道内は済むんですけど、車道内の両側路肩を含む雑草繁茂対策は全然解決しないんですね。利用者の皆さん方にとって不快な状態は続いていくわけです。ここの区間の道路状況を考えれば、地元、コミュニティ協議会の皆さん方の対応もそれが精いっぱいではないかなと思うんですよね。車道側の路肩部とか両側の路側帯の周辺とかは通行車両がありますので、これは新たな問題でどうしたらいいかという話は出ていたようです。ほかの区間、秋森から尾国の間の歩道内は一部の区間は有志で歩道内は刈ってあると思います。刈りっぱなしです、今。

こういうふういろんな地元の皆さん方が一生懸命に佐賀の課題を解決しようということで、個人でも動かれているしコミュニティ協議会でも動かれている。行政協力員会議で町のほうへ要望として言われた自治会長さん、いわゆる行政協力員さんもいらっしゃいます。だけど建設課からは確かに回答もいただきました、県はしないよと。地域振興課からも、あんたらやらんかねと言って、やりゃあええじゃと言われて、草刈りできないかと言われて、最初はやらないという話だったようです。だけどやっぱり地元のためにやろうという話で立ち上がって、先ほども申し上げましたけれども、年明けに歩道内だけをやろうということなんです。どうしたらいいかということです。地元の皆さんも含めてですね。それでこの質問をするきっかけになりました。

平生町では快適な環境づくり推進条例、これは先ほども申し上げました、この条例は「町民等、

事業者、土地占有者等及び町が一体となって、地域における快適な環境を創造し、清潔で美しく魅力のあるまちづくりを目的とする」、平生町参加と協働のまちづくり条例、この目的は、住民の参加と協働によるまちづくりを推進するための基本的事項等としていろいろ定めていらっしゃる。

実際地元の方等、有志の方等、いろいろ関わってきれいにしようというふうにやられているんですけど、本当に、自助・共助・公助というのは行政としてどういうふうに考えていらっしゃるのか。

例えばですよ、地元にはいろいろと土木の経験のある方がいらっしゃいます。ある程度、事業量も大きいのでそれだけ機械等も必要ですから、それだけの資材等をそろえていただければやろうかというような方もいらっしゃいます。だけどそれは本当にいいのかということなんですよ。だけど、私たちにストレスが当たるんですけども工事は出ない、その狭間でいろいろと考えて、それぞれ地元でアクションを取られているようなんですけども、町としては一体どういう対応をされるのか。この自助・共助・公助とは一体何か、この県道の雑草の繁茂に関してちょっと例えを申し上げて、なぜできないのかということです。御答弁を町長さんにお尋ねをいたします。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えをいたします。

本町では、平成25年に平生町参加と協働のまちづくり条例を制定し、住民の積極的な参加、自助・共助・公助の理念に基づく協働によるまちづくり、情報の共有という3つの考え方を柱としたまちづくりの基本原則を定めております。

自助・共助・公助とは、問題はより身近なところで解決しようとする考え方で、自助とは個人や家庭において課題を解決すること、共助とは個人や家庭において課題を解決することが困難であるため地域社会において解決すること、公助とは地域社会においても課題を解決することが困難であるため行政において課題を解決することでございます。

特に、地域社会を健全に維持し発展していくためには様々な主体が力を合わせて地域課題を解決する共助の取組が求められております。自治会では環境衛生整備事業で自治会内の清掃活動などに取り組みれております。また個人の方や企業等においてもボランティア活動として県道等の除草や清掃活動などに取り組みれておられます。

大野コミュニティ協議会や東魚見自治会は、県の山口きらめき道路サポート事業を活用され県道の草刈り等の活動を行われています。また佐賀コミュニティ協議会では黒羽根から秋森まで県道の歩道内の草刈りを地元自治会とともに計画をされています。

県道の管理については、県が主体的に当たる案件であるかと認識をしております。町といたし

ましても支援できるどころ、例えば持ち込まれる草の処理等の支援について行ってまいりたいと思いますし、県には町からも適切な維持管理を行っていただくよう要望等を引き続き行ってまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、自助・共助・公助の理念に基づき自らの役割及び責任を理解し相互に補完し合えるようになればと考えております。

私の考え方から言うと、確かにおっしゃるとおり、では共助でやるのかという話になると、その負担も大きいし、できないところもあるかと思っておりますので、まずもっては県に要望します。県が要望してもなかなかやってもらえないということであれば、町で何ができるのかということも含めて検討したいと思っております。町でできること、それは何なのかというのは、今までは、多分、県道だから県に任せればいいみたいな感覚で言うんだらうと思っておりますが、ただ、県道であっても町内にあるわけですから、町内の美化という点で言えば、町としてもできることは何なのかということを一先懸命検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 河内山宏充議員。

○議員（10番 河内山宏充君） では、4点目の質問に行きます。

4点目は、町長の選挙公約について少しお尋ねをするとともに、提案も含めてお尋ねをいたします。

平生の伝統文化の保護と伝承についてということです。今しがたも申し上げましたけれども、選挙公約にみんなが健やかに暮らせるまちづくりとして文化の伝承、高揚、平生の伝統文化の保護と伝承と訴えていらっしゃいます。

質問の要旨の1点目です。平生の伝統文化というふうに一口に言われてはいるんですけども、明治以降、平生という町の構成を考えた場合に、町村合併を繰り返してつくられた町であることから地域によって様々な伝統文化が継承されています。

地域の考えというんですかね、例えば私は養子で尾国に行ったわけですけども、それまでは平生に住んでおりましたけれども、尾国で感じることは尾国と佐賀は違うということ、これはまちづくりのコミュニティ協議会をどうするかというときにも、私、確か申し上げたように記憶しているんですが、尾国と佐賀では全然風習等も違います。これはいまだに皆さん方の中にあるというふうに生活の中で実感しております。佐賀のほうは漁業、尾国のほうは農業とイワシ網、半農半漁ですね、そういうふうなことで、どうしても伝統文化というと地域の生活に根づいているところがありますので、なかなか一口に伝統文化と言っても一つにはできないと思っております。

これは具体的に平生という一くくりで言っていっぱいいますので、平生の伝統文化の保護と伝承はどういった事業、施策を指されているのか。また、次年度以降の事業展開、また施策展開

等について、候補者として選挙公約に挙げていらっしゃいました。今後、町長として施策事業等にどう反映されているのか、これも一つの命題だと思いますのでお尋ねをいたします。

2点目にお尋ねをいたします。平生の伝統文化の保護と伝承についてということで、これが当たるのかどうかというのはいろいろな御見識のもとに思われる方がいらっしゃると思うんですけど、私、小さい頃に平生に住んでおりました。先ほどもそのことは少し触れさせていただきました。にぎやかな商業の町で、昭和30年代、40年代の平生の中心部の商店街、私の僅かな記憶の中をたどれば、祝日、祭日は皆さん方どこのご家庭も国旗を掲揚されていたと思います。それが伝統文化とどうつながるのかと言うと、いろんなお考えがあるので、それはその人のアイデンティティーというか考え方の問題なんですけど、日本の伝統文化の一つとして国旗の掲揚というものが確かに存在していたのではないかと考えます。

最近よく町道とか県道とか光上関線、また国道をうろちょろするんですけども、祝日に国旗を掲げられる家庭が非常に少ない、個人的に残念だと思っております。これは今の住宅事情、また世帯構成等によるのかもしれませんが、やはりそういう国旗を掲揚するところから伝統文化、日本人の——ちょっと話が大きくなり過ぎるかもしれませんが、国旗を掲げられるようなまちづくりをされたらどうかなということで政策提案をさせていただきたいと思っております。

以上、2点についてお尋ねをいたします。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） まず、平生の伝統文化の保護と伝承についての御質問にお答えをいたします。

文化財は長い歴史の中で生まれ、今日まで守り伝えられてきた貴重な財産です。また郷土芸能や地域の生活に根差した伝統文化も守るべき宝でございます。現在、町内には8つの県指定文化財、8つの町指定文化財や未指定の文化財等、様々な文化財があります。貴重な財産となる文化財を継承していくため、文化財所有者や地域住民の協力を得ながら保護や周知に取り組んでおります。

文化財所有者には各種助成金や補助金等の情報提供を行い、文化財保護を支援しております。近年では、県、町の補助事業や民間財団の助成事業を活用し、白鳥神社保存会所有の県指定文化財白鳥古墳出土品や神護寺所有の町指定文化財木造毘沙門天立像の保存、修理が行われ、適正な保護に努めていただいております。今月の10月16日には神護寺で保存、修理完成式典が開催され、修理完成後の立像が披露されました。

大野、曾根、田名の3地区においては、地元の伝統芸能継承活動を行う神舞保存会が継承活動に取り組んでおられます。町内小学校で児童を対象に地元の郷土芸能を間近で鑑賞する機会を提供いたしております。

民具館には、漁労、農耕、衣食住関係など昔の人々が創意工夫を凝らして生み出した約600点もの民具を展示しております。また各地域の昔の写真等も展示しており、昔の様子を見ることができます。毎年、平生、佐賀小学校の児童が見学を訪れ、学習教材の一つとなっております。子供たちに平生の歴史や文化を伝えるとともに先人の知恵を次世代に継承していきたいと思っております。

郷土の歴史を調査、研究、保存をして後世に残していく活動をされております郷土史研究会に編集をしていただいた平生町の地名の由来、懐かしい平生町の町並み図等の各種刊行物の発行や活動に対しての支援を行っており、これら刊行物を今後どう生かしていくかが課題であると認識をいたしております。

今後も教育委員会と連携を図り指定文化財や史跡等に対する保護事業を進めるとともに資料の整理、保存等を行い、その資料のデータ化を行いたいと考えております。

また、3地区の神舞保存会、各地域で行われている伝統文化継承活動についても長く継承できるよう支援してまいりたいというふうに考えております。

それから、国旗の掲揚でございますが、昔は祝日のことを旗日と言っていたように祝日には国旗を掲げる家庭も多くあったように記憶をしておりますが、最近では祝日に対する人々の意識が変化してきており、祝日の趣旨など理解せず単に一つの休日と捉えることから、そのような習慣がなくなってきたのではないかと思います。

各家庭が国旗を掲揚するか否かは各家庭の判断に委ねられるべきものと考えておりますので、町として各家庭での国旗の掲揚を勧めるということは考えておりません。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 終わりですか。（河内山宏充議員「はい」と呼ぶ）

.....

○議長（中川 裕之君） 中丸和則議員。

○議員（2番 中丸 和則君） 2問ほど質問させていただきます。

全国の地域では、少子高齢化、人口減少というのが問題になっています。平生町でも重要な課題になっていると思います。今まで外国人を入れるという対策がとられましたがデメリットも出てきています。私は介護スーツ、重いものを簡単に持ち上げられる介護する側のスーツ、簡単に立ち上がれる介護される側のスーツ、この介護スーツを介護の現場だけでなく、土木、建築、農業、そしてボランティアに活用すれば健康寿命が延びるだけでなく、結果的に生産人口も伸びると思います。

町で公の団体をつくって貸すような団体をつくれればいいのではないかと思います。ただ、土木、建築、農業、ボランティアなど借りる業者がもしかしたら少ないかもしれません。そういうとき

に、もし柳井ブロックでやれるというということになれば、町のほうでも一緒に協力してやっていただければと思います。町独自でやる、あるいは柳井ブロックでやれば協力する、町長の意見を聞かせていただければと思います。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 介護スーツはパワードスーツの一つで、動力源の有無や種類にかかわらず人が装着することで動作や姿勢へのアシストが得られる器具を指しております。身体的能力を補助、強化する業務用ツール、または個人向け医療ツールとしてヘルスケアや製造等の分野で今後の発展が期待されているところでございます。

身近な用途の一つとして介護スーツがあり、一例として介護者が要介護者のベッドから車椅子などへ移る移動動作をサポートする際に着用すれば身体的負担を軽減して腰痛などを防ぐことができるかとされております。

超高齢化社会を迎えるに当たって要介護者の高齢化、障害の重度化、複雑化により介助に関わる手間等が増加傾向にあり、介護者の高齢化も年々進行し身体的な負担が増していることから、国においても重要な課題として2015年度に介護ロボット等導入支援特別事業を実施してきており、現在も様々な研究事業、補助事業、税制措置、金融支援メニューによる介護事業所支援策が講じられているところでございます。

御質問の人口減少対策としての介護スーツの活用ということでございますが、介護事業所における介護に必要な機器等につきましては、一義的に事業所の規模や施設の状況等に合わせてそれぞれの介護事業所において整備していくべきものと認識をいたしております。

町といたしましては、国等における補助事業等や介護スーツについての調査、研究を引き続き実施し、必要な情報を介護事業所等へ提供していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 中丸和則議員。

○議員（2番 中丸 和則君） 人口減少対策として何もしないで例えば5年間待つというよりは、一定の方向性を出して5年間待てば次の段階も出てくると思います。先ほど言いました、土木、建築、農業、あるいはボランティアに介護スーツを採用すれば効果が出るというのは、もう一つの面で言えば業種別の人型ロボットのヒントになると思います。5年後にそういう効果も出るのではないかと思いますので積極的な対応をお願いできたらと思います。

2問目は、先日、I企業が食品残渣などを発酵して発電する装置を企業、自治体に販売するという新しい動きがありました。今まではそういうコンパクトな装置はあまりなかったと思います。地域の資源を活用するという意味で、食品残渣を発酵し発電するという装置は新聞によりますと数千万円というふうに書いてありましたが、積極的な活用をしていただければと思いますけど



でしょうか。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えをいたします。

近年、微生物の力を使って生ごみや紙ごみ、家畜のふんなどからメタンガスを発生させ活用する技術が確立され、そのガスを電気や熱エネルギーに変換することでエネルギーの地産地消や環境型社会の形成に活用されております。

また、この技術はごみとして焼却されるはずだったものをメタンガス生成の原料として活用することで、ごみの焼却量を減らし新たなエネルギーを生み出すといったごみ処理施設への活用がされております。

この技術を可燃ごみ処理に活用したもので、防府市の防府市クリーンセンターのごみ焼却・バイオガス化複合施設がありますが、これは可燃ごみの焼却処理のラインに下水の汚泥処理やメタンガスの施設を組み込んだかなり大規模な複合施設となります。

折しも周東環境衛生組合では、現在の柳井市にあるごみの焼却施設の老朽化に伴い次期施設について協議を始めているところであります。防府市と同様の仕組みをそのまま取り入れることが可能かどうかは分かりませんが、こういった高効率ごみ発電施設等の先進的な施設については国の交付金についても有利なものがあるとも聞いております。

今回、議員から提案いただきましたメタンガス発電技術についても、敷地面積の確保やトータルコストなど課題は多くありますけれども選択の一つとして検討されるよう、この協議会の中でも提案はしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 中丸和則議員。

○議員（2番 中丸 和則君） 先ほど言ったのは、平生町、田布施ぐらいで実行されたらどうですかというぐらいの大きさだったんですが、今、言われたのはもっと大きな柳井ブロックぐらいでやるときに高効率原燃料回収という基準をクリアする業務には2分の1の交付金が出るというのがあって、それを防府が採用し、それを柳井全体でも採用すればいいのではないかと、今、言った田布施町、平生町でやるか、広域でやるか、食料品残渣を活用することを念頭に積極的に検討していただければと思います。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 今、現実的に平生町のごみは柳井地区の環境衛生組合で燃やしてもらっています。したがって平生町には焼却炉はないんです。それが1点。それから、ごみについても今、分別はやっておりません。全て一緒に入っております。これを集めて焼却をしている状況ですので、今、言ったようなものを平生町と例えば田布施町と一緒に造るといようなことは全く

考えておりませんし、周東環境衛生組合が新しい施設を造るということであれば、今みたいな施設もありますかどうかということはお伝えしたいというふうに思っております。

○議長（中川 裕之君） 暫時休憩します。

再開を2時5分といたします。

午後1時57分休憩

.....

午後2時06分再開

○議長（中川 裕之君） 再開いたします。

赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） それでは、通告に従って質問をいたします。

今朝ほどの町長の行政報告の中で、経常収支比率が6.7ポイント向上した。しかし、依然として依存財源に頼っている状況に変わりはないと。さらに生産年齢人口の減少に止まって、税金も減ってくるであろうと、こういうふうに財政状況についての一定の見解を示されました。

私は今から、税金を増やし、住民要求に応えられる町政をとということでお尋ねをいたしますが、令和3年度の決算の結果、大まかに町の財政規模に対して、一般会計が将来に負担することになっている実質的な負債の割合、将来負担比率というふうに呼んでおりますが、平成26年の決算以来、順調に推移をして、令和3年度の決算では121.6%というふうに向上をいたしました。特にこの間、財政の状況の改善の中で努力をされてこられたと思うんですが、特に印象に残ることとして、2月に新庁舎の建設に関わって緊急防災減災事業債を適用されるように働きかけられて、結果それが認められることになって、財政負担が約3億7,450万円減少をしたということとは印象に残っています。

この間、町民に負担を押しつけることなく、財政状況の改善に努力されていることには敬意を表しますが、だからといって、その住民要求に十分応えられているかというところでもない側面もあります。

例えば、道路の拡幅や道路の改良、そして河川の改修など、単独事業の申請について200件の手のついていない事業があり、また、カーブミラーの設置の申請も25件着手されていないということなどがあります。ほかにもいろいろあるのですが、私が直接感じているのはこの2件です。こうした住民要求に応えるために、今後税金を増やしていくという視点を大切にしていきたいと思うのですが、以下の2点についてお尋ねをしたいと思います。

1つは、定住対策を充実させ、人口減少に歯どめをかけていただきたいと思いますが、定住対策の現状はどのように行われているのでしょうか。また、その充実についてお尋ねをいたします。

そして2点目に、地場産業が元気になれば税金も増えると思います。地場産業の育成について

お尋ねをしたいと思います。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えをいたします。

定住対策につきましては、子育て、教育、住環境、社会インフラの充実など、多岐にわたる取組が求められておりますが、第五次平生町総合計画に記載している実施計画の施策、移住・定住の促進に基づき、『アイ・ラブ・ひらお』定住プロジェクトに積極的に取り組んでまいりました。

同プロジェクトでは、若者定住促進住宅事業や結婚新生活応援事業、空家バンク事業や空家リフォーム助成事業など、若年層を中心に定住促進を図っております。加えて、移住者・定住者を増加させる人口の増加につなげるための対策として、まずは関係人口を増加させ、最終的に移住・定住に結びつけていくことができると考えております。

今年度、新たに関係人口創出事業及び移住・定住・交流推進支援事業を実施しており、ウェブサイトを立て上げて、まず平生町を知ってもらうことを始めました。サイトの運用に関しましては、自らが移住者である地域おこし協力隊にお願いしており、積極的に地域の魅力を発信してもらっています。併せて平生町の魅力を発見し紹介するオンラインイベントを開催し、平生に興味を持った人に現地ツアーを行っております。オンラインイベントは6回実施し、延べ22人の参加があり、現地ツアーは1回実施、5人の参加がありました。年度内にオンラインイベントについては3回、現地ツアーは4回開催する予定といたしております。

また、移住に向けて平生町での暮らしを体験してもらうため、移住体験住宅を開設しました。この体験住宅は、佐賀の若者定住住宅を旅館業法の規定に基づき、消防設備等を改修して、1棟貸しの旅館としたもので、10月に許可が下り、開設してから12月までに3件の利用がありました。

まずは、平生の魅力を発信し、広く認知してもらい、興味を持ってもらう人たちを増やし、その中から平生町に直接来ていただき体験してもらうことを目指しております。平生町は住みよいところだと実感していただき、最終的には移住・定住につなげることで、本町の税収の増加に結びつけていければと考えております。

続きまして、地場産業の育成についてでございます。

まず、農水産業の振興についてでございますが、平生町の1次産業の状況といたしましては、担い手不足や生産者の高齢化など、非常に厳しい状況が続いております。

そのような中で、まず農業振興の取組でございますが、担い手確保策として新規就農者対策にしっかりと力を入れてまいりたいと考えています。また、新規就農者には高収益作物を取り組んでもらうことで、しっかりとした農業経営を定着させたいと考えております。

その一方で、イタリアーノひらお推進事業によるオリーブやレモンの試験栽培を進めることに

より、新たな農業振興の可能性についても取り組んでまいります。またイタリア野菜の普及についても進めているところでございまして、これまで本町で取り組んできた農業施策に加え、新たな形での振興策について取り組んでまいりたいと考えております。

漁業振興につきましては、まずは漁協と協力し、担い手対策に力を入れてまいりたいと考えております。また、構成市町と漁協が共同で運営している光・熊毛地区栽培漁業センターを活用した稚魚等の放流事業により、資源管理や栽培漁業を断続的に実施することと併せ、魚価の高い魚種を放流するなどして、本町の水産振興に結びつけてまいりたいと考えております。

次に、2次産業についてでございます。

本町は、室津半島の西側に位置しており、比較的平野部の少ない地域ではあるものの、昭和30年代に廃業した塩田跡地を中心に企業進出がなされ、町内商工業の発展を見たところがございます。

平生町における第2次産業に係る事業者数につきましては、令和3年度の経済センサス活動調査の速報値において、主に製造業や建設業などで100事業所となっており、これら町内に根づいた事業所や産業を発展していくことは、産業振興や地域活性化においても重要であると考えております。このため、町といたしましても、半島振興法に基づく平生町産業振興促進計画を策定し、計画に沿った事業展開を図る事業者に対しての不均一課税を適用することや、中小企業等経営強化法に基づいて、町が作成した平生町導入促進計画に沿って、先端設備の導入を行う事業者に対して税制優遇を行うなど、将来的な振興を見込んだ支援策を行うなど、育成に取り組んでいるところでございます。

今後につきましても、これら取組は継続していくこととしておりまして、地場産業の育成や発展、産業振興や地域活性化の観点から、各種産業の支援に取組、地域の活性化、ひいては本町の税収増に結びつけていけばと考えております。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） 若者定住、さらには農業、そして水産業、そして2次産業と、それぞれどういう方向で取り組んでおられるかというお話を聞かせていただきました。

それで、定住促進についてはオンラインのイベントで22人とか、現地ツアーに5人とか、そういう形でいろんなよそのところの人から平生町を見てもらえると、こういう取組がされているというのは非常にいいことだと思うし、引き続きそういうなのに取り組んでいただいて、特に定住するために空家バンクとか制度が今でもありますけど、ああいう部分についても、しっかり行政として手を入れていただけたらというふうに思っています。

それから、農業及び水産業について、それぞれ新規の就農者の育成に取り組んでおられると、

こういう話がございました。漁業においても、漁協と協力してそういうことに取り組んでおられるという話でございましたが、行政として、やっぱり新しく若い人たちがそういう部分で働いてみたいという人も近年なんか増えているような話をあちこちで聞きますので、ぜひ手助けをしていただけたらというふうに思っています。

それから2次産業について、今朝ほど中本議員からもお話がありましたけど、産業まつりのときに体育館の中に展示のブースがありましたけど、やはりあそこに出てこられるような平生町の企業はそれぞれ独特な、やっぱりほかではなかなかまねをしにくいような製品を持っておられる企業で、だからこそ生き延びてこられるんだとは思いますが、そういう産業がこれからも引き続き継続して発展されるように行政としてできるところは手助けをしていくと、そういう形で行って対応していただければというふうに思っています。

それから、税収を増やすということが、私がそういうタイトルをつけたからその辺に話が行くんですけど、平成25年に平生町の税収が12億8,700万円からずっと同じような金額が推移して、平成2年に13億1,186万円というような金額になって、令和3年の決算が13億1,000万円までは行かなかったような気がします。しかし、大体平均して推移をしてきておりますけど、地道な努力をずっと続けてきておられますけど、一気に増えるということもなかなかそう簡単じゃないと思いますので、これからもやっぱり行政を運営していく上で、税収を増やすという視点で、地場産業とか定住対策とか、そういう目で取り組んでいただけたらというふうに思っています。

町長からも一言何かあれば、よろしくをお願いします。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 私、今本当に、今一生懸命やろうと思っているのが少子化対策でございます。これから、今1万1,200人ぐらいですけど、有権者が9,800人ぐらいになるんです。そういうことは、18歳以下の子供がその残りです。それだけしか子供たちがいないという状況で、これから先10年、20年じゃなく、30年、40年先がどうなるんだろうかというふうに思っております。これは、我が町だけではなくて、どこも皆そうみたいですし、日本全体もそうですが、そうはいつでもこの少子化対策を何とかしないと、これは日本はえらいことになるなという意識でおります。

したがって、少子化一生懸命やりたいというのが一つと、あと定住ですね。定住をどのようにしていくか。本当は、定住はほとんど日本から日本に行くんだから増えるわけじゃないんですよ。どっかが減ってどっかが増える、そういう状況ではありますが、そうはいつでもどこからでもいいですから、特に都会から来ていただければ一番ありがたいなというふうに思っておりますし、特にお子さんを連れて一緒に定住していただくのが一番いいなというふうに思っております。

けど、先ほども言いましたように、定住といってもいきなり東京の人が平生町に住もうかという思う人っていないと思うんですよね。ですから、まず来てもらう、もしくは知ってもらう。それから来てもらったときに町民と触れ合う、これで町民の皆さん、皆さん優しく、優しい人ばかりですので、触れ合ってみるとやっぱりこの町いいなというような感情が生まれてくる可能性があります。だから、少しでもたくさんの方が、ここ平生町に来てもらう、知ってもらう、これをやっていくことによって定住ができるものだと思いますし、まず定住した——大体定住するとその友人たちが皆そういう情報が来て、結構定住したところにはまた定住で集まってくるというようなところが大変多くて、私も過疎対策のときにも、過疎地でも結構よそから定住されている方がいるところって、やっぱり1人定住した方がいれば、その友人、知人からまたどんどんどんどん来るし、定住してもよかったなというようなことを発信してもらえば、結構これから増えていくんじゃないかなと思っておりますので、今は一つ、一生懸命その発信、平生町の発信に努力してまいりたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） 町長から、最初の私の質問に対するの答弁と、自分のやっぱり今どういうことに取り組みたいという抱負も聞かせていただきました。

それでは、次の国民健康保険税について質問をいたします。

食料品の値上がりとともに電気料金、それからガソリンの高騰など、私たちの生活は大変厳しいものがあります。しかも賃金が上がらず、むしろ実質賃金は低下しています。

平生町の現在の国保税は、給与収入年間300万円、50代夫婦に子供2人の家庭で試算をした場合、年間の保険税は31万4,080円で、前年度よりも6万1,400円値上りをいたしました。それでも山口県下では、萩市に次いで2番目に安いという水準でございます。

これまで基金を活用して県下でもトップクラスの保険税を実現してまいりましたが、そこで原資となる基金の状況ですが、9月の決算で基金残高は1億2,340万円でした。しかし、既に令和4年度の予算を編成する際に6,200万円取り崩しています。さらにその決算のときの剰余金など3,000万円を9月の補正で基金に積み立てたので、私の認識では、現在の基金残高は9,000万円程度は残っているのだというふうに思っています。

そこで、新年度の国保の予算編成にあたっては、この基金を活用して、少なくともこの物価高騰の折なので、現状維持を図るべきかと思いますが、いかがでしょうか。

そして2つ目に、子供の均等割は、国の制度により未就学児まで賦課しないことになりました。しかし、子育てに実際にお金がかかってくるのは年齢が上がるにつれてです。以前も提案しましたが、子育て支援のためにも子供の均等割は中学校卒業まで廃止されるとよろしいのではないかと

と思いますが、いかがでしょうか。

国保の大きな問題点は、均等割、平等割という定額負担を課していることです。こうした定額負担を課しているために、所得がゼロでも保険税が発生します。そもそも税は、能力に応じた負担が原則ですが、応益割に配慮した保険税になるように、来年度の予算編成のときには配慮していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 国民健康保険税につきましては、平成30年度より県から示される標準保険料率に基づき、税率の設定を行っているところでございます。

当町におきましては、平成30年度末に約2億5,000万円を保有しておりました国保事業基金を有効活用する観点から、翌2019年度より毎年事業基金を取り崩し、保険税に充当いたしまして、標準保険料率より低い税率を維持しているところでございます。

今後におきましても、事業基金を取り崩し、保険税に充当いたしまして、被保険者に還元したいと考えております。しかしながら、事業基金にも限りがありますことから、国保会計を安定的に運営していくため、取崩額が毎年減少させざるを得ず、保険税への充当額は毎年減少することと想定をいたしております。

以上のことから、保険税につきましては、申し上げたとおり基金の繰入額を減少させていくことから税率の現状維持は困難でございまして、県の標準保険料率の水準に達するまで、段階的に引上げを行うことは避けられないと考えておりますが、引き続き適切な税率の設定に努めてまいりますので、御理解のほどよろしく願いをいたします。

それから、子供の均等割につきましては、未就学児に係る国民健康保険税の均等割額が2分の1に減額される軽減措置につきましては、今年度より当町においても所要の条例改正を行い、新たな制度として実施しているところでございます。減額部分につきましては、国が2分の1、県と当町が4分の1ずつ負担することとなっております。

今年度の当町の国民健康保険の未就学児は約35名でございまして、軽減率の総額が約42万円となり、当町の負担分はおよそ10万5,000円となる見込みでございます。

御質問にありますように中学校まで対象者を拡大した場合、現時点で対象者が約90名となり、軽減額の総額としては約110万円、町の負担で申しますと、未就学児分と合わせまして、およそ78万5,000円程度が公費負担となる見込みでございます。この対象者の拡大につきましては、毎年同程度の公費負担が発生することから、現時点では実施の予定はございませんが、県内各市町の動向や、国、県の施策を引き続き注視してまいりたいと考えております。

応益割に配慮した保険税にということですが、当町の国民健康保険税は、被保険者の所得に応じて係る所得割額、1人あたりに係る均等割額、1世帯ごとに係る平等割額を合計する

3方式を採用しております。これらのうち、所得割額に当たる応能部分、均等割額と平等割額を合わせた応益部分の賦課割合の比率につきましては、令和4年度当初予算におきまして応能割53.79%、応益割46.21%となっております。

御質問の応益割につきましては、所得の高い低いにかかわらず、被保険者一人一人が課税対象になるといった性質上、所得の低い世帯に対しても一定の負担がかかることになるため、所得の状況に応じまして、それぞれ7割、5割、2割ほど応益割額を軽減する制度を設けているところでございます。

賦課割合の比率につきましては、県が示す標準保険料率を基準に毎年設定することとなりますが、このような制度の特性上、応益割比率の引上げは、所得の低い世帯に対して大きな負担となるものでございますので、今後におきましても今年度と同程度の比率で税率を設定したいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） それでは、今答弁をいただきましたが、基金を活用して少なくとも現状維持をということで、私は町長にお伺いをいたしました。答弁といたしましては、国保財政の安定化のために、基金の取崩額は同じというわけにはいきませんよという話でした。

そこで、私は今、基金の残高は9,000万円程度は残っているのではないかというふうに言いましたけど、これが合っているかどうか、確認をまずしておきたいというのが一つあります。

それから子供の均等割について、中学校卒業まで廃止——子育て支援のために廃止すべきではないかということを提案をいたしました。そうすると90名ぐらいの対象者がおられて110万円で、未就学児の35人に対して10万5,000円で、町の負担としては78万円程度はかかるであろうと、こういう話でしたが、それはちょっと周辺の状況とかも勘案しながら検討させていただきますという答弁でした。

町長、今朝からずっと、やっぱり子育て支援に自分はもう力を入れたいんだというふうな話を繰り返し行われておりますが、そういう視点でここでも少し英断をしていただければというふうに思っております。

それから、3番目の均等割と平等割という応益割の割合を配慮していただきたいという質問をいたしました。応益割が増えると、やっぱり低所得の方々の世帯に対して負担が大きくなるので、その辺には配慮しながら現状を維持していくという答弁でございましたので、それはそれでよろしいというふうに私は思っています。

それでは、最初の1と2について、基金の残高も含めてお願いをできたらと思います。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。



○町長（浅本 邦裕君） 基金の残高につきましては、私も詳しく承知といたしますが、頭の中に入っていないので、担当課長からお答えをさせていただきます。

それから、先ほども言いました子供分については何とかできないかということなんですけど、ちょっと各市町の状況を見て判断をしたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（中川 裕之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾 和正君） 国保事業会計の基金の現在高ということなんですけども、今年度末の見込みが6,100万円余りというふうなことでございます。今年度当初が1億2,300万円余りでございました。

以上でございます。

○議長（中川 裕之君） 赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） 1億2,300万円、それは私も分かるんですけど、その後、予算を組むときに6,200万円使われて、9月の決算のときに国保の繰越金が出てきて、9月の補正で3,000万円基金に積んだと思うんで、計算上は9,000万円残っているんじゃないかというふうに思うんですが……。

○議長（中川 裕之君） 中尾総務課長。（赤松義生議員「今、2回目ですかね、私は」と呼ぶ）  
3回目。

○議員（6番 赤松 義生君） 3回目じゃろ。ほいじゃけえ、ここで下がったら、はあ次がなくなる。（笑声）

それで、私の理解としては、また今年の当初のように6,200万円取り崩して、今年並みの保険税に抑えても、まだ3,000万円の基金は残るんじゃないかというふうに理解をされていて、そのように提案をしようと思うんですけど、ただ、国保財政の安定化のためにというのも、安定化というのはどういう意味の安定化なのか、いろいろ理解の仕方あると思うんですが、今平生町の国保会計は、一応県がこれだけの税率で、これだけの保険料集めてくださいよということで、それを集めて県に上げると。それで、かかった医療費は県のほうが医療機関等に払うということで、今までのように年度末になって高額医療が出てこんにゃあええがとか、インフルエンザがはやらんにゃあええがとか、そういう心配は取りあえずはないという現状の中でいえば、それほどたくさんの基金を持つ必要もないんじゃないかというふうに思っています。

そういう点では、私は今年の当初予算並みの繰入金をして、そして国保税の引上げは現状維持ということは可能だと思っておりますが、御答弁をお願いいたします。

○議長（中川 裕之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾 和正君） 先ほどの私の答弁、ちょっと訂正させていただきます。

今、赤松議員が言われたとおり、私が申しましたのが9月の補正の前の時点、今年度当初は1億2,000万円余り、今年度6,000万円ほど繰り入れますので残りが6,100万円余り、そこで9月の補正で3,000万円ほど積み増してしますので、現在高としては、今年度末の見込みは9,000万円余りというふうなことになります。申し訳ないです。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

基本的には、先ほどから言いますように、県の標準保険料率の水準に近づけていくわけですが、その際にどう考えるか。一遍に使ってこの年安くしました、次の年、この県の標準保険料率に次は引き上げますとなったときに、この差がひど過ぎるので、それを調整するために少しずつ追加、そんだけ入れながらそれをちょっとずつ上げていきながらやっていることでありまして、一遍に使っちゃったら次の年は大変高くなるということを抑えるために、今そのようなやり方をさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） 今回の町長の答弁で、一遍に使うのか、それとも少しずつ使って一気に激変を緩和するのかという答弁だったと思うんですが、それはそれで私もよく分かるんですけど、やっぱり今コロナの関係もありますし、物価の状況がこういう状況で、異常な金融緩和の中で円安が発生して、ウクライナの問題もありますけど、円安ということが一番物価の高騰に大きな影響を与えているんじゃないかと思いますが、そういう時期ですので、その辺も考えて現状維持はというふうに私のほうは提案をさせていただきました。

それでは、3番目の学校給食と就学援助についてお尋ねをいたします。

先ほども国保の際には話しましたが、物価高騰に見合う賃金の引上げは行われておらず、実質賃金は減少しています。そうした中で義務教育は無償とするという憲法から就学援助制度がありますが、現在生活保護基準の1.2倍で、それ以上の収入のある方は、所得のある方は駄目ですよというふうな制限があります。特に物価が高騰し、賃金が上がらないという現状の中で、従来就学援助を受けられないぎりぎりのところの人たちも、その物価の高騰と実質賃金がそれによって低下するという中で、生活状態は相当厳しくなっていると思いますので、就学援助の所得の基準といいますか、制限を緩和して、子育て世代の支援を行うべきと思いますが、いかがでしょうか。

それから2点目に、11月から来年3月末まで物価・原油高騰地方創生臨時交付金を活用され、給食費を平生町では無料にされております。私は、この交付金を活用して、物価の高騰により給食費が高くなるなら、その分だけでも補填し、徴収しないようにというふうに提案しましたが、

町長の政策判断は私の提案以上のもので、無料にされていたということについては敬意を表します。

1 2月3日の赤旗新聞の報道によれば、全国で——青森や岩国市などを含めて、全国で256自治体に、この給食費の無料が広がっていると。これは、本当にその町の一般財源の中で、ちゃんと給食費の食材について無料するというところなんですが、学校給食法では自治体が食材費を負担することを禁じていないというのがあります。今朝ほども町長から、国会、国の予算の補正予算の予備費のことにも触れられましたけど、新たにやはり同じように地方創生臨時交付金が交付された場合、それを活用して平生町でも来年4月以降も無料にされることを提案いたしますが、答弁をお願いいたします。

○議長（中川 裕之君） 清時教育長。

○教育長（清時 崇文君） それでは、まず就学援助の所得基準についての御質問にお答えをいたします。

就学援助制度は、学校教育法に「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない」このように定められていることから、市町村が所得などの基準を決めて、学用品や給食費など義務教育に係る費用の一部を援助する制度でございます。

平生町では、小中学校の入学準備に係る学用品等の購入費用を入学前に援助する入学準備金と、義務教育期間中の給食費などの費用の一部を援助する就学援助を設けておりまして、就学援助につきましては、家計負担を考慮して交付回数を増やすなど、保護者負担の軽減に努めているところでございます。

御質問の所得基準の緩和についてですけれども、就学援助の判定基準は市町村で定められておりまして、平生町は、令和2年度から判定に用いる所得要件の係数を1.2から1.3に引き上げたところでございまして、現在は県内の多くの市町が1.3の係数を採用している状況でございます。

この係数につきましては、現在、近隣市町において物価高騰による影響でこれを変更する動きは見られないような状況もございまして、本町においても引き続き現状で対応したいと、このように考えているところでございます。

なお、本制度について、入学対象者への個別配付、町の広報やホームページへの掲載、入学後のチラシ配布等により制度の周知を図っているところでございますが、経済的な理由によって就学困難と認められる学齢児童、または生徒の保護者に対して実施していますこの制度が、真に支援を必要としている児童生徒の保護者に対して、支援ができていない状況とならないよう、引き続き制度の周知に努めてまいりたいとこのように考えているところでございます。

次に、コロナ禍における物価高騰に対する学校給食費についての御質問でございます。

まず、学校給食費における負担軽減の現状について御説明をいたします。内閣府では、本年4月、コロナ禍において原油価格や電気・ガス料金を含む物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の負担軽減のための新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、この拡充によりまずコロナ禍における原油価格・物価高騰対応分、これを創設しています。

本町では、この交付金を財源に、物価高騰の学校給食費への実際の影響を鑑み、学校給食費負担軽減事業として8月補正を行うことで、学校給食費の値上がり分の助成を行っているところでございまして、さらに9月に創設された電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金によりまして、学校給食費相当分の助成を行うこととして、今年度末までの給食費の無償化を実現し、物価高騰による保護者の負担を軽減するための支援を行っているところでございます。

学校給食法では、先ほど議員御指摘がありましたように、学校給食に係る経費のうち、保護者は食材費を負担するものであることが述べられておりますけれども、来年度も引き続き給食費の無償化を、この御指摘につきましても、単独町費で実施するということにはかなり難しいものがやはりあるというふうに考えています。来年において、再び今年度のように地方創生臨時交付金の交付などがある場合には検討を行い、今年度と同様に実施できる可能性はあるとも考えられますが、現時点においては、学校給食費を無償化することについては考えていないという状況でございます。

○議長（中川 裕之君） ここで暫時休憩します。再開を3時10分といたします。

3問目の質問の再質問からスタートということですね。

午後2時59分休憩

.....  
午後3時11分再開

○議長（中川 裕之君） 再開いたします。

赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） 学校給食と就学援助について、質問をいたしました。私はこういう物価が高騰し、その実質賃金が減少する中で、就学援助制度に適用される家庭はいいんですけど、その生活保護基準の1.3倍に教育長さんは令和2年から引き上げられたという話をいただきましたが、その1.3倍にぎりぎり引っかけられないとかいうような家庭の人たちにとっては、やはり今の経済情勢の中で生活は相当厳しいもんがあるんじゃないかというふうに思っております。

答弁の中でもありましたけど、要するにその就学援助についてどの程度の基準までを支給するかということについては、それぞれの自治体で決めてよろしいと。以前は補助金でしたけど、今は一般財源化されて交付税の中に混じって、大体半分ぐらいが国から出るんじゃないかというふ

うに言われておりますけど、それを増やしたからといって、その国からの交付税に算入される部分が増えるかどうかというのは、恐らく増えんと思うんですけど、もう一声、1.3倍を1.4とか1.5ぐらいまで増やしていただけたらというふうに思います。

それから給食費の無償化についてなんですけど、平生町は地方創生臨時交付金を活用して3月末までは無料になっております。新たに4月からについては、一般財源からっていうのではなくて、引き続き地方創生臨時交付金が活用されるであろうから、それを活用して無償化を引き続いて行っていただきたいという2つの点について、再質問をいたします。

○議長（中川 裕之君） 清時教育長。

○教育長（清時 崇文君） まず就学援助の所得基準について、物価高騰の中1.3でぎりぎりの家庭もいらっちゃって、生活がかなり厳しいんじゃないかということで、それが何とか増やせないかという、まずその点についてでございますけれども、議員のほうから御指摘がありましたように、平成16年度までは国の制度で行ってございましたが、平成17年度以降、各自治体へ移管をされまして、1.2倍ということで行っていたわけですが、令和2年度から基準額の1.3倍という見直しをして現在に至っていると、そういう状況でございます。

先ほども御答弁申し上げたところでございますが、現状においては、引き続き現状で対応したいというふうに考えておりますが、周囲の状況等も見ながら、また検討のほうはさせていただきたいというふうに考えています。

次に、給食費のほうですけれども、4月から地方創生臨時交付金が交付された場合、活用して無償化を継続したらという御意見でございますけれども、こちらのほうも先ほど申し上げたとおり、再び現状のような地方創生臨時交付金の交付がある場合には、しっかりと検討してまいりたい、このように考えているところでございます。

○議長（中川 裕之君） 赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） 就学援助については、現状維持で行きたいが、周辺の状況も見ながら検討していきたいという答弁でございましたので、ぜひ後のほうでよろしく願いいたします。

それから給食のことについては、全額無料とかというのものもあるんですけど、やはり臨時交付金を活用して、できるだけ保護者の負担がなくなるように半額出すとか、そういうのもあろうかと思っておりますので、それとか牛乳代だけでもみようかとか、いろいろあろうかと思っておりますので、そういうこともいろいろ検討されながら、対応していただきたいと思っています。

それでは最後の、会計年度任用職員の処遇改善をということで質問をさせていただきます。2020年度に始まった会計年度任用職員制度により、自治体で働く非正規職員のほとんどは会計年度任用職員となりました。賃金、労働条件の改善を目的とした法改正で、パートにも一時金

支給などと新聞報道されましたが、官製ワーキングプアとも言われる賃金、労働条件が抜本的に改善されているわけではありません。

一方で、平等に試験の機会を与えるという名目で、現在真面目に働いている人も含めて、公募により試験を行い、結果として雇い止めが全国の事例では発生しています。特に公募によらない再度の任用が全国的には2回までとする自治体が多く、今年度末には全国的に大量の雇い止めが出てくることも懸念されています。

それでは、処遇改善を求めて次の4点をお尋ねいたします。パートとフルタイム合わせて勤務されている人数は何人でしょうか。

それから、一般保育、児童クラブ、給食など様々な職種がありますが、初任給は高卒以下の水準にはなっていませんか。

それから3点目に、一時金の支給について2.4か月分を支給する自治体が多数派になりつつありますが、平生町の実態はどうでしょうか。

そして4番目に、希望すれば働き続けることができるのでしょうか。

以上、4点についてお尋ねをいたします。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えをいたします。会計年度任用職員については、令和2年度から地方公務員法及び自治法の一部を改正する法律により、一般職の非常勤職員である会計年度任用職員制度が導入され、教育、子育て等をはじめ、様々な分野で活用されており、その総数は令和2年4月時点で約6万2,000人となっており、地方行政の重要な担い手となっているところで。

本町におきましても、令和2年度より会計年度任用職員を任用しておりますが、その任用数は令和4年12月1日時点で201人で、全てパートタイムとなっており、正規職員125人を大幅に上回る人数となっているところで。主な職種分野としては、事務補助員のほか学校支援員、給食調理員などの教育分野、保育士、児童クラブ支援員などの子育て分野、地域交流センター職員、集落支援員などのまちづくりの分野となっています。パートタイム勤務によるシフト制で業務を担っている職場が多いことから、多くの人数を任用しております。

会計年度任用職員の給与水準の考え方につきましては、地方公務員法第24条に基づく職務給の原則、均衡の原則等のほか、常勤職員に適用される給料表及び初任給基準に基づき、学歴免許等の資格や経験年数を考慮して適切に決定することとされております。具体的には、各会計年度任用職員と類似する職に従事する常勤職員の属する職務の級の初号級の給与月額を基礎として、職務の内容や責任の程度、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等の要素を考慮して定めることとなります。

本町にはおきましてもこの考え方にに基づき、各職種について常勤職員に適用される給料表を基に、職務の級及び号級を定めております。御質問の初任給の状況につきましては、現在42ある職種のうち事務補助員ほか、16職種については職務の内容や責任の程度を勘案して、高卒の初任給基準としている1級5号級以下の号級を基礎としております。

なお、令和4年度から会計年度任用職員の給与水準を見直し、職種ごとに一律の号級から基礎及び上限の号級を設定しております。

令和5年度から継続勤務として再度任用する場合には、その職員の経験年数に応じて職種ごとの基礎号級から加算する、いわゆる昇給の取り扱いに変更することとしております。今後におきましても、資格の有無及び各職種間のバランスを精査しながら、適切な給与水準となるよう努めてまいります。

それから、会計年度任用職員の期末手当については、常勤職員に適用される制度を基本としつつ、各団体の実情、任用の実態等に応じて、異なる制度設計が認められているところです。制度開始時より本町におきましては期末手当の支給割合では、再任用職員との均衡を図ることとし、再任用職員に準じて現在年間1.35月分の支給としております。

また、支給対象者につきましては、基準日6月1日及び12月1日に在籍し、会計年度内において6月以上の任用期間がある職員で、週の勤務時間が常勤職員の4分の3以上の職員を要件としております。いわゆる扶養の範囲内で勤務したい要望や、常勤職員の勤務時間との均衡などを考慮したものであります。

ただし、このような期末手当の支給方法の取扱いにつきましては、総務省から全国の地方公共団体に対して、会計年度任用職員制度の趣旨、勤務の内容に応じた任用、勤務条件を確保するため、適切な対応をするよう要請されているところであり、常勤職員の取り扱いや他の会計年度任用職員との均衡も図りながら、処遇改善に努めてまいりたいと考えております。

会計年度任用職員は、任期は1年、1会計年度内とされていることから、会計年度任用の職務は1会計年度ごとにその職務の必要性が吟味される、新たに設置された職と位置づけられるものとされております。したがって、任用の終了後、再度同一の職務内容の職に任用されることはあり得るものですが、任期の延長ではなく、あくまで新たな職に改めて任用されたという考え方でございます。

また、この再度の任用におきましては、平等の取扱いの原則や成績主義を踏まえ、任期ごとに客観的な能力実証に基づき、当該職に従事する十分な能力を持った者を任用することが求められているところです。

本町におきましても、再度の任用に際しては能力実証として、前の任期における勤務実績を考慮の上、本人の希望を酌み取り、選考の進め方を進めていくこととしております。またこれに併せ

て、毎年度公募を実施しており、その応募者を加えた選考により任用決定をしております。繰り返し再度の任用をすることは、会計年度任用職員としての身分及び処遇の固定化などの問題が生じさせる恐れもあることから、引き続き公募による選考も並行して行いながら、総合的な判断に立ち、職員の適切な任用に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） それでは2番目の、初任給は高卒以下の水準になっていませんかという質問の中で、部分的にはそういうところもあるようですが、いろんなことを考慮して、職員の給与表を基にいろいろ対応されているということで、適切に対応していただければというふうに思っています。

それから一時金の支給について、山口県の中でも2.4か月分支給するところが、市の段階ではかなりあるんです。多分柳井市もそうじゃなかったかっていうふうに思うんですが、それと支給するにしても、先ほどの答弁で言えば常勤職員の勤務時間に対して4分の3以上の勤務時間を半年間続けているというような条件がついておりました。これを週20時間とかそういうふうに、もう少し下の15時間以上とか、そういうふうな対応をされている自治体もあるやに聞いておりますので、適切に会計年度任用職員の方がやる気を持ってやれるように改善をしていただければというふうに思っています。

それから一時金の支給については、今回、人勤の実施について職員・特別職の議案が出ておりますけど、4月まで遡ってっていうのがあるんですけど、会計年度任用職員の方々については、その辺はどういうふうになっているのかをお尋ねをいたします。

それと最後に、希望すれば働き続けられるのでしょうかという質問に対して、その辺については本人の希望と勤務の態度とかそういった能力とか、そういうなのも総合的に勘案して本人の希望も踏まえてということで、この部分は大体よろしいんじゃないかというふうに思っています。

以上2点について……。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 先ほども申し上げました、一時金の支給について、週の勤務時間が常勤職員の4分の3以上の職員を要件としております。これをもう少し下げたらどうかという御提案だと思いますが、これはいずれにしても、各市町もいろいろと違うところもあるやに聞いておりますので、それらを踏まえて、どうするかも含めて検討をしていきたいというふうに思っております。

それから一時金の支給についての遡及、4年の4月1日に遡るのかという御質問だと思いますので、そこについては、担当課長から御説明させていただきます。



以上です。

○議長（中川 裕之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾 和正君） 一般職の賃金改定は、おおむね4月に遡ってプラスのときもマイナスのときもされるものでございますけども、会計年度任用職員の賃金については、前の年の、要は今回であれば、今回の賃金改定は来年度から適用されるというふうにしております。これはプラスの場合にはいいんですけども、減額のときに、当初この金額でというふうな条件を全て出した上で雇用しているのに、途中から給与が下がるというふうなことがないようにというふうを考えてのことでございます。ですので、今回の賃金改定は、会計年度任用職員には来年度から適用されるというものです。

○議長（中川 裕之君） 赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） 確かに、その人勤というのはいつもかつも賃金が上がるばかりの勤告じゃないときもありましたけど、これからはそうそう下がるようなこともないと思うんですけど、遡及っていうのもなかなか難しいかもしれませんが、今回12月に議会を通ったとしたら来年1月からは改定するとか、そういうふうに適切に対応していただけたらというふうに、これは要望しておきたいと思います。

あと全般的に、やっぱり本来的には役場で働く人は常勤が基本というのは、国のほうもちゃんとそういうふうには言っておりますけど、なかなかそうなくて、その状況を追認するような形で会計年度任用職員という制度になったとは思いますが、そういう方々がやる気を持ってできるような待遇で、これからも配慮していただけたらというふうに要望して質問を終わります。

.....

○議長（中川 裕之君） 平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） まず最初に、町長さんにおかれましては無投票とはいえ、2期目の当選をされて、おめでとうございます。引き続いて町政を担当されることになりましたので、私もしっかり頑張ってやっていきたいと思っております。議会と二元代表制のこちら片側にはありますが、切磋琢磨しながらいい町をつくるために一緒に頑張っていきたいと思っております。

同時に、今回ちょっと私は感慨深いものがあるんですが、監査委員を議会の皆さんの推薦のおかげで14年務めてまいりまして、ここにおける幹部の皆さんは班長の時代から年2回ミーティングをずっと重ねて、ちょうど今、町政の推進の中心になっておられます。町長の答弁を聞いていましたら、あの人が書いたんだな、この人が書いたんだなとこう思いますと、何かちょっとこう思うものがあります。今回特に区切りでありますので、幹部職員の皆さんの頑張りに期待をしております。

そこで、まず第1の2期目にあたっての町長の考えを問うと、公約の実現についてです。

まず第1に、公約を中心に2期目にどういふことをされるのかをお伺いをしたいんです。9月の定例会で、6月の議会での表明を受けていろいろ質問をいたしました。これが頭の中に残っております。それで感心をしたんですが、町長さんの後援会のリーフレットと公職選挙法に基づく政策ビラ、この2つを参考に質問を進めてまいりたいと思いますが、この後援会の中には「元・前町長さんたちが推し進められたまちづくりの種まきが開花し、実を結んだものがたくさんあります。中でも国道188号バイパスの事業採択……」云々となって、「この4年間の実績は、これまで積み上げられてきた貯金のおかげであったと思えば、次の4年間は私にとって課せられた使命はさらに発展を続けることだと決意しております」と、こう述べておられます。(リーフレットとビラを示す) 私は、これについては大変9月の議会で質問してよかったなと考えておりますし、この方向で頑張っていっていただきたいと思っております。答弁といたしましては、この公約について質問をいたしますので、お考えを述べていただければいいと思っております。

それでまず第1に、5点ほどちょっと質問いたします。こども医療費の完全無料化、先ほど河内山議員のほうからもありましたが、この件についてですが、ちょっと聞きましてまだ若干煮詰まってないから質問をいたしますが、高校生までなのか18歳までなのか。高校生でなくなったらこの表現でしたら無料化でなくなりますから、これは表現はしっかりしていただきたいと思っておりますが、この点をまずお伺いをしておきたいと思っております。

それから2点目は、学校給食設備による食育の推進、児童生徒に適切な給食の提供とありますが、学校給食施設についてはどのようなお考えを持っておられるのか、お伺いいたします。

3点目は、第5次総合計画の推進とイタリアーノひらお事業の定着、10年後の将来像実現に向けて邁進とありますが、イタリアーノひらおの事業を今後どのような構想で進めていかれるのか、お考えをお伺いしたいと思っております。

それから、オリーブの果実の実用化と農業への企業参入、6次産業化への模索と基盤づくりとありますが、オリーブの果実の実用化とこういう点については、どのような構想を持っておられるのかお伺いをいたします。

最後に、ひととひとをつなぐ絆の確立と長寿の町とあります。町民の和・輪・把による絆の強化とありますが、これはどういう事業はされようとしているのかお伺いをいたします。

それでこの公約を見て残念なことは、9月の議会で申しましたように、町民の声を聞き、職員とともに町民本位の、平生町の住民自治を進めていくという点についての政策が欠けておるように思いますが、この点はどのように考えておられるのか、お考えを聞きたいと思っております。

以上5点ですが、中でも、図書館などの文化ゾーンの整備で、複合的な整備による一体的な活用などは評価をいたします。これはこの中でよく考えていただきました。

以上、ちょっとこれらの点をお尋ねいたします。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 町民の声をよく聞いてっていう話が載ってないという、これは大前提でありまして、これに載せるようなものではない。もうその上にある——私、前から町民の声は聞いて、それをどのようにしていくかというのはずっとやってきております、この4年間も。これから先も当然それは当たり前、これはもう当然のあれなんで、そこに書くほどのものではないというふうに思っているんで、まずそこは入れておりませんでした、私はずっと言ってるんです。本当、町民の声を聞かないと、何が今平生町で問題があるのか、何がみんな困っているのか、何をしてほしいのか、これについてはやはり町民から直接聞かないと分からないと私は思っているので、なるべく町民の皆さんとは話す機会を今までもつくってきたと思いますし、これからもつくっていききたいというふうに思っております。

まず1点目のこどもの医療費でございますが、一応高校生というふうに入っておりますが、これは高校生ということだけであって、これからその制度設計、今からやっていくわけですので、どこまでを高校生と見るのか、それとも先ほども話もありましたとおり高専の学生はどうかとか、またさっき言われた就職された方はどうか。それとも高校に入って途中で中退された方はどうなるかとか、いろいろなケースがありますので、そこはちゃんとその定義の中にこういう場合には医療費の対象となりますというのは書き込むつもりでおりますので、よろしくお願ひします。

学校給食につきましては、私も一番いいのは平生町内につくって、皆さんに平生町の生徒に食べていただくというのが一番いいと、私も思っています。本当にできるかどうかいろいろ探ってみました、やはりこの庁舎と同じようなお金がかかるということですし、またいろんなそういう補助金とか交付金とか、そういうものがないかというのもいろいろ調べたんですけども、文科省の補助金って本当少ない。これじゃあどうしようもないねというぐらいのもので、ほかに何とかないかなというように探りました。

2つを1つにすれば50%の交付税措置があるというのもあったんですけど、ただ、見るところがその調理のするところだけとか、何かいろいろ言われていますんで、これだけの贅沢に——贅沢にと言いますか、平生町がもう少し裕福であればぜひともつくりたいと思うんですけど、ただそうは言っても現実を見て、隣の田布施町さんが自分のところ、あそこはもうずっと昔から給食センターやっておられるわけでございますので、そこと一緒に、隣同士の町ですし、二つの同じぐらいの町が一緒になってやるということは多分少ないと思いますし、ないんじゃないかなと思います。

大きな市があって、それにくっついてといいますが、ちっちゃな町が願ひしているのはあるかもしれませんが、同等ぐらいの町が一緒になってつくるといのは、多分そんなになんと思

いますので、これは助成ができないかということで総務省にも言って、これは一つのすごいモデルだぞと、ちっちゃな町同士が一つになって事業をやるっていうことは、これは総務省も言っているとおり効率化、広域化を図れっていつていますので、その近くにある町同士が一つになって、一つの仕事をするとするのは2分の1でいいわけですよ。

本当だったら平生町に1つ、田布施町に1つというような形でつくっていくのが普通ですが、そういうことはしないで、一緒になってやっていこうというような考え方なんで、これ総務省の施策の中の、私はいい事例になるんじゃないかなというふうに思っているんで、モデル的なケースとして扱ってくれないかということをお願いしていこうとは思っています。それによって少しでも、多少でも町のお金が、町の財政が整っていけばいいかなというふうに思っております。

イタリアーノひらおでございますが、今年度ようやく搾油をすることができました。少ない量ではありましたが、楽しく搾油体験をさせていただきました。これをですね、ぜひとも平生町のオリーブオイルを特産品にしたいなと思っておりますし、もちろんオリーブオイルそのものを売るとするのは、多分、量的には不可能だろうというふうに思っておりますので、これを何か食材と混ぜたり、食材の中に何滴か落としたりした形で、平生町、イタリアーノひらおのオリーブオイルを使った何々というような特産品をつくっていきなと思っております。これは多分平生町に、イタリアーノひらおに来られた方がお土産として買っていつてもらえるんじゃないかなというふうに思っております。

イタリアーノひらおの今後の展開ですけど、どういう活動の仕方があるのかということを含めて、今一生懸命オリーブを植えておりますが、その次はこれを生かした何かのイベントかなんかをやりたいなというふうに思っております。これはまだまだ構想の状態でありますし、また地域おこし協力隊員の方々も、いろいろと意見とかいろいろな発想をしてもらっていますので、そういうのも含めて検討を進めて、イタリアーノひらおの今後のあり方を探っていきたいなと思っておりますし、オリーブだけじゃなくて、イタリアレモンも作っていくということでございますし、そういう産業にもつながっていくようなことも含めてイタリアーノひらおの今後の展開をしたいと思っておりますが、今すぐこうしたいというのはまだないんです。いろいろと皆さんと御意見を交わしながらやっていくしかないのかなというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

それから、先ほどの輪、輪といいますか絆ですね。やはり平生町にそんなにたくさん的人口がおるわけではございません。子供も大人も、老人もみんなが一緒に手を取り合っていないと、この平生町はやっていけないんじゃないかなという思いがあります。

例えばお年寄りの方に、敬老の日に図書券とか配ったりしますと、その方々は「いや、こりゃわしらにくれんでええ。子供のために使っちゃってくれ」と言うような方が結構いらっしやいま

す。やっぱり子供のことを考えていたりしていただいている。これはみんなそれぞれが自分の子供だけじゃなくて、平生町に住んでいる子供、また老人の方々も含めてみんなで輪になって、平生町をよりよいものにしていく必要があるということなので、書かせてもらいました。

いずれにしても、この町民一体となってやっていかないとやっていけないと私は思っていますし、これから人口減少もどんどん始まりますし、町の収入もどんどん減っていくだろうというふうにも推測しておりますので、それをいかにどのように使っていくかっていうのも含めて、町民のみんなと一緒に考えていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） いろいろ答弁をされました。まず第1に、町民の声を聞き、職員とともにまちづくりを進めると、こういう基本姿勢ですが、それはもう大前提だという具合に飛び越えられましたけど、なかなかここではいろいろ言えます。しかし、実際の行動について若干私は疑問を持っているんです。例えば、こういう話が入ってきました。町民の声を聞くのは大変でしょうという声に対して、「いや、町長と語る会や目安箱があるから、ちゃんと声は入っております」という発言をされております。その方から、それで十分入るんだろうかという疑問を呈する声を聞きました。

それともう一つ、議会の委員会で、コロナで職員が疲れておるんじゃないかという質問に対して、何も言ってこんから疲れちゃおらんと、そういう趣旨の発言もされておるようです。ということは、町長と語る会や目安箱といった、人が言ってきたら聞く、職員が言ってきたら聞く、そういうスタンスにずっと終始しておられるのではないですか。ここを私は大変心配をしております。

それからもう一つ、職員とともにという点で、さきの全員協議会で——これは公開されて誰もが開くことのできる会議でした。そこでコロナの感染後の自分の療養状況について説明するのに、自らの行動を、言いわけというんですか、そのために担当職員の名前を挙げて批判をされました。その後、たまりかねて副町長が、自分が責任を引き取ると言うことがございました。それだけ町民の声を聞き、職員とともにという姿勢があるならこういう発言は出てないと思うんですけどね。

それで調べてみました。町長と語る会をこの4年間に21回開かれております。令和1年から4年まで19回、7回、6回、2回です。昨年が6回、今年は2回です。参加者は2人です。1回あたり1.6人というのが、町長と語る会の集まれた方の数です。それから目安箱については66件、1か月あたり1.5件です、この4年間で。あれはメールや投函もございます。町長と語る会はどのように運営されたかは分かりませんが、多くの場合が1人です、相手が、参加者が。町長1人、参加者1人、こういうのが圧倒的に多いんです。

それと目安箱についても、メールと投函で33件なんですけど、この4年間で。今、匿名でいろいろなことを言う方もおられます。特にSNS上の問題は深刻な問題もございます。ですからこの投函が——私は中身は知りませんが、大変すばらしい意見もあるかとも思うし、大事な意見もあるかとも思いますが、中には匿名でいろいろな批判を試みたり、悪質なものは個人名を挙げて他人を誹謗中傷するというものもあるかもしれません、中身は分かりませんよ。だからそういった内容で、私はこれが本当に町民の声を聞いたという声になるのか、疑問に思っておりますから、この点をお伺いしておきます。

それから、個別の問題についてですが、学校給食の問題です。もうあたかも田布施町と決まったようにいろんなことを説明されますが、節操がないと私はこの前も言いました。私が、庁舎の建設の費用と給食施設があるからどうするかという質問をしました時点で、もう2年以上になりますかね、いや、田布施とやるんだという話をされましたが、田布施が駄目になって、今度は柳井だと。柳井といろいろやったら、また駄目になって、今度はまた田布施だと。こんなやっぱり節操のない政策判断というのはいけませんよ。

平生町の児童生徒を中心に考えて、平生町でやっていくと。こういう信念が要ると思うんですよ。町長の公約の中に、故郷に誇りを持つことのできる意識の醸成とあります。成長を続ける子供たちが生まれ育つ故郷への誇りの保持、と。学校給食について隣町と一緒にやってやる、今までの自校方式を放棄して、お金がないからと言って隣の市町といろいろと騒動をする姿を見て、ふるさとを愛する姿になると思われませんか。とにかく急いで、平生町独自でやる方向へ切り替えて、政策を進めていただきたいと思っております。

それから18歳までの医療費の問題ですが、これは私は、先ほど河内山議員のほうからありましたように、とにかく地方公共団体のサービス競争、これに完全に巻き込まれて、議員のほうもあそこはこうだからこれだという質問がどんどん出ると、これ困った状況だと思うんです。それで今は出ているのが、学校給食を無償にするという話です。これはたまたま臨時交付金がありますから、今無料になっております。これを続けることが私は望ましいとは思いますが、平生町で4,500万円から5,000万円ぐらいになりますか、この前の、計算しました年間給食のお金ですね。

それでこういった全国的なこの地方公共団体の競争というのは、私はやめるべきだと思うんです。そして先ほど申されました、国に求めると。これはやっぱり徹底してやる必要があると思うんです。これは医療費と給食で事が済むと思ったら、今度はまた新しくね、これは12月7日の新聞ですが、子育てで有名な兵庫県明石市、ここは18歳まで今度は児童手当を支給すると、こういうことを始めているんですよ。(新聞を示す)もうどこまで地方公共団体を競争の渦に巻き込むかと。困った時代だと私は思っております。こういうことに巻き込まれることなく、やっぱ

り国にちゃんと求めていくということが大切だと思います。

それで、これは先ほど赤松議員から出た就学援助制度についてもそうです。とにかく地方公共団体同士で競争の渦に巻き込むというのはすべきじゃないと、ぜひ国が責任を持ってやっていただくようにすべきだと思います。例えば、先ほど言いましたように、全額国に持てというんじゃないんですよ。2分の1、4分の1、4分の1ってあるんですよ。そういう制度をしっかりとくっていただくように働きかけていく必要があるのではないかと思います。

これも、発想の転換をしていかない限り競争の渦に巻き込まれて、平生町は財政がないから苦しいと、こういうことになってしまいますので、例えば給食費でも、今年5月で国会の岸田首相の答弁ですが、家庭の経済状況が厳しい児童生徒には就学援助などにより支援しており、さらなる負担軽減については各自治体の実情において検討していただくものと、こういう答弁しておられるんですけど、これ二つ問題がある。一つは国会で就学援助っていう名前が使われたのは、私は以前申しましたが、準要保護から就学援助に名前を変えるのにずっといろいろ言ってきましたが、国会の答弁で出てきましたから、これは一つの隔世の感がありますが、国はやっぱり地方に押し付けるというんじゃなくて、子育ては本当の国の仕事だという点を十分に地方からの声を上げてやっていかなければならないと思います。

参考にまで申しますと、先ほどの就学援助の国の負担率ですが、令和元年が52.5、令和2年が53.5、幅を広げてきた令和3年には38.5になって、1,000万円のうち400万円しか国は見えてないんです。幅を広げると、地方が見んといけんようになります。こういうことはやっぱりやめて、できるだけ競争もやめて、国に、子育ては国の一大の方針なんですからここを十分にやっていくように言っていただきたいと思います。

○議長（中川 裕之君） 暫時休憩します。再開を4時15分といたします。

午後4時06分休憩

.....

午後4時16分再開

○議長（中川 裕之君） 再開いたします。

浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） いろいろおっしゃったのでちょっと整理がつかないんですけども、まず、目安箱があるから町民の声を全部聞いているみたいなことは私は言った覚えもないし、まず言うはずがありません、絶対。ただ、言うとしたら、要するに私に直接言えない方、もしくは私を一一ちょっと来てくれというところには行ってますから、そういうことができない方は目安箱に入れることはあるけれども、その目安箱についても私は全部答弁を書いていますし、もちろんあの中には、平生町どこどこしか書いてないんで郵送で送っても返ってくる、そういう場合があるか

ら、今度はこちらの広報に載せようと、こういうことにまで質問があって、うちはこうですということはもちろん載せようということにしたわけですが、今からそういうふうにしよと思っ  
ているところですし、もう、始めております。

それから、町民の皆さんの声を聞くということですが、私は呼ばれるたびに行っています、夜でも。5、6人集まったのでちょっと町長と話がしたいというのは結構あります。私は必ず夜でも行って、お話をさせていただいております。

また、基本的にはコミュ協のいろんな行事はずっと出ておりますし、そのときもいろいろお話をさせてもらっております。ただ、このコロナ禍で現在少なくなっておりますけれども、行けるだけ行くようにしていますし、それから、先ほどの町長と語る会、これ当然ですよ。このコロナ禍になってほとんど入らない。やっぱりコロナがあるから皆さん申込みをされない。だから、始めのほうが多かった。コロナ前はたくさん来ていらっしゃったと思いますし、また1対1だけではなく、6名とか7名とか来られる方もいたと私は記憶しております。中に入り切れないんじゃないのというぐらいのときもあったように記憶しております。

いずれにしても、町民の声は、私はなるべく聞くようにしているし、ふらっと入られる町民の方もいらっしゃる中で、それもちょうと対応して、受け答えをさせていただいております。

それから学校給食の件ですが、私は現時点で平生町の一番いいものを考えております。私が昔、例えば1年前に、私はこうするんだと言ったら、今こっちの方がいいのに、いや、言った以上これにするというような頑固なことは言いません。今、現時点で何が一番平生町になるか、これを考えて、節操はないとおっしゃられますけれども、なくていいんです。平生町が一番いいほうになっていけばいいだけであって、今考えれば、田布施とやるのが一番、現時点では一番平生町のためになるというふうに私は思っております。

それから、やっぱりコロナ禍でいろんな、町としても結構そういう、さっき言った絆もなくなってまいりまして、皆さんもいろいろとそういう状況になって、あまり人とは話をできないみたいな形になっておりましたので、これから先はいろんな行事・イベントをできる限り、感染対策をしながらやっていこうと思っております。

それから、私が感染した話で、私は別に怒ったつもりはないです。こういう状況ですという話をさせてもらいました。それでその後に、それだったらあれだよと、ちゃんと町民にお知らせするようなことをすればよかったねというのはお互いに話をさせてもらって、そうだよと。やっぱりそのときには町のホームページでもいいし、そこにちゃんと報告すればよかったよねという話はさせてもらっただけでありまして、別にそれがけしからんとかどうのこの言った覚えは全くないつもりですけど、お互いに話をしながら、こう言ったらこう言うよというようなことはちゃんと、例えば総務課長とは話をさせてもらっております。



また、職員につきましても、私、初登庁じゃないですけど、当選した次の日には職員の全員の前で、私、町長というのは何でみんなから支持があるか分かるかという話をさせてもらったとき、これはもう町政がどうなっているか、要するに町の政策と成果、これを見て町長はこれがいいか悪いかを決める判断だと。ということは、今やっぺらっしやる職員皆さんが一生懸命知恵を絞って、政策をつくって実行しているから私は今回こうやって選ばれているんです。これは皆さんが本当に努力したおかげで私は今、町長2期目もさせていただくことになっておりますということとちゃんとみんなの前で話しましたし、課長会議のときにも、課長の皆さんには本当にありがとうと、この4年間の実績は皆さんがつくってくれた実績ですと。したがって私は、この4年間をまた続けることができました、ひいてはまた4年間皆さん一緒になっていろいろ知恵を絞りながら努力をしていただきたいと思います、よろしく願いますということは課長会議で言わせていただいたところございまして、私、別に町長は偉いと一つも思っていないんです。町のために何ができるかということを考えているだけです。

私でできることって本当、そんなにありません。さっき言ったように、町の職員が一生懸命政策を実行してくれているだけでありまして、町長がその舵取りって言い方は変ですが、これをやろうという、職員から言われたらよしそれやろうというのか、それはちょっとまだ早いねというのか、そういうことぐらいだろうと私は思ってますし、町長というのはその程度だと私は思っています。

ただ、そうは言っても、町民から見れば町長でするので変なことではできないですし、町民のみんな、私のことを見ているので、町長がこうだった、ああだったという話は多分いろいろとされているのだろうとは思いますが。でも、だからといって、じゃあどうするのという話になると、それは私じかに見てもらえばいい話があって、その評価は個人個人がする話でありますので、どう評価されるかは個々人たちがいろいろと考えていただければいいかなというふうに思っております。

この間の、あそこのスーパーのところで、何だったかな、あれかな……。〔共同募金〕と呼ぶ者あり) 共同募金だったかな、そのときに若い女性の方2人が来て、「あ、町長、生町長だ」と言われましたけど、そうやって知っておられる方もいらっしゃるというのは私うれしかったですし、そうやって言っただけのもうれしかったです。

いずれにしても、町長は町のことを考えて、一生懸命、今の時点で何が一番大切なのかということや頭の中で考えながら、政策は、言ったからこうするんだというのではなくて、その都度その都度、時代時代の流れの中でどうしていくかというのを決めていくものだというふうに私は思っております。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） いろいろ申されましたが、反省も何もされてないということがよくわかりました。これから職員が一生懸命頑張っていく上で、今の説明で納得したかどうかというのかもしれませんが、それで、最初のそんなことは言っていないということから始めますが、聞きましたのでこの調査をいたしました。語る会の——その人に説明に行きました。町長が話した内容はこうですと。議会の本会議でちょっとこの発言について取り上げてもいいですかというのを先週本人に確認に行って、その説明をして、件数の説明をして、いや、いいですよと、名前も出していいですよとまで言われました。多分逃げられるだろうと思ってちゃんと手続はしておりますので、よく反省をしてください。あんなことを言わないでください。

それから、学校給食の問題ですが、何ともひどい議論だと思います。丁寧に議会に説明もするわけでもない、もう、ぐるぐる——先ほど変わってきて、それはね、節操はなくてもいいんだと聞き直りはないですよ、町長が。節度をちゃんと持った行動してください。

それから、ぜひ私は平生町内で作るべきだと思いますし、このことはこれから先、来年私ども選挙がございいますが、こういったことが広がるように努力していきたいと思います。

それで1つ確認をしておきますけれども、地方自治法154条「普通地方公共団体の長は、その補助機関である職員を指揮監督する」となっております。ということは、私どもは、議会としては執行部の監視監督が一番重要な役割です。したがって、町長さんがこういう職をちゃんと務めておられるかどうかということも監視の対象になりますので、今後十分考えてやっていきたいと思えます。

それで、最後にちょっと議会のことも触れていきたいと思えます。議会の責任が私は大きいと思うんです。今の町政をちゃんとしたものにするためには。それで、議会は御存じのように日本国憲法93条で「地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する」となっております。長を置くとは書いてないんですよ。なぜかという、長というのは昔からおったんですよ。殿様から何から。それを指揮監督する仕組みがなかったんですよ。だんだんと発展して、日本も戦後この憲法ができて、初めて議事機関としての行政を監視監督する組織ができた。日本国憲法の主権在民の大きな要素をなす規定です。

したがって、議会の私どもとしてはしっかりと、議会として執行部の状況を監視監督するのが私どもの仕事です。これはよく——そしてこれは戦後日本国民が初めて得た長に対する統制が効く組織です。私どももそれを十分理解してやっていかなければならないと、議会はいろいろな意見のある方がございますけど、そこの多数を形成して平生町の意味決定をされますので、そのところは十分考えておいていただきたいと思えます。

また議会のほうも、私は考えていかなければならないのが、今、地方議会の改革について、地

方制度調査会が新しい答申を求めて、法律を改正するようになっておるようです。これには、その背景にある、どうしてこういった法規定を改正しなければならないかという理由に、首長の判断を追認するだけの議会や政務活動費の不正利用など不祥事を起こす議員の存在、こういったものをのけて、議員の自覚を促し住民の信頼を高める必要があると考え——こういうことで今度地方自治法の改正もあるようです。議会としても十分このことはわきまえて行動していきたいと思えます。

次にいってもいいんですが、答弁があれば……。〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

はい、次に行きます。道路の改修についてです。

県道光上関線、河内山議員のほうから先ほど県道について話ございましたが、私は県道の熊毛南高校から角浜までの交差点の間について特に申し上げたいと思えます。

私は仕事で光市まで、光上関線を毎日のように使っておりました。帰るときに角浜までの間が大変昔から悪いんですよ。ほかのところはあんな悪いところはございません。

この前、田布施から改修が進んでおりましたからこちらまで進むだろうと思っておりましたら、あの橋で止まってしまいました。もう路面は悪い、草は生える。多分二輪は転倒してしまうんじゃないかというクラックもあります。これまで県に対してどういう要望をしてこられたのか、回答状況はどうなのか。早期にこの区間の改修を求めるべきだと思いますが、どうですか。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。（平岡正一議員「続きがあります」と呼ぶ）

○議員（11番 平岡 正一君） もう一つは町道西浜線と堀川線についてです。これは国道188号線のバイパスができて国道が町道に払い下げられて、町が管理するようになりました。もう三十四、五年になりますかね、この間。この間に八海線、いわゆる八海から西浜の交差点までは若干改修をされましたが、西浜の交差点から県道までと、土手町交差点から築廻までの堀川線、これはほとんど改修はされていないんです。そこで町としては、これも今まで町道の改良に、いわゆる社会資本整備総合事業ですか、そういった補助金を使って計画的に改修をしてみました。こういった事業を積極的に取り入れて改修をしていただきたいと思うんです。

西浜線については以前取り上げましたが、そのままになっております。この点についても合わせてお願いをいたします。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 御質問にあります188号線西浜交差点から熊毛南高校入り口までの間の路面についてでございますが、現地を確認し、路面の傷みを把握いたしております。

本路線につきましては、主要地方道光上関線であり、光市、田布施、平生町及び上関町を結ぶ当広域圏の主要路線で、道路管理者は山口県、柳井土木建築事務所が所管しております。毎年度当初において、柳井土木建築事務所より当該年度の公共事業の説明をいただいております、その協議

の中で、本路線においては舗装改修の要望をしているところです。また、路面が傷みがひどい箇所はその都度、簡易補修をしていただいております。

現時点では、この区間の改修時期について県に確認したところ、今年度の施行予定箇所ではない状況であります。今後におきましても、本路線の早期改修が図られますよう、県へ粘り強く要望していきたいと考えておりますので、議員の皆様におきましても御支援、御協力をお願い申し上げます。

続きまして、議員の御質問の町道西浜線、堀川線の道路改修についてでございますが、こちらも経年により路面の傷みが著しい状況であります。町内においては、216路線が町道に認定されており、この全路線を整備するとなりますと町財政に多大な負担となつてまいります。これまでは国の社会資本整備総合交付金事業を活用して、町道隅田水越線、八海線、曾根大野南線の3路線の路面改修を実施しているところであります。

しかしながら、これまで活用してきた社会資本整備総合交付金事業は、制度の見直しによりまして、路面補修の新規事業化が難しくなつてきているところであります。今後におきましては、補助金や交付金、優位な起債制度を研究活用いたしまして、事業を進めていきたいと考えております。

そのためには、各路線の重要度や利用状況等を精査し、整備を行う優先順位を整理した改修計画書の作成が必要となつてまいります。そして、その計画に基づきまして事業を進めていきたいと存じます。住民の皆様には大変ご迷惑をおかけしておりますが、計画書に沿って順次改修を進めてまいりますので、御理解、御協力をお願い申し上げます。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） 答弁ありがとうございました。

県道については、県の所管の事業ですから、こちらからとしては要望するしかないとは思いますが、近くに県会議員さんもおられますからよく陳情をしていただいて、あの間の悪さは走ってみれば多分お分かりだと思いますので、県議さんにも走っていただいて、状況をよく確認をして積極的な支援をお願いするようにしてください。お願いをします。

それから、町道西浜線については、あそこは歩道が悪いんですよ。今現在、草も生えてきていますが。歩道を何とかして——あそこの辺りまだ歩く人が多いんです。ですから前回取り上げたいんです。

それと堀川線は路面が大変悪いんです。マンホールは飛び上がって、もうずっと三十何年間放置ですからね。これはぜひ計画をつくってやっていただきたいと思います。

町の公共施設等総合管理計画、これによりまして道路・橋梁の維持管理についての計画がございます。（計画を示す）これから先、道路・橋梁で40年間に76億7,000万円必要だと書いて

ております。1年に直すと約に2.5億円です。現在の道路橋梁費の令和4年度の予算は1億2,000万円ぐらいですかね。計画をどんどんつくって事業を積み上げていただきたいんです。

町内での事業を、補助事業を何とかつなげることは町内の経済の活性化にもつながっていくんです。だからどうしてもやっぱり補助事業をどうかしてつくって、財政も膨らませる、そして町の活性化に役立てると、こういうことが必要だと思いますので、この計画を読ませていただいて、ちゃんと計画としてはできておりますのでよろしく願いいたします。

それから、3点目の質問に移ります。コロナで社会がいたんで大変気にしてまいりました。特に、社会教育関係や地域活動についての打撃が大きい。いろんなサークルや団体が、高齢化もありますし、一定期間活動をやめると立ち上がりにくくなると、そういうことを心配をして、いろいろと調べてみまして、資料をいただきました。

そうすると、社会教育関係の団体は、平成30年度、この前半期と令和4年度の前半期は大体似たような数字になって回復しているのをびっくりしました。どっと減っておりましたが、いろいろ社会教育団体——聞いてみるといくらかのサークルは解散もしておるようですけど——これは感心しましたが、地域活動のほうですね、これが大変やっぱり後退をしております。各地域交流センターの使用料を2018年、平成30年から2021年、昨年までの数値を見ましても、大変減少をしてきております。

それで、元気をつけるために、私は提案として一定期間これを、使用料を無料にして地域のそういう社会教育活動、地域の交流活動を盛り上げるようにしたらどうかと思いますが、私の提案です。いかがでしょうか。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えをいたします。

令和3年度末以降、新型コロナウイルスの感染症の拡大防止の観点から、状況に応じて各地域交流センターの閉館や使用制限を行ってまいりました。また、利用団体が活動を自粛したことにより、施設の使用については減少している状況にあります。

町では、感染防止対策として、施設入り口において来所者の検温や手指消毒、各地域交流センターの網戸設置や水栓ハンドルのレバー式への交換、換気対策としてサーキュレーターを導入などを行ってまいりました。

各地域のコミュニティ協議会や地域交流センターにおいては、行事や講座について、徐々にではありますが、コロナ発生前の状況に戻していこうという動きとなっております。これまで自粛されていた団体等の利用者の方についてもウイズコロナによる施設利用を再開され、徐々にではありますが増えている傾向となっております。

地域交流センターの使用については、平生町地域交流センター設置及び管理条例に規定されて

おり、使用料の減免は地域の自治団体や社会教育団体、社会福祉団体等を対象に減額免除の制度が設けられております。

このたびの平岡議員からの御指摘の使用料を一定期間無料にすることは、考え方の一つとは認識をいたしますが、受益者負担の観点からも現在のところ課題があると考えております。

今後も新型コロナウイルスと共生しながら、地域活動の活性化を目指し、各地域交流センターでの新たな講座の開設や利用団体の育成を行うこと、また引き続き感染予防対策を適切に実施することで利用者の皆さんが安心して活発に活動ができるように努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（中川 裕之君） 平岡正一議員。（「答弁漏れ」と呼ぶ者あり）

清時教育長。

○教育長（清時 崇文君） それでは、新型コロナ感染症と共生する中での地域活動、そして社会教育活動の支援についての御質問にお答えをいたします。

町教委には様々な教育施設がございますけれども、これらの施設は日々整備され、活用されておりまして、この施設の維持管理のための経費については、町民の税金や利用者からの使用料によって賄われています。

御指摘の教育施設の使用料については、平成17年度までは平生町公民館等使用料条例で使用料の徴収について定めておりまして、社会教育等団体の使用にあつては無料としておりました。

しかし、利用者層の固定化の傾向や、施設を利用する人と利用しない人との負担の公平性から、利用者にも応分に負担をしていただくことが必要だと、こういうふうに考えまして、本条例を見直し、新たに平生町教育施設使用料条例、これを制定いたしまして、平成18年度からはこの条例に基づいた使用料の徴収を行っています。

平成30年度以降の社会教育施設の使用状況について、実際の使用料収入から見ますと、令和2年度と3年度の収入額は大きく落ち込んでいます。このことについては、体育館と武道館を例にしますと、コロナ禍でなければ年間約300日程度ある開館日のうち、新型コロナ感染症感染防止のため令和2年度は50日程度、そして令和3年度は100日程度の休館日を設定をしたことがその使用状況に大きく影響したものと、このように捉えています。

また、議員の御指摘もございましたが、体育館と武道館を例に、平成30年度と令和4年度の前期の活動団体の使用状況の比較を、これも使用料収入などから見ますと、活動されている全ての団体の使用が戻ってまいりまして、今年度前期は平成30年度と同等あるいはそれ以上の使用されている団体も多くありまして、今年度に入って利用がコロナ禍以前の状況に戻ってきていると考えています。

こうしたことから、使用料については現状ではその利用頻度に大きく影響を与えるものではな

いと、このように考えておりました、平生町教育施設使用料条例による使用料の徴収を引き続き行っていくこととはしておりますけれども、減免認定団体以外の一般の使用など、その利用者の御意見もお聞きしながら研究は続けてまいりたいと、このように考えています。

○議長（中川 裕之君） 平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） 説明ありがとうございました。私は平成17年の条例改正のときには賛成をいたしました。しかし、こういう時期ですから、どうかして社会教育団体、地域の活動が活発にならないかというのをずっと考えてきましたから提案をいたしました。

もともと無料だったんです、どこも。あのときには一定の固定した人が使うわけだから公平を欠くということで賛成をいたしました。でも、今回はもっと活発にさせるという意味で提案をいたしました。社会教育団体についての情報について、私が質問通告をしたときにはこういうデータがなかったんです。減ったデータしかなかったです。先週、もうちょっと詰めにいこうということで協議に行きましたら、新しいデータが、これで答弁しますということでちょっと落ち込みました。

これは分かりましたから次に行きます。何とかできるものならやってみてください。

最後に、町民本位の行政についてですが、ちょっと私ごとですみませんが、私は年間3回、1月と3月と9月、平生町内の約6割の世帯に戸一戸歩きまして、議会の報告を届けて会話を続けてまいりました。もうすぐ12年になります。

その中で、いろいろな声を皆様方に聞いて、これまでの議会活動の糧にしてまいりました。この9月にも20日あまりかかりますが、多くの人からも激励もいただきましたし、御意見もいただきました。中には、紙おむつの支給の相談や町営住宅の入居の相談、農道の雑草の繁茂や水路の危険箇所の安全対策など、いろいろな相談を寄せられました。皆さんのところに相談に行ったところ、大変手早く処理をしていただきまして町民の皆さんも大変喜んでおられます。

そこで、1つほど引っかけたことがあるんですよ。交通安全施設等設置要望書というのが、ガードレールやカーブミラー等のガードパイプ、街灯、こういったものの要望を自治会がするとき、町長宛てに要望書を出してくださいと、こういう書類を見まして、私はびっくりしたんです。（書類を示す）

水路に安全ガードパイプが欲しいという相談がありましたから行ったんですが、これは要望書と同意書、それから誓約書、3枚出すようになっております。カーブミラーの大きさだとかガードパイプを何メートルだとか、ガードレールを何メートルとか、細かく記入するようになっておりました、これは分かるんですけど、同意書には当然地権者とか隣接者とか、利用者との所在地と名前、印鑑を押して出してくださいと。その中には「利用等の欄については、主に施設を利用または設置箇所を通行される方の署名をお願いします」と、こういう文章がついているんです。

それで、最後の誓約書は当該の、そこの自治会に対して、あとは全部あなた方面倒見なさいよ、自治会から苦情が出たらあんた方責任待ちなさいよと。自治会長が代わったらちゃんと責任持って引き継ぎなさいよという条項の紙、誓約書があります。これが本当に住民本位の自治なのか疑問に思いました。

これは、当然のことなんですけど、地方公務員法の第30条「全ての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない」とあります。その次の31条は、例の服務規程の宣誓です。

この文章から言えば、住民のための奉仕じゃなくて、やってほしいならこれだけのことを準備してこいと、逆さまになっておりませんか。ぜひこういうものは改善して、特に危険箇所については地方公共団体の責務ですよ。もしあれば不作為で裁判では負ける例もあります。危険な場所は積極的に町民本位の立場に立って、対策を取るのが行政の仕事ではないですか。

○議長（中川 裕之君） 本日の会議は、都合により延長いたします。

浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えを申し上げます。

交通安全施設は、道路利用者が安全に道路を通行するために設置される施設で、ガードレールやガードパイプ等の防護柵や道路照明、道路反射鏡等が含まれます。住民の皆さんにおかれましては、自らの安全は自ら守るという原点に立って、一人一人が交通ルールと交通マナーを遵守していただいていると思います。

町では、交通事故防止の取組の一つとして、ガードレールやガードパイプ等の防護柵や、カーブミラー等の交通安全施設の整備を行っており、安全で円滑な道路通行の確保に努めているところですが、整備に当たっては、地域の実情に詳しい自治会等からいただいた要望に優先順位をつけながら進めております。

要望の流れといたしましては、地域で交通安全施設の整備が必要と思われる箇所がありましたら、自治会長を通じて交通安全施設等設置要望書に加え、添付書類といたしまして同意書、誓約書を合わせて町に提出していただいております。同意書は、整備予定箇所の土地の権利者及び利用者の同意、誓約書は自治会等の地域の総意であるということを確認するためのものとなります。

同意書、誓約書の提出を要することにつきましては、過去に自治会からの要望に基づき工事を行っていたところ、現場付近の住民から、当該施設を整備することで生活に支障を来してしまうため工事を中止してほしいとの申入れがあり、施設整備を取りやめた事例がありました。このような事例もあり、後々のトラブルを未然に防ぐために同意書及び誓約書を添付していただいているものであります。

しかしながら、御指摘のとおり、町への要望の段階で同意書及び契約書まで準備していただく



ことは申請者にとって負担が大きいものと考えられます。

危険箇所の把握については町職員が巡回等で行うよりも、地域の皆さんにしか分からないことが多くあるのが現状です。町内の危険箇所を確実に把握するためにも、要望箇所の実施要否が決定した後に権利者の同意書、同意等を確認するなど、申請手続を改善する必要があると考えております。このたびの御提案をしっかりと受け止め、町民本位の行政運営に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） ありがとうございます。よろしくお願いします。

子供が落ちる、水路が危ないという方に返事に行きましたが、私はこれを持っていくことができませんでした。逆さまに怒られるんじゃないかと。よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

以上です。

.....

○議長（中川 裕之君） 中村武央議員。

○議員（3番 中村 武央君） 遅い時間になりますけれども、一般質問をさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症陽性者の適切な自宅療養の指導と実際についてお尋ねをいたします。新型コロナウイルスに感染した方、いわゆる陽性者のうち、自宅療養をされる方の療養期間について、確認の意味で質問をさせていただきます。

山口県が公表しています「新型コロナウイルス感染症自宅療養のしおりバージョン2.9」によりますと、陽性者のうち、有症状の場合は「発症日を0日として7日間経過し、かつ、症状軽快後24時間経過した日まで。括弧書きで8日目に解除。ただし10日間が経過するまでは自身による健康状態の確認や、高齢者等ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食などを避けること」と記載されており、また無症状の場合は、「検体採取日を0日として、7日間を経過した日まで。括弧書きで8日目に解除。米印として、発症日から5日目の検査キットによる検査で陰性を確認した場合は、5日間経過後、括弧書きで6日目に解除が可能。ただし、7日間が経過するまでは自身による健康状態の確認や高齢者等ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への不要不急な訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食などを避けること」との記載があります。

そこで、まず症状については、陽性者により様々であると考えますが、陽性者個々の状態について、有症状・無症状の判定は、適切に判断がされ、自宅療養期間などについて適切に指導がされているのかをお尋ねをいたします。

次に、仮に倦怠感などの軽い風邪症状があった場合、この場合は有症状との理解でよろしいのかをお尋ねいたします。

最後に、有症状の場合であっても、発症日から5日目の検査キットによる検査で陰性を確認した場合は5日間経過後、いわゆる6日目に解除可能との考えでよろしいのか。以上3点についてお尋ねをいたします。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えをいたします。

新型コロナウイルス感染症陽性者の適切な自宅療養の指導と実際についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症に罹患した方については、診断した医師が年齢や症状、基礎疾患などを考慮して、発生届の対象となる65歳以上の方、妊婦の方、入院を要する方、重症化リスクがありかつ新型コロナ治療薬の投与または新たに酸素投与が必要な方、または発生届の対象外の方のどちらに該当するか、医学的観点により判断されています。いずれも日々ご自身で健康観察を行い、十分に療養することが重要となります。

発生届の対象となる方については、保健所が関与して健康管理を行い、発生届の対象外の方については、基本的に自己管理をお願いしているところです。

御質問の新型コロナウイルスに感染した場合の有症状・無症状の判定について、そして自宅療養期間等について適切な指導が行われているのかということですが、有症状・無症状の判定については、医療機関を受診された場合には医師において判断され、自宅療養期間については、発生届の対象となる方について原則7日間の療養期間を保健所におきまして適切に指導されているものと認識をいたしております。

次に、倦怠感などの軽い風邪症状の場合が有症状との理解でよいかということですが、これにつきましては、医療機関を受診された場合の前述のとおり、その判定は医師の判断に委ねられるものであり、問診等により無症状の判定がされれば、療養期間の短縮についても当該判定によりなされるものと認識を致しております。

最後に、有症状の場合であっても、発症日から、自らの検査キットによる検査で陰性を確認した場合は5日間の経過後に解除可能と考えてよいのかという御質問ですが、この期間短縮措置につきましては、期間を通じて無症状である場合に限られ、原則7日の療養期間に対しまして例外的に適用されるものでございます。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 中村武央議員。

○議員（3番 中村 武央君） 御丁寧な御答弁いただきましてありがとうございました。保健所もしくは医療機関等によって適切に指導、判断がされているであろうという表現になるのかもし

れませんが、というふう信じております。

それでは、改めまして浅本町長の新型コロナウイルス感染症の陽性判定についてお尋ねをさせていただきます。町の報道発表やマスコミ報道によりますと、浅本町長は令和4年11月21日の月曜日、医療機関によるPCR検査で陽性が確認をされ、その際の症状は軽い風邪症状とのことでした。また、療養期間については令和4年11月28日の月曜日まで自宅療養の予定との報道がなされたところです。

しかしながら、その後の町長の発言から推測しますと、令和4年11月26日の土曜日に自宅療養を解除し、翌27日の日曜日からは通常どおりに近い行動をされたこととの理解をし、また地域住民の方からもそのように見聞きをしております。

我々当事者でない者には正確な情報が届いておりません。報道発表などから推測すると、浅本町長の症状は一般的には有症状と判断される発表内容と理解をしております。であるならば、町長の自宅療養期間が適切ではないとの声が数多く我々のもとには寄せられております。恐らく町長個人や役場のほうにも同様の町民の声が寄せられていることとは思いますが、その説明や釈明が今現在まで正式に発表がされております。

先ほどの答弁から察すると、医師、医療機関もしくは保健所の判断は、町長の症状は有症状ではなく無症状との判断であったのかもしれませんが、その事実は御本人以外誰も知ることができない内容であり、誰も確認することができないことでもあります。

そこでお尋ねをいたします。まず、療養期間の短縮について説明を求めるとともに、療養期間を短縮するにあたり、御本人や医療機関などの判断だけではなく、町の関係職員に意見を求め、一体となってその判断に至ったのかをお尋ねをいたします。

さらに、その判断について正式な発表をせず、今現在に至っているのかがそれでよいとの判断なのかをお尋ねをいたします。

最後に、今回の療養期間を短縮した町長の判断について、決して少なくない方々が不安を感じ、不信を抱いていることに町長御自身がお気づきなのか確認をさせていただきます。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 状況を説明してまいりますと、前日とPCRを受けた両日ともに、抗原検査は全く陰性でありました。したがって、私は別に何も感染していないという状況でありました。ただ、マスコミから電話がありまして、東町長、西町長ともに、和木町長も感染されておりますがどうですかと言われたときに、私は無症状ですし全く何もありませんというふうにご返答したんですが、マスコミが、それでもやっぱりPCRぐらい受けた方がいいんじゃないのって言われたので、その夕方、PCR検査を受けに行きました。

PCR検査もいろいろあって、何か私が受けたのがすぐ出る、結果が。というのは、微量であ

ったらそれを増殖してその測るんだそうです。それですので、普通だったら抗原検査で出ないぐらいの量でも出るというふうなことでございました。それで、私は症状的にはほとんど変わってないんですが、風邪気味とか書いてあるけど、それはまあ多分、私が風邪気味とは言った覚えはないのでどのようにつけたかどうか分かりませんが、ただその話を聞いて、ちょっとだるいなど、これは私15日に告示があつて、その次の日に東京に出張して2泊3日おりますので、これはやっぱり疲れが出たのかなというんで、ちょっとだるいねという症状はあつたんです。ただ、そうは言っても、その日のうちにもう治りましたし、診てもらった先生に、これはここにあるように5日間何もなければ解除でいいんですよと聞いたら、そうですとおっしゃいましたので、じゃあそのとおりでなという話をしました。

それから、毎日保健所から電話がかかってきました。もちろん、時間は決まらず、いつかかってくるか分からないという状況で、5日間全部、毎日かかってきて、体の異常はないと。体温も適切な体温だし、酸素を測る機械、あれも正常であるというのを5日間確認してもらいました。それで保健所の方に、5日間経過したときに、これで5日間経過してキットによる検査を行って陰性だったら解除ですよって言ったら、そうですという話が返ってきましたので、私はそれに対応するものとして5日間で解除したところです。

なぜかという、これを解除できなかつたらしょうがないなと思っていたんですけど、次の日が例の産業まつりでありましたので——私そのまま家の中にとずっとおつてもよかったんです、実は。それは、休めばいいだけの話だから。ただ、そうはいつでも産業まつりが3年間開かれてなくて、状況はどうなんだろうかという、これは町長の責務として、これは見るだけ見んといかんということで行きました。

ただ、そんなにこうずっとおつて人と話したりすることはないし、体育館もずっと回って出てきたぐらいです。だから、そんな接触はしていないし、3か所も全部見て回った程度です。ですので、私としては濃厚接触——万が一ですね、私がまだかかっていたとしても、濃厚接触者はいないと私は思っております。

ただ、それにつきまして、総務課長には、初め医者で言われたことははっきりそのときに言ってるんです。医者からこう言われました、5日間経過で何もなければ解除ということになりますねという話をしております。それから5日間たって——次の日から5日間ですね、5日間たって、これで何もないし、キットも陰性になったので解除しますという報告を入れさせていただいたわけでございます。

したがって、私が行った行動について、私は反しているところはないというふうに考えております。

それから、皆さん方が、町民の皆さんも心配されているという話は、私は伺ったことはありま

せん。皆さん、早く治ってよかったねということはお聞きしておりますけれども、まあ言わないだけでも分からないです、そう思っている。それは私は聞いておりません。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 中村武央議員。

○議員（3番 中村 武央君） ただいまの説明をお聞きしまして、非常に失礼な質問となったことおわびを申し上げます。大変申し訳ございませんでした。

町長、あなたは浅本邦裕個人だけではなく、平生町長の浅本邦裕町長なんです。平生町新型コロナウイルス感染症対策本部の責任者でもあるあなたが一個人の判断で、住民に不信を抱かせ不安を助長されるような行動は控えるべきだったとは思われませんか。お耳に届いてないだけかもしれませんが、「何で産業まつりに町長がおるん」という声を複数の方から耳にしております。

町長の2期目のスタートでもあるこの定例会でこのような質問をあえてさせていただいたのは、町長の1期目の4年間に築かれた成果を非常に高く評価をしているからであり、これから2期目にさらなる町政への期待をしたいとの思いであることからであることをお伝えをいたします。

だからこそ、軽率とも受け取れる行動されたことを反省し、職員や住民に対する説明責任を果たし、きちんと謝罪をする必要があるのではないかと私は感じております。

職員や住民がこの件で抱いている不信感を払拭し、皆で力を合わせていける環境を整え、今後の4年間の浅本町政を充実したものにしていきたいんです。平生町に唯一無二の存在である平生町長浅本邦裕として、今取るべき行動をお考えいただき、その御回答をいただきましてこの質問を終わりたいと思います。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 先ほども申し上げましたとおり、私は軽率な行動を行ったつもりは全くないです。先ほども言ったとおり、ちゃんと指示されたとおりに動いています。

それから、産業まつりに行ったのは、先ほども言ったとおり、私は町長という責務、やっぱり見ておかないといけないなという、これは町長としての責任だと思うことから参りました。本当は、行かないで家でのにびりしていたらよかったなとは思いますが、これはやはり3年間やってなかった産業まつりがどのような状況なのか、寂しくて誰もおらなかつたりしたらどうしようかというような気持ちで見に行ったわけでありまして、これは間違っていたとか言うつもりは全くありません。

以上です。

○議長（中川 裕之君） これをもって、一般質問を終了いたします。

○議長（中川 裕之君） これより、行政報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。これをもって、行政報告に対する質疑を終了いたします。

次に、提出議案に対する質疑に入ります。

まず、議案第49号「令和4年度平生町一般会計補正予算」から議案第55号「令和4年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算」までの件を一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第56号「平生町個人情報保護法施行条例」について質疑を行います。

質疑はありませんか。赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） それでは、議案第56号「平生町個人情報保護法施行条例」と、それと関連する57号、58号にもかかるかもしれませんが、質疑をいたします。

平生町個人情報保護条例を廃止し、平生町個人情報保護法施行条例を制定する目的は何なのかお尋ねをいたします。

2つ目に、今までの個人情報保護条例で個人情報が流出したことがあったのかお尋ねをいたします。

3点目に、このことにより、デジタル関連法に基づき情報ネットワークに個人情報が接続され、民間企業が平生町民の情報を手に入れる道を開くことにはならないかお尋ねをいたします。

4点目に、民間企業などが平生町の持つ町民個人情報を入手させないために町独自の個人情報保護条例の制定はできるのか。

以上4点についてお尋ねをいたします。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 担当課長から説明させていただきます。

○議長（中川 裕之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾 和正君） 議案第56号、また57、58号に関しましての御質問にお答えさせていただきます。

まずは、平生町個人情報保護条例を廃止をして平生町個人情報保護法施行条例を制定する目的をお尋ねでございます。このたび、平生町個人情報保護法施行条例を制定する目的は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により改正をされました、個人情報の保護

に関する法律が令和5年4月1日から施行することに伴いまして、同法において、条例で定めることとされている事項を制定するものでございます。

このたびの法改正の目的は、社会全体のデジタル化に対応した個人情報保護とデータ流通の両立が要請される中、団体ごとの個人情報保護条例の規定、運用の相違がデータ流通の支障となっていることから、全国的な共通ルールを法律で規定するものであります。

この法律の規定は、地方公共団体の機関に対して直接適用されることとなりますことから、条例で法律の規定と重複をする規定を存置、または新たに整備する必要がないため、このたび平生町個人情報保護法施行条例を廃止するものでございます。

次に、これまで本町が持っている平生町個人情報保護条例の下で個人情報が流出したことはあったかとの問いでございますけれども、個人情報が流出をしたといったことはございません。

続いて、民間企業が平生町民の情報を手に入れる道を開くことにはならないかというふうなお尋ねでございます。このたびの改正後の個人情報保護法では、匿名加工情報の提供制度が、国と同じ規律により地方公共団体にも導入されます。匿名加工情報とは、特定の個人を識別することができないように個人情報を加工し、当該個人情報を復元できないようにした情報のことでございます。

提供制度の内容といたしましては、まず行政機関が提案募集を実施をし、その募集による民間事業者からの提案に対しまして行政機関が各審査基準に基づき適否を審査し、審査基準に適合した場合に限り、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を双方で締結した上で匿名加工情報の提供を行うことになっております。

この制度は、経過措置として当分の間、都道府県及び指定都市について適用することとなっております。こういったことから、現時点で情報ネットワークで民間企業が行政機関の情報を入手することはできないというふうに認識をしているところでございます。

また、4点目でございます。町独自の個人情報保護条例ができるのかとの問いでございます。改正後の個人情報保護法では、行政機関が保有する個人情報を民間企業などに入手させないための独自の保護措置を条例で規定することは許容されていないというふうに認識をしております。

以上でございます。

○議長（中川 裕之君） ほかに質疑はありませんか。赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） 今の説明で分かりました。データの流通を目的としているというのがあったんですけども、一応その個人情報については、匿名加工されて、個人が分からないようにした上で流通させるというような内容だったと思うんですけど、その点については市町村の段階ではまだ、将来的にはそうなると思うが、まだな状況だと、こういう説明でした。

しかし、こういうデータが流出したという話はニュースとかで聞いて、もうぞろぞろ出てくる

場合が、いっぱい今でも出てきておるんで非常に危惧を感じているところであります。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第57号「平生町情報公開個人情報保護審査会条例」について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第58号「平生町情報公開条例及び平生町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例」について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第59号「職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例」について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第60号「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」について質疑を行います。

質疑はありませんか。赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） 全員協議会のときの資料なんですけど、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、3番目に、60歳を超える職員の給料が7割となる措置を降級事由に位置づけるというのがあります。

それからずっと下の7番目に、再任用制度の廃止、定年前再任用短時間勤務制給料月額7割措置の導入に伴う改正と、こうあるんですが、要するに平生町の職員の定年年齢を延長するにあたって、60歳を超えた場合については給料を7割に減額して勤務してもらうと、こういうことになるのでしょうか。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） そういうことになります。今もう国のほうは55歳で昇給は止まっていますけれども、60歳になれば当然給料も7割ということに国のほうもなっていますので、それ



とも合わせて、そのようにしております。

以上です。

○議長（中川 裕之君） ほかに質疑はありませんか。赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） 7割という限りにおいて、定年になったときに、ちょうどみんな同じような給料なら同じように7割なんですけど、やっぱり人によって同じ7割でも多い少ないというのはあるものなんでしょうか。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） そのときのその方の給料表の号給によりまして当然違いは出てくるものというふうに思っております。

以上です。

○議長（中川 裕之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第61号「平生町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例」について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第62号「町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例」について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第63号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第64号「平生町下水道事業の設置等に関する条例」について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第65号「令和3年災害第18-101号農道平生中央地区線道路災害復旧工事の工事請負契約の変更契約の締結」について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。

これをもって、提出議案に対する質疑を終了いたします。

---

○議長（中川 裕之君） ここで、日程の変更についてお諮りいたします。

一般質問、行政報告及び提出議案に対する質疑が終了いたしましたので、12月14日の本会議は休会といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 御異議なしと認めます。よって、日程を変更することに決しました。

したがって、本日の議事日程に日程第24、委員会付託を追加いたします。

---

#### 日程第24. 委員会付託

○議長（中川 裕之君） 日程第24、お諮りいたします。議案第49号「令和4年度平生町一般会計補正予算」から議案第65号「令和3年災害第18の101号農道平生中央地区線道路災害復旧工事の工事請負契約の変更契約の締結」についてまでの件は、会議規則第35条第1の規定により、お手元に配付の付託表のとおり各常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 御異議なしと認めます。よって、議案第49号から議案第65号は、各常任委員会に付託することに決しました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。次の本会議は12月21日午前9時から行います。

午後5時32分散会

---

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 中 川 裕 之

署名議員 中 丸 和 則

署名議員 中 村 武 央



議事日程(第2号)

令和4年12月21日 午前9時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第49号 令和4年度平生町一般会計補正予算
- 日程第3 議案第50号 令和4年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第4 議案第51号 令和4年度平生町下水道事業特別会計補正予算
- 日程第5 議案第52号 令和4年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算
- 日程第6 議案第53号 令和4年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計補正予算
- 日程第7 議案第54号 令和4年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第8 議案第55号 令和4年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算
- 日程第9 議案第56号 平生町個人情報保護法施行条例
- 日程第10 議案第57号 平生町情報公開・個人情報保護審査会条例
- 日程第11 議案第58号 平生町情報公開条例及び平生町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第59号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第60号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 日程第14 議案第61号 平生町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第62号 町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第63号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第64号 平生町下水道事業の設置等に関する条例
- 日程第18 議案第65号 工事請負契約の締結について(変更)  
令和3年災害 第18-101号  
農道平生中央地区線道路災害復旧工事
- 追加日程第1 議案第66号 令和4年度平生町一般会計補正予算
- 日程第19 議員派遣について
- 日程第20 委員会の閉会中の所管事務等の調査について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第2 議案第49号 令和4年度平生町一般会計補正予算  
日程第3 議案第50号 令和4年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算  
日程第4 議案第51号 令和4年度平生町下水道事業特別会計補正予算  
日程第5 議案第52号 令和4年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算  
日程第6 議案第53号 令和4年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計補正予算  
日程第7 議案第54号 令和4年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算  
日程第8 議案第55号 令和4年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算  
日程第9 議案第56号 平生町個人情報保護法施行条例  
日程第10 議案第57号 平生町情報公開・個人情報保護審査会条例  
日程第11 議案第58号 平生町情報公開条例及び平生町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例  
日程第12 議案第59号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例  
日程第13 議案第60号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例  
日程第14 議案第61号 平生町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例  
日程第15 議案第62号 町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例  
日程第16 議案第63号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
日程第17 議案第64号 平生町下水道事業の設置等に関する条例  
日程第18 議案第65号 工事請負契約の締結について（変更）  
令和3年災害 第18-101号  
農道平生中央地区線道路災害復旧工事  
追加日程第1 議案第66号 令和4年度平生町一般会計補正予算  
日程第19 議員派遣について  
日程第20 委員会の閉会中の所管事務等の調査について

---

出席議員（12名）

- |            |            |
|------------|------------|
| 1番 中村 一幸君  | 2番 中丸 和則君  |
| 3番 中村 武央君  | 5番 中本 敦子さん |
| 6番 赤松 義生君  | 7番 河藤 泰明君  |
| 8番 岩本ひろ子さん | 9番 細田留美子さん |
| 10番 河内山宏充君 | 11番 平岡 正一君 |

12番 村中 仁司君

13番 中川 裕之君

---

欠席議員 (なし)

---

欠 員 (なし)

---

事務局出席職員職氏名

局長 重歳 征二君

書記 加村 直子さん

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	浅本 邦裕君	副町長	高木 哲夫君
教育長	清時 崇文君	会計管理者	田坂 孝夫君
総務課長	中尾 和正君	地域振興課長	星出 一明君
デジタル推進課長兼新庁舎業務担当課長			横田 佳幸君
町民福祉課長	淵上万理子さん	税務課長	池田 真治君
健康保険課長	金岡 泰史君	産業課長	吉岡 文博君
建設課長	友田 隆君	環境政策室長	山本 和也君
教育次長兼学校教育課長			河島 建君
社会教育課長兼社会体育班長事務取扱			三村 直子さん
総務課財務班長	山本 順一君		

---

午前9時00分開議

○議長(中川 裕之君) ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

**日程第1. 会議録署名議員の指名**

○議長(中川 裕之君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において中本敦子議員、赤松義生議員を指名いたします。

---

**日程第2. 議案第49号**

日程第3. 議案第50号

日程第4. 議案第51号

日程第5. 議案第52号

日程第6. 議案第53号

日程第7. 議案第54号

日程第8. 議案第55号

日程第9. 議案第56号

日程第10. 議案第57号

日程第11. 議案第58号

日程第12. 議案第59号

日程第13. 議案第60号

日程第14. 議案第61号

日程第15. 議案第62号

日程第16. 議案第63号

日程第17. 議案第64号

日程第18. 議案第65号

○議長（中川 裕之君） 日程第2、議案第49号「令和4年度平生町一般会計補正予算」から日程第18、議案第65号「令和3年度災害第18-101号農道平生中央地区線道路災害復旧工事の工事請負契約の変更契約の締結について」までの件を一括議題といたします。

これより、所管委員会における審査の経過並びに結果に関し、委員長の報告を求めます。

岩本ひろ子総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長（岩本 ひろ子さん） おはようございます。それでは、総務厚生常任委員会の御報告をいたします。

総務厚生常任委員会は12月16日に委員会を開催し、本会議から付託された議案について審査を行いました。それぞれの議案について執行部に説明を求め、質疑を行いました。採決の結果、お手元の資料にありますように、全会一致で全ての議案が可決すべきとなりました。

主だった質疑を申し上げます。議案第49号については、財産管理費の需用費について質疑がなされ、ガソリン代の高騰と電気代の値上げに伴う増額補正である旨の回答がありました。

また、消防費、消防施設費の役務費等について質疑がなされ、日本消防協会から交付を受ける消防団防災学習災害活動車の登録費用である。また、車両とあわせて防災学習に使用する水消火器やAED訓練などで使用される人形なども交付されると聞いているため、活用方法について検討したい旨の回答がありました。



議案第50号、53号から63号については、質疑はありませんでした。

いずれの議案についての討論は反対、賛成ともありませんでした。

以上が主だった内容です。

○議長（中川 裕之君） 次に、中本敦子産業文教常任委員長。

○産業文教常任委員長（中本 敦子さん） 産業文教常任委員会は12月15日に委員会を開催し、本会議から付託された議案の審査を行いました。それぞれの議案について執行部に説明を求め、質疑を行いました。採決の結果、お手元の資料にありますように、全会一致で全ての議案が可決すべきとなりました。

主だった質疑を申し上げます。議案第49号については、上水道企業費の水道料金低減対策事業について質疑がなされ、増額の主な要因は、浄水場、配水池等の電気代である旨の回答がありました。

議案第51号については、下水道整備費の委託料及び工事請負費の内容について質疑がなされ、委託料の入札減により690万円を工事請負費へ振り替え、発注予定の今井地区の管渠布設工事等に充てる旨の回答がありました。

議案第64号については、繰入金について質疑がなされ、企業会計への移行後においても今までどおり繰入れが必要である。また、繰入額についても減少する状況にないとの回答がありました。

いずれの議案についても討論は反対、賛成ともありませんでした。

以上が主だった内容です。終わります。

○議長（中川 裕之君） 以上で委員長報告を終わります。

これより、委員長報告に対する質疑を一括で行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、議案第49号から第55号に対する反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） 議案第49号「令和4年度平生町一般会計補正予算」、賛成の立場で討論をいたします。

このたびの補正予算については、ほとんどが賛成できるものですが、国庫補助金としてマイナンバーカードの交付事務費が21万8,000円計上されています。歳出においても、戸籍住民

基本台帳費に同様に計上されています。

そもそもマイナンバー制度は経団連などの要望のままに、国民の所得、資産、社会保障給付を把握し、国民への徴収強化と社会保障費の削減を進める仕組みです。

この一点について問題点を指摘して、私の賛成討論を終わります。

○議長（中川 裕之君） 次に、反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 次に、賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 以上で、議案第49号から第55号に対する討論を終了いたします。

続きまして、議案第56号から議案第64号に対する反対討論はありますか。

赤松義生議員

○議員（6番 赤松 義生君） 議案第56号「平生町個人情報保護法施行条例」、議案第57号「平生町情報公開・個人情報保護審査会条例」、議案第58号「平生町情報公開条例及び平生町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例」、以上3点について反対の立場で討論をいたします。

これまでの平生町個人情報保護条例を廃止し、今回提案されている条例の制定及び条例の一部改正は、昨年5月12日に成立したデジタル関連法案によるものです。デジタル化により便利になる部分もあるでしょうが、デジタル関連法案は行政が個人情報を集積し、そのデータを企業などに開放して、利活用しやすい仕組みにすることを優先し、個人情報はないがしろになっています。行政が保有する個人情報を企業のもうけの種として本人の同意もなく、目的外利用し、外部提供して成長戦略へ、そして企業の利益につなげようというものです。法案審議の中で、当時の平井大臣は、自治体が独自に制定する個人情報保護条例はいったんリセットすると答弁し、全国共通のルールを設定した上で、法の範囲内で独自の保護措置を最小限で共用すると答えています。

個人情報は、憲法が保障する基本的人権です。企業の利益のために個人情報のないがしろにするもので、賛成はできません。

○議長（中川 裕之君） 次に、賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 次に、反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 以上で、議案第56号から第64号に対する討論を終了いたします。

続きまして、議案第65号に対する反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 以上で、議案第65号に対する討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

まず、議案第49号「令和4年度平生町一般会計補正予算」を採決いたします。

議案第49号を両委員会に分割して付託した結果、両委員会とも可決との報告でありました。

議案第49号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中川 裕之君） 起立全員であります。よって、議案第49号は委員長の報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第50号「令和4年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算」から議案第55号「令和4年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算」までを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中川 裕之君） 起立全員であります。よって、議案第50号から議案第55号は委員長の報告のとおり可決いたしました。

続きまして、議案第56号「平生町個人情報保護法施行条例」を採決いたします。

議案第56号に対する委員長の報告は可決であります。

議案第56号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中川 裕之君） 起立多数であります。よって、議案第56号は委員長の報告のとおり可決いたしました。

続きまして、議案第57号「平生町情報公開・個人情報保護審査会条例」を採決いたします。

議案第57号に対する委員長の報告は可決であります。

議案第57号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中川 裕之君） 起立多数であります。よって、議案第57号は委員長の報告のとおり可決いたしました。

続きまして、議案第58号「平生町情報公開条例及び平生町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

議案第58号に対する委員長の報告は可決であります。

議案第58号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中川 裕之君） 起立多数であります。よって、議案第58号は委員長の報告のとおり可決いたしました。

続きまして、議案第59号「職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

議案第59号に対する委員長の報告は可決であります。

議案第59号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中川 裕之君） 起立全員であります。よって、議案第59号は委員長の報告のとおり可決いたしました。

続きまして、議案第60号「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」を採決いたします。

議案第60号に対する委員長の報告は可決であります。

議案第60号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中川 裕之君） 起立全員であります。よって、議案第60号は委員長の報告のとおり可決いたしました。

続きまして、議案第61号「平生町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

議案第61号に対する委員長の報告は可決であります。

議案第61号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中川 裕之君） 起立全員であります。よって、議案第61号は委員長の報告のとおり可決いたしました。

続きまして、議案第62号「町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

議案第62号に対する委員長の報告は可決であります。

議案第62号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中川 裕之君） 起立全員であります。よって、議案第62号は委員長の報告のとおり可決いたしました。

続きまして、議案第63号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

議案第63号に対する委員長の報告は可決であります。

議案第63号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中川 裕之君） 起立全員であります。よって、議案第63号は委員長の報告のとおり可決いたしました。

続きまして、議案第64号「平生町下水道事業の設置等に関する条例」を採決いたします。

議案第64号に対する委員長の報告は可決であります。

議案第64号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中川 裕之君） 起立全員であります。よって、議案第64号は委員長の報告のとおり可決いたしました。

続きまして、議案第65号「令和3年災害第18-101号農道平生中央地区線道路災害復旧工事の工事請負契約の変更契約の締結について」を採決いたします。

議案第65号に対する委員長の報告は可決であります。

議案第65号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中川 裕之君） 起立全員であります。よって、議案第65号は委員長の報告のとおり可決いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開は9時40分といたします。

午前9時21分休憩

.....

午前9時39分再開

○議長（中川 裕之君） 再開いたします。

ただいま町長から、議案第66号「令和4年度平生町一般会計補正予算」が追加提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 御異議なしと認めます。よって、議案第66号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決しました。

---

## 追加日程第1. 議案第66号

○議長（中川 裕之君） 追加日程第1、議案第66号「令和4年度平生町一般会計補正予算」を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 議員の皆さん、おはようございます。

去る12月13日に御提案申し上げました議案につきまして、本会議並びに常任委員会で慎重に御審議賜りましたことを、まずもって厚くお礼申し上げます。

そして、ただいまは予算7件、条例9件、事件1件の議案につきまして御議決を賜りまして、誠にありがとうございました。

さて、本日御提案申し上げますのは予算1件でございます。

それでは、議案第66号「令和4年度平生町一般会計補正予算」であります。今回の補正額は100万3,000円を追加いたしまして、予算総額は6億6,421万1,000円となるものであります。このたびの補正予算につきましては、佐賀保育園の設備改修に要する事業費を計上いたすほか、農業水路等長寿命化・防災減災事業におけるため池対策に要する事業費を変更いたすものであります。

8ページの歳出から御説明申し上げます。

保育所運営費では、佐賀保育園における給水設備の改修に要する経費を計上いたしております。

なお、本件につきましては12月13日に給水管の破損が確認されたことによるものであり、現在、応急的な処置を施してはおりますが、管の老朽化が著しいことから早急な改修を要するものであります。

土地改良事業費では、農業水路等長寿命化・防災減災事業において、大野北の神出ため池における切開工事の計画策定業務を追加実施したく、事業に要する経費を委託料に計上いたしております。

なお、本事業の財源は全額県補助金であり、令和5年度に実施を予定しておりましたが、事業の促進を図るため、本年度に前倒して実施できるよう県と調整いたしましたものであります。

また、工事請負費につきましては、同事業において実施しております佐合島の佐川ため池の切開工事につきまして、実施設計に基づく見込額の変更による減額補正をいたすものであります。

戻りまして、7ページの歳入であります。

県補助金では、農業水路等長寿命化・防災減災事業における事業費減に伴い、減額の補正をいたすものであります。

財政基金繰入金では、佐賀保育園の改修事業に要する一般財源に対応するため、財政基金から

の繰入を行うものであります。

町債では、佐賀保育園の改修事業の財源として計上いたすものであります。

戻りまして、4ページの地方債の補正につきましては、佐賀保育園改修事業の起債額を追加いたすものであります。

なお、9ページには地方債に関する調書を添付しておりますので、御参考に供していただきたく存じます。

以上で、令和4年度平生町一般会計補正予算の説明を終わらせていただきます。

なお、説明不足の点もあろうかと思っておりますので、皆様方の御質問によりまして私並びに説明出席者によりお答えをいたしたいと存じます。御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（中川 裕之君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより提出議案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 次に、本案に対する賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第66号「令和4年度平生町一般会計補正予算」を起立により採決いたします。

議案第66号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中川 裕之君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第19. 議員派遣について

○議長（中川 裕之君） 日程第19、議員派遣についての件を議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣についての件は、お手元に配付の文書のとおりといたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 御異議なしと認めます。よって、議員派遣についての件は、お手元に配付の文書のとおりとすることに決しました。

---

#### 日程第20. 委員会の閉会中の所管事務等の調査について

○議長（中川 裕之君） 日程第20、委員会の閉会中の所管事項等の調査についての件を議題といたします。

会議規則第67条第1項の規定によって総務厚生常任委員長、産業文教常任委員長及び議会運営委員長から、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。各委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 御異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決しました。

---

○議長（中川 裕之君） 以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

これをもって令和4年第10回平生町議会定例会を閉会いたします。

午前9時48分閉会

---



地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 中 川 裕 之

署名議員 岩本ひろ子

署名議員 細田留美子